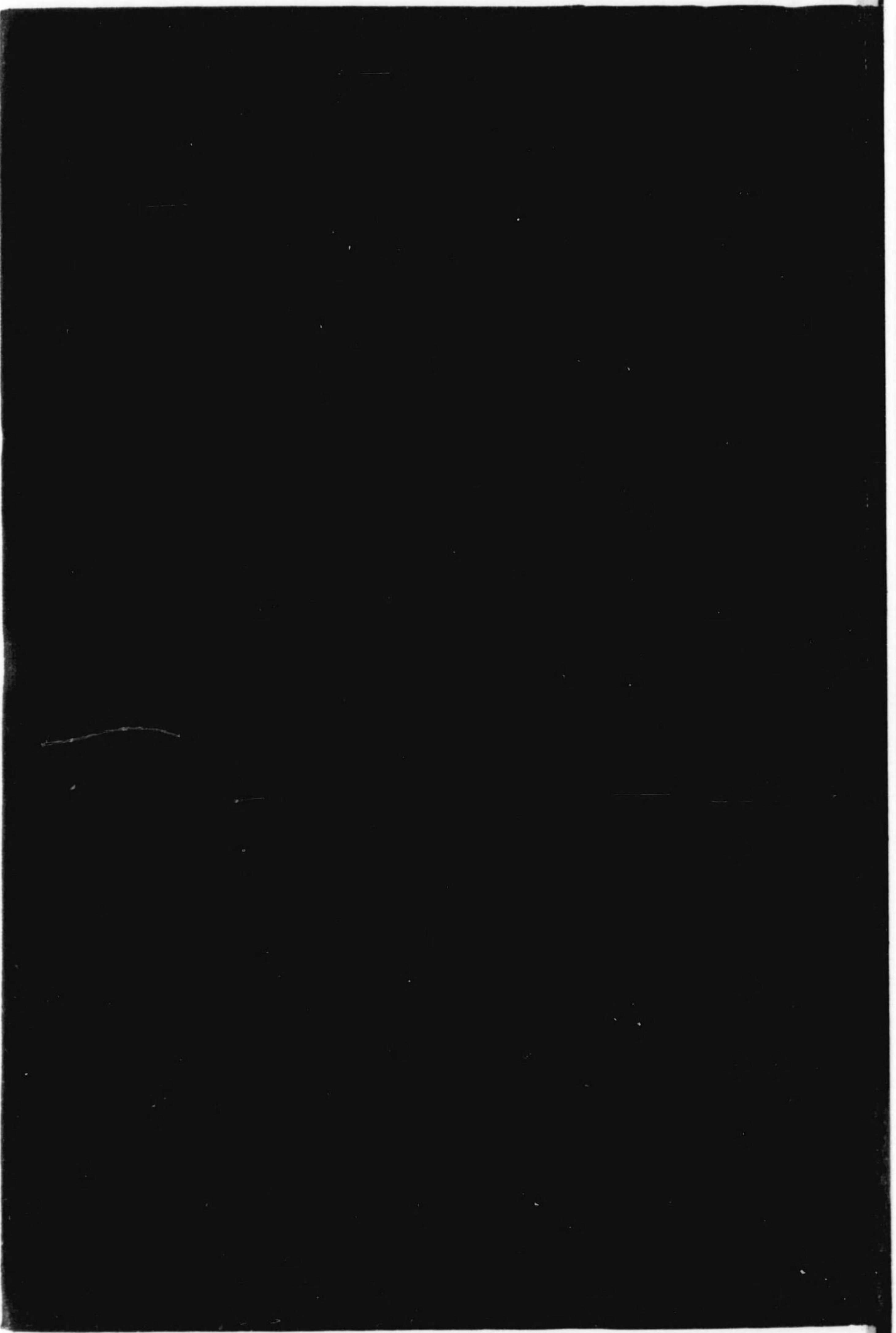


始



388

時234
54



東亞民族
の
指針

東亞研究會編

皇道日本の實體



東京 大亞細亞社

大亞細亞

皇國日本の實體

東亞協會編輯

序

我現下の情勢は、長期對戦のまゝ長期建設への新體制を整へ、東洋永遠の平和たる民族親和の理想に向て邁進すべき大使命を課せられた。

而して事態は刻々に變化し、混沌たる國際情勢は一觸即發の危機を孕み、無氣味な胎動を續け國民をして閑暇なきに至らしめてゐる。この時局下に吾等は益々強化されつゝある諸機構の推移を究明、銃前銃後の職分を自覺して國運の伸展に努めねばならない。

この秋に當り、本書は、我同胞が不動の體制を整へる爲に、日本固有の精神文化を再認識し、肇國理想の顯現、即ち四隣相和の實を擧げんとする皇道日本の實體を詳述し、以て非常時局に聊か寄與せんと努めた。幸にして大方諸賢が何等かの御參考にでもなれば、著者の本懐之に過ぐるものはない。

著者識

東亞民族
の指針

皇道日本の實體 (目次)

國號の由來……………一
國旗に就いて……………一

日章旗の由來……………七

國旗の制定……………八

國旗掲揚法……………八

(1)全掲の場合—(2)我國旗と外國旗と同時に掲げる場合—(3)弔旗の場合—(4)半旗の場合

國旗掲揚の注意……………九

國歌の由來……………一〇

八紘一字の精神……………三

日本精神

日本精神とは何ぞや

統一的精神の發現……………一八
 日本精神の意義……………一九
 歴史と共に発展した日本精神……………二〇
 日本精神の持つ特徴……………二二
 負けじ魂……………二五
 朝日に映發する清淨心……………二七
 天岩戸の場面に似た心……………二七
 雄大にして且つ森嚴な心……………二六
 神道のもつ日本精神……………二九
 日本精神から見た佛教……………三三

儒教と日本精神……………三四
 日本精神に及ぼした心學の影響……………三七

偉大な抱擁力を持つ日本

精神

危かりし日本……………三九
 外來の學問と思想……………四一
 (1)儒教の傳來—(2)佛教の傳來……………四三
 武士道と儒教佛教の關係……………四三
 日本精神は平和を好む……………四三
 抱擁心の歴史……………四四
 (1)日本精神忘却されず—(2)抱擁と共に進む……………四四

日本國性の長所短所

國 民 性……………五〇
 外國人の見た日本人……………五一
 日本國民性の短所……………五三
 (1)狭小性—(2)姑息性—(3)依頼性—(4)浮薄性
 (5)虚榮性—(6)主我性……………五三
 國民性の長所……………五六

國民更生の根本義

日本精神の再認識……………六〇
 日本精神による商業……………六一
 日本精神による工業……………六四
 日本精神による農業……………六五
 日本精神による政治……………六七
 國民教育と日本精神……………六八
 非常時打開は日本魂……………六九

武士道

武士道とは何ぞや

武士道の特色……………七一

武士道は忠節の精神にあり……………七二
 不義の武は武士道に非ず……………七三
 生命よりも名譽を重んず……………七四

武士は食はねど高楊枝……………七四
 武伎の修練は自己の修養……………七五
 武士道は犠牲的精神なり……………七六
 花も實もある風流武士……………七七

大和魂……………七
 町人によつて持續された
 武士道……………八〇

大和民族

日本民族の由來……………三
 先住民民族……………六
 日本文明の濫觴……………七
 日本文明の眞髓……………九
 血液型より見たる日本人……………九
 大和民族生成の過程……………九
 社會的發展の跡……………九

渾合融和の社會過程……………九
 日本民族の優秀性……………九
 天孫民族の社會力……………九
 日本民族の文化……………九
 農村文化の發生……………一〇
 特質を持つ宗教的文化……………一〇
 古代に於ける母權社會……………一〇

日本民族の眞使命

世界の三大思潮……………一〇四
 民族性に就て……………一〇五

新興民族としての日本……………一〇六
 民族文化の新使命……………一〇八
 亞細亞の盟主たらんには……………一〇九

大日本帝國國體

皇國の本源と天皇の地位……………一一〇
 國體と國家組織……………一一四
 國體の精華……………一二五

皇國日本の政體……………一二八
 帝國憲法の特質……………一三三
 皇國の建軍精神……………一三四
 軍人に賜りたる勅語……………一三七

内外革新

防共盟邦の楔

防共協定は何故出来たか	一三〇
日獨防共協定の内要	一三一
日獨防共協定に伊國參加	一三四
伊國の滿洲國承認	一三六
日伊通商條約	一三六
日滿伊通商協定	一三八
日獨文化協定	一三九
ソ聯の對日行動	一四〇
極東に於ける赤化侵略	一四三
滿蒙國境に於けるソ聯の大軍備	一四四
漁業權益の現状	一四六

日ソ關係

北樺太利權の現状	一四九
興亞院	一四九
企畫院	一五一
内閣參議制度	一五三
傷兵保護院	一五五
傷兵保護院の事業	一五六
(1) 教養教化に關する事業 (2) 職業保護事業 (3) 醫療保護事業 (4) 優遇其他に關する事業	一五六
銑後國民の責務	一五六
物價對策委員會	一五六
經濟警察制度	一六〇
國民健康保險法	一六一
恩給金庫法	一六三

資源愛護と國民生活の實際

庶民金庫法	一六二
商店法	一六三
國家總動員法	一六四
資源を愛護せよ	一六六
近代戦は兵力と經濟力の戦	一六九
資源の不足も敢て恐るゝに足らず	一七〇
資源愛護は先づ家庭から	一七二
國產愛用の意義	一七三
(1) 國產代用品 (2) ステープルファイバー製品 (3) 絹製品及び人絹製品 (4) 水棲動物皮革製品 (5) 擬革・ゲアルカナイズトファイバー製品 (6) 人造石油 (7) 藥バルブ (8) 人造	一七三

内政機構

軍事援護

消費節約の意義	一七六
(1) 鐵 (2) 白金 (3) 銅、真鍮 (4) 鉛 (5) 亞鉛 (6) 錫 (7) ニッケル (8) アンチモン (9) 石炭 (10) 石油 (11) 麻	一七六
資源回收の意義	一八三
廢品を生ぜ	一八八
廢品の更生	一九〇
廢品回收の實行	一九六
賣惜み買占めの自制	一九七
金の使用禁止	一九八
軍事扶助法の目的	一九九
軍事扶助法の適要範圍	二〇〇
扶助の種類及び方法	二〇〇

再建亞細亞

(1)生活扶助—(2)醫療—(3)助産 (4)生業扶助
—(5)臨時生活扶助—(6)埋葬

内縁關係家族の援護……………二〇二

遺家族の援護……………二〇三

(1)軍事扶助法—(2)扶助料—(3)遺族の範圍及
び受扶助料者の順位—(4)扶助料の額—(5)扶

助料證書に依る金融—(6)特別賜金—(7)金鵝
勳章年金—(8)行賞賜金—(9)其他各種賜金

内縁關係の遺家族援護……………二〇七

歸還兵の援護……………二〇八

(1)生業援護—(2)職業の斡旋

我等國民の覺悟……………二一〇

長期建設と大陸經營

長期建設の意義……………二二二

大陸經營……………二二五

日滿支プロツクから見た新資源……………二三二

(1)鐵—(2)石炭—(3)工業用鹽—(4)石油—(5)棉
花—(6)羊毛とバルブ—(7)其他—(8)滿洲大

長期建設と文化の移植

豆

北支那資源の概況……………二二五

中支那資源の概況……………二二六

日本教育の目的……………二二七

教育者への再教育……………二二九

政治的に見た防共新支那

支那に於ける文化狀態……………二三一

支那の教育……………二三四

新政權の誕生……………二三五

中華民國臨時政府……………二三六

中華民國維新政府……………二三八

察南自治政府……………二三九

晋化自治政府……………二四〇

蒙古聯盟自治政府……………二四〇

蒙疆聯合委員會……………二四〇

聯合委員會と其の内容……………二四二

委員會の職責……………二四三

廈門治安維持會其他……………二四二

經濟的に見た防共新支那

北支經濟建設の概況……………二四三

中國準備銀行の創設……………二四四

舊通貨の整理……………二四五

經濟擾亂取締辦法……………二四六

中國聯銀クレジット設定……………二四六

新通貨制度に外國側追従……………二四七

天津英佛租界の聯銀券容認……………二四七

滿鐵の北支進出と北支開發會社……………二四八

日華經濟協議會……………二五〇

北支財政概況

臨時政府財政概況……………二五三

海關の接收……………二五四

支那に於ける列國の權益

關稅の大改正……………	二五五
日本の權益……………	二五七
イギリスの權益……………	二五八
フランスの權益……………	二五九
ドイツの權益……………	二六〇
アメリカの權益……………	二六一
ソ支不可侵條約……………	二六二
政治的權益と對支投資……………	二六六

滿洲帝國

滿洲國の概況

日滿關係……………	二六五
滿洲國の躍進……………	二六六
(1)對支關係—(2)對ソ關係—(3)對獨關係—(4)對伊關係其他……………	二七〇

産業

治外法權撤廢後の特殊事情……………	二六八
經濟建設の概要……………	二七一
重要産業の統制……………	二七二
産業五ヶ年計畫……………	二七三

産業五ヶ年計畫の修正……………	二七四
滿洲重工業會社の設立……………	二七六
特殊會社……………	二七六
鑛業……………	二七七
工業……………	二七八
農業……………	二七九
林業……………	二八〇
畜産……………	二八一

大和民族の新天地

移民の沿革……………

國策としての滿洲移民の重要性……………	二八五
移民計畫の大綱……………	二八六
試験移民より集團移民へ……………	二八七
二十箇年百萬戸の移住計畫……………	二八八
集團移民に對する補助……………	二八九

自由移民に對する補助……………	二九〇
移住地に於ける農作物の概況……………	二九二
移住地に於ける蓄産の概況……………	二九五
第一次移民團の現状……………	二九四
第二次移民團の現状……………	二九七
第三次移民團の現状……………	二九八
第四次移民團の現状……………	三〇〇
第五次移民團の現状……………	三〇二

第六次移民團の現状……………三〇三

拓務省以外の諸計畫……………三〇六

- (1) 一棵樹開拓組合—(2) 天理村—(3) 鏡泊學園
- (4) 鐵道自警村—(5) 林業移民—(6) 鶴岡炭礦
- 移民—(7) 饒河移民—(8) 吉林省松島移民—
- (9) 呼倫貝爾開拓組合

青年移民

青年移民の意義……………三二一

- (1) 日本民族の最前衛—(2) 體位向上より見て
- (3) 兵站線擴大より見て

内地訓練所の概況……………三二二

現地訓練所の概況……………三二四

昭和十三年度青年移民……………三二五

現地訓練終了者の將來……………三二六

青年移民と兵役關係……………三二七

北米に於ける邦人の活躍……………三八

北米合衆國……………三八

布哇……………三八

在米邦人の教育……………三九

英領加奈陀……………三〇

中米に於ける邦人の活躍……………三〇

- (1) メキシコ—(2) キューバ

南米に於ける邦人の活躍……………三二

ブラジル移植民……………三二

ペル……………三五

アルゼンティン……………三六

パラグアイ其他……………三六

比島方面に於ける邦人の活躍……………三七

海外拓植事業

南洋方面に於ける概況……………三七

南米方面に於ける概況……………三八

産業別に見たる發展振り……………三九

- (1) ゴム—(2) コーヒー—(3) マニラ麻—(4) 棉花
- (5) 其他

東亞民族
の指針 皇道日本の實體

國號の由來

日本といふ國號の起源と由來とに就いては、古くは本居宣長、近代に於ては、木村正辭博士、星野恒博士、内田銀藏博士、喜田貞吉博士、黑板勝美博士等が各自學究的見地から各様の説を吐いてゐる。最も古くは、大八島國、大八洲國、又、豊葦原中國と呼ばれ、高橋龍雄氏の研究によると、その國號の名稱は二十八種の多きに及ぶといはれてゐる。

古事記には、倭(ヤマト) 法華經義疏、日本書紀には大倭(ヤマト) 續日本紀に於いては大和(ヤマト) なる文字が當てられてゐる。

また支那側の書では、

魏志には(耶麻止、夜麻止、耶麻騰)とあり、後漢書には(耶馬臺)とあり、北史には、隋書(耶馬堆)とある。そして(ヤマト)なる語義についても各説があるが、

釋日本紀(卜部懷賢)は——山跡説

神皇正統記(北畠親房)は——山跡説

賀茂眞淵。本居宣長等は——山門説

飯田武卿は——場所説

チェンバレンは——栗地説。栗の多く産する食料豊かな地といふ意のアイヌ語に出づといふ。

白鳥庫吉博士は——接頭語のヤ語根のマトより成り、高貴のムチ、祥瑞のミツと同じ語根の讚美詞と云はれてゐる。

西村眞次博士——は、大和地方の舊跡發掘に根據を置き、チェンバレン等のアイヌ説を否定して、原日本人の彌生式土器の發見から、山地を意味する古代日本語だらうと説いてゐる。とまれヤマトは畿内の一地方で、神武天皇が建國し給ひし時よりわが國の大號となつてゐるのである。

本居宣長の「日本國號」説には

「日本とはもと比能母登といふ號の有りしを書ける文字にはあらず、異國に示さんために、ことさらに建てられたる號なり。(中略)さて、此號を建てられたるは、いづれの御代ぞといふに、まづ古事記には此號見えず。又書紀皇極天皇の御卷までに夜麻登といふに日本とかゝれたるは、後に此紀を撰ばれた時に、改められたるものにして、そのかみの文字にはあらざるを、孝徳天皇即位、大化元年秋七月丁卯丙子、高麗、百濟、新羅並遣使進調云々、巨勢徳大臣詔高麗使曰、明神御宅日本天皇詔旨云々(アキツカミト、にほむシロシメスメラがオホミコト)と見ると、されど新に日本といふ號を建て、示したまへるはじめなりける」。

と云つて、大化元年に始めて明確に制定せられたとしてゐる。

星野恒博士は、「推占天皇の十五年に至り、大體小野妹子を使として始めて隋に遣はされたり。(中略)さて倭國、大倭の號は、彼國これを以て我を呼びたるに因り、我邦にても一時使用せられしが猶彼の史書に徴するに、倭國の稱はもと倭奴國王に起因し、大倭は卑彌呼と稱したるにて並に一偏邑の土豪より起りたるものなれば、外國通交に其稱を用ゐるは、極めて不體裁なれば、茲に國號選定の必要生じ、妹子の隋に赴くに及び、國書に「日出處の天子、書を日没處の天子に致す」と載せられ(隋書に據る)隋主鴻臚寺掌客裴世清(隋書に文林郎裴清とあり)を遣はずに因り復た妹子をして送還せしめらるゝ時、國書に「東天皇、敬して西皇帝に白す」と認められたり。(書紀に據る)去共日出處は佳號なるも、三字なれば冗長の嫌あり、東の一字、又國號と爲すべきに非ず、是に於て始めて日本の文字を選定して國號とせられたり。」

また、

「選定の本旨は外國に對して、國號の文字を改定せし迄にて、國號を改めたるに非ず、故に國內の訓義に拘はらず猶ほ倭の字と同じく「やまと」と訓じて之を用ゐられたり。(日本書紀、萬葉集に據る)去共中には字訓の如くひのものと唱へし者も少らず、萬葉集の「去來子等早日本邊、云々」「日本之山跡國乃云々」「日本乃野馬臺能國遠、云々」「日本乃倭之國波云々」の如し。」

と、更に明瞭なる斷案を下して、

「日本の名義は字の如く、ひのもとにて、即ち日出處を約したるものなり。猶流れの出る所を指して水本と稱するが如し。」

と。木村正辭博士は、日本といふ號は三韓人の稱と斷じ、その稱呼の起源は、崇神天皇の頃ならんとしてゐる。即ち、垂仁天皇二年二月の紀に、竟當加羅國王の子都怒我阿羅斯の言として「聞日本國有聖皇以歸化」とあり、又、比賣語會社の神の事を申して「向東方則尋追求、遂遠浮浪海以入日本國」などを證據とし、本居説を「深く考へざるなり」として下の如く論じてゐる。『但し其初は殊に外國に對する時にのみ用ゐらるべき例にて文武天皇大寶元年に選みたる、公武令の詔書式に「明神御宇大八洲天皇詔旨」とあり、其義解には、「用於朝朝大事之辭也」といひ、又、「明神御宇日本天皇詔旨」とあり、義解には「以大事宣於藩國使之辭也」といへり。是にて其義を了解すべし。これ蓋し上古よりの習慣に因して定めたる制ならん。國史を日本書紀と題したるも、もと外國へ示さん爲に設けたる題號なり。因より倭國を改めて日本國としたるには非ず。』

と云ひ、またかう述べてゐる。

「ひのもとといふ稱ありて本邦の一名とす、此は日本の二字を後にしか訓じて遂に一名としたるにて古くひのもとといふ名ありて、それに日本の字を填めたるにはあらず、本末を混する勿れ」

内田銀藏博士は、星野博士の説に賛同し、

「明瞭にして穩當なる解釋なりと信ず、日本國とは日の出る國といふ義にして即ち東方の國といふ意

義なるべし」

といひ、星野博士の「ヒノモト」説、本居宣長の「ニホム」説、木村博士の「ニホン」説に對して異論を立て、

「明神御宇日本倭根子天皇詔云々」

に對して「アキツカミトニホンヲシロシメスヤマトネコスメラミコト」と讀むに對して内田博士は御字を、

「アミノシロシメス」と呼んで日本は下の根子天皇につづけて讀むと云つてゐる。その證據に、明神御宇は、「明神御大八洲日本根子天皇」(天武天皇十二年春正月の紀)の明神御大八洲と對稱すべく、日本の次の倭といふ字は衍であるといひ、大化二年の紀の文は、「アキツカミトアミノシタシロシメスヤマトネコスメラミコト」

と讀むべきであつて、日本はヤマトに讀まれるからニホンといふ稱呼が出来たと觀てゐる。

前記諸説を取捨按配して一説を成した人に喜田貞吉博士がある。博士は曰く、

一、余輩は「日本の名義は字訓の如くヒノモトにて、即ち日出處を約したるものなり(中略)日本の字義は上述の如くなるも、選定の本旨は日本國に對して國號の文字を制定せし迄にて、國號を改められたるに非ず。故に國內にては、訓義に拘らず、猶倭の字と同じくヤマトと訓じて、之を用ひられたりとの星野説に同意す。」

一、余輩は「ヒノモトといふ稱ありて日本の一名とす。此は日本の二字を後にしか訓じて、遂に一名としたるにて、古くヒノモトといふ名ありて、それに日本の字を填めたるに非ず」との木村説に同意す。

一、余輩は日本なる文字は「和銅五年より養老四年に及ぶ凡そ九年間に制定せられ、就中、書紀の選定と同時に如し」との川住詮三郎氏の意見に賛成す。

一、余輩は『日の本なる語は、萬葉集なる歌の日本之山跡國とある發語の外見見えねど、こは古言なるべし。いかといふに、春日のかすがの國、飛鳥のあすかの里などといふ發語の、古よりありてやがて其の春日の字をカスガ、飛鳥の字をアスカとよむと同じ類にて、此の日本の字を後にやまとと讀むは、此言の古言なるべし』とある。萬葉考楓落葉集（荒木田久老著）の説に賛成す。我國は地球上、支那等の國より東方にあるが故に國名としては古へよりヤマトといふと雖も、はやくよりヒノモトなる思想ありて、枕詞としては「日本のヤマト」など言ふこともありしが、日本紀を選する時、其の枕言葉の文字を取りて日本の二字をヤマトなる國名に宛て、以て畿内の一國たるヤマトに倭ヤマト、或は大倭と用ふるものと區別し、而も其二字をヤマトと訓じ來りしが、後にヒノモト或はニツボン（又はニホン）と文字通りに讀むに至りしものなり』と論及してゐる。

この外、黑板博士は、日ノモトなる概念の發祥地は韓土に死しながらも、全體としては星野博士説をとり、本居宣長其他の大化元年日本國號制定説は、川住氏の日本書紀編纂のころ定めたりとする諸

説を否定してゐる。

日本を「につぼん」と讀む方が、日出づる國、日東國、神々しい國、正義の國を表はすに相應しいと思ふ。

國旗に就て

日章旗の由來

我皇輝と國威を全世界に印す國旗日の丸は吾等同胞の居住する所、翻々として輝いて居る。誰か一度び海外に出でて異國民と生活を共にする時、此の日の丸の旗を見たならば、即座に落涙しない人はいなからう。皇恩の有難さと國威の發展に對しては自然に頭が下り膝まづきたくなるのである。

抑々日章旗は太陽を象り、我が建國の大本を示すもので、淵源は皇祖日の御神、天照大神に發してゐる。これが初めて用ひられたのは日本武尊の御鏡と、文武天皇の錦旗とである。降つて御醍醐天皇笠置行幸の折は、官軍一様に用ひられた。現今の日章旗の形を、ハッキリと示されたのは、此時が最初である。

臣下では源平の扇、謙信と信玄の旗印、秀吉征韓の船印等にも用ひられ、徳川時代に入つてからは

一層その傾向が顯著となつて居るが、幕末に及んで我が沿岸に出没する外國船が、必ず自國の國旗を掲げて居ることに刺戟されて、日本にも國旗制定の必要を痛感し、薩摩の島津齊彬等が主唱者となり安政元年七月十一日、日章旗を日本總船標として、全國に用ひることになつたのである。

國旗の制定

其の後維新回天の大業は完成され。内外船艦の航行盛んになり益々國旗の必要を痛感し明治三年正月二十七日の太政官布告第五十七號によつて船艦港灣に掲示するやうの達しがあり、日章旗の形式と寸法とが正式に決定された。即ち旗面の大きさは縦は横の三分の二、日の丸の直径は、旗面縦の五分の三、日の丸の位置は、旗面の中心といふことになつて居る。併し當時は一般には掲げられなかつた。今日のやうに國民一般が、日章旗を眞の國旗として仰ぐやうになつたのは明治三十三年以後の事である。

國旗掲揚法

一、全掲の場合 國旗の掲げ方については全掲、半旗、喪旗の三種に區分される。全掲は國權の表章、

國籍の表明、國家祝祭日其他吉事の場合で、竿球は金色のものを用ひ、竿球と旗布とを密着させ、一本の場合は門内から見て右側の柱または窓に立て、二本の場合は左右に竝立するのが本式である。

二、我國旗と外國旗を同時に掲げる場合 外國旗の旗布を門内から見て右（旗竿の本は左）にして交又し、外國旗の旗竿を外側におく。これは外國旗を上位において敬意を表する世界的作法である。

三、弔旗の場合 皇室、國家の凶禮の場合に掲げる國旗を弔旗といふ、その掲げ方は國旗の竿球を黒布で包むか或は取除き、旗竿の上部と國旗との間に幅五——一〇センチメートル程の黒布を旗の縦巾と同じ長さに切つて掲揚、また旗は竿頭高く掲揚せず九センチメートルほど竿球から離して低くする。門内から見て左側の箇所を立てる。

四、半旗の場合 弔旗の一種で、その掲げ方は國旗と旗竿の三分の一まで下すことである。多く外國の凶事、災變などに對して同情及び弔意を表する場合に掲げる、國內に於ては勳功者薨逝其の他の凶事の場合に用ひられる。

國旗掲揚の注意

國旗は定められた日には必ず怠つてはならぬ。國體は日本帝國の國章で神聖なものであるから漫らに私的の吉凶事に使用してはいけない。また裝飾品ではないから裝飾に用ひてはいけない。またその

意義精神上清淨純潔を尊ぶから常に汚れない清々しい國旗を立て用ひるべきである。

國歌の由來

君が代は千代に八千代にさされ石の

巖となりて苔のむすまで

國旗といひ國歌といひ、日本民族の永遠不滅の精神を斯くも自然に傳承した國はまたとあるまい。「君が代」の國歌は、何人が讀んだのか「讀人知らず」として今日に至つてゐるが、これこそ、天の聲であり、神の聲に外ならない。

延喜五年(紀元一五六五年)既に、紀貫之が勅命を奉じて撰進した「古今和歌集」に選ばれてゐる。又「古今和歌六帖」にも、その後の「和漢朗詠集」にも「君が代は」が「我が君は」と二通りに詠まれて出てゐる。皆「讀人知らず」である。相當古くから我が國民のなかで歌はれ、傳はつてゐたものと思はれる。

今更に言ふまでもなく、此の歌は、誠に目出度き大君の御盛運並びに國家の永遠不滅を詠つたものである。忠君愛國の至誠が壯重に美麗によく詠ひこまれて、千代に八千代に久遠の榮を詠はれてゐるではな

うか。

今、これを他國の國歌に比較してみると、大英國の God. Save the King (神よ王を救ひ給へ) さへが悲鳴に似てまことに力弱いこと限りないではないか。國歌ではないが、朝鮮の民謡には「長白山の磨り減りて沼地とならん時ありとも」とあるは、我が國歌と類を同ふして、而かも精神に於ては全逆である。法華經の「三千大千世界の所有地種を磨りて墨となし東方千の國土を過ぎて一點を下し又千の國土を過ぎて一點を下し、是の如く轉々として地種の墨盡くさんが如くし其の經る國土の點と無點との全部を集めて盡く抹して塵となし塵を一劫とせん」とあるは、世界に比類なき大きな構想であるが、詮する所は、微塵への消極的滅亡的無限への比喻に過ぎないのである。

「君が代は」——と大君の御盛運を壽き奉り、小さい石が次第に大巖石となり、更に永遠の榮ゑに苔のむすまで忠誠を誓ひまつるその自力の情熱と、烈々たる忠誠奉仕の精神とは、まことに天地霧壤の差があるではないか。

この「君が代」を國歌として制定したのは故大山巖元帥であつた。明治の初年、禁裏御警衛の爲め徴兵の制があつて、薩長各藩から各々兵を徴されたが、川村純義、篠原國幹の兩人は自己引率の兵と共に軍樂練習生をつれ横濱に至り、練習生を横濱にとどめて上京、翌年任期満ちて篠原は歸國したが川村純義が兵部省に留つて、薩藩の野津鎮雄、大山巖が代つて上京した。その時、英國人の樂長ジョン・ウイリアムス・フェントンが「國歌」はあるかと練習生に問ふたことがあつたが、「ない」と答へる

と、どここの國にも國歌といふものがあるから、先輩と相談して作れば作曲をするからとのことで、野津、大山にそのことを話した。すると大山は「君が代」がよいであらうと、今日「國歌」としての「君が代」を選び出したのであつた。

この作曲について、今日迄大きい誤謬が犯されてゐた。それは國歌は、フエントンが作曲したことになつてゐるが、事實フエントンの作曲は、

御民われ生けるしるしあり天地の

榮ゆる時にあへらく思へば

であつたといはれてゐる。眞實の國歌「君が代」の作曲者は、わが一等伶人林廣守の壹越調律旋のものである。時の雅樂課のお雇教師ドイツ人のフランツ・エツケルト其の他で選出したのである。エツケルトが和聲をつけ、雅樂課から林廣守、芝葛鎮、東儀季熙、小篠秀一の四人が立會つて試演し、多少の修正を加へて完成したのが今日行はれてゐる國歌である。時に明治十三年十月二十五日であつた。エツケルトは、この榮ある樂譜に責任者として署名をしたのである。

そしてその日に作曲は完成し、翌二十六日には、海軍々務局長から海軍郷に上申し、その年十一月三日の天長節に正式に國歌として吹奏せられたのであつた。

かくして、我が國の「國歌」は歌曲として國民の間に歌はれるやうになつた。曾て、我が祖先等が千數百年の長い間——いつとなく詠ひ傳へて來た「君が代」は、他國の國歌とは趣を異にして、國民

の心の琴線に觸れ、歌の文字その儘に、年を経るに従ひ、千代に、八千代に國民の心胸に生々と育まれ、ついには嚴となつて苔のむすまで繁榮するであらう。

芳賀矢一博士は「君が代」について斯く説いてゐる。

「大君の御代が長久であるといふ中に人民の幸福は自ら含まれてゐる。國土の繁榮も含まれてゐる。單に天皇の御長壽を祝賀するのが即ち我が國歌、我が臣民のあらゆる祈願を含んでゐるところに、日本の國體があるのである」と。

八絃一字の精神

大日本は萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠に之を統治し給ふ。これ我が萬古不易の國體である。この尊嚴な國體を永遠の指標とする我が國民の精神は、時運を貫き隆々と榮えて窮るところがない。併し乍ら我が國と雖も現實の世界の裡に在り、各國家、各民族と共存して居る以上は、獨りこの世界史的問題に關係がないといふことはあり得ない。否、我が日本こそ諸國家、諸民族に率先し、萬死をも辭せない不退轉の覺悟を以て、世界を闘争と破滅とから救済する爲にこの難局に當らねばならない。然らば何故に我が國が率先してこの難局に當らねばならないか。それは宇宙の大生命を國の心とし、之を以て漂へる世界を永遠に修理固成して、生成發展せしめる我が天壤無窮の國體が、正に全

世界を光被すべき秋に際會して居るが爲である。流轉の世界に不易の道を知らしめ、漂へる國家、民族に不動の依據を與へて、國家、民族の基體とする一大家族世界を肇造する使命とを有するのは、世界廣しと云つても我が日本を措いては他に絶對にないのである。茲に我が國體の尊嚴と我が國家の不滅との深い根據がある。されば我が國體と國家とに對する自覺と體認とは、我々國民が直面してゐる支那事變の國難を克服し、天壤無窮の宏謨を翼賛し奉り、以て世界救済の歴史的使命を果す最深最大の原動力である。

抑々我が國に他の外國とその根基、成立、精神、歴史等を本質的に異にして居る。それは、強者が多數の弱者を征服して自ら君主となつて打建てた權力國家でもなく、或は又多數の民衆が自己の利益の爲に相互に契約し、一人の代表者にその統治權を委任して成立した約束國家でもない。我が國はかゝる人意の國ではなくて、神命に基き自然の理法に隨つて生成せられた國であつて、彼の北畠親房が「大日本國は神國なり」と述べた如く神の國である。今これを我が神代の語事に徴し見んか神國の面目躍如たるものがある。天地開闢の神靈、宇宙生成の原力は靈動生成して伊弉諾尊、伊弉冉尊に至り二尊は天神諸々の命もちて「この漂へる國を修理固成」なして國生みの大御業をなし、終に天の主たるべき天照大神を生み給うた。天照大神の御稜威は「光華明彩しく六合の内に照徹らせ」給ひ、その大御光は萬物を遍く光被し、萬生を厚く育ていつくしみ給うた。祈年祭の祝詞に天照大神の御稜威を皇神の見霽かし坐す四方の國は、天の壁立つ極、國の退立つ限、青雲の靄く極、白雲の墜坐向伏す

限り、……狭き國は廣く、峻しき國は平らけく、遠き國は八十綱打掛けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば……

と稱美し奉りしが如く、地上世界を一角一隅と雖も洩しおとすことなく、無際限に又永遠に育ていつくしみ給ふのである。是實に世界を己の有とせずして而もそのまゝ一切を知らし給ふ大精神であつて、天地開闢の心、宇宙生成の力をそのまゝ大御心とし給うたものである。この宏大無邊なる大御心は、天つ日嗣の彌嗣々に歴代の天皇の大御心の裡に開顯せられ、我が國土に實現し、道義的、平和的世界國家の建立を庶幾はれてやまないのである。天照大神のこの大御心は、遂に瑞穂の國に鍾り給ひて、

「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。」

の神勅の渙發となり、皇孫瓊杵尊の御降臨となり、更に神武天皇の御創業として發展し給うたのである。茲に皇位、皇統、皇國は不動の根基を得、敬神、崇祖、愛民の御稜威は高光り、神皇不二、君民一體、身上同胞の世界觀は搖きなく、祭政教一致の國風は愈々明らかに、忠君愛國、忠孝一本の臣節は彌々堅い。我々はこの語事と神勅とに徴して、天地開闢、宇宙生成の産靈が、悠久なる民族の生活と歴史とを通じて自然に國家の生命として發露し、萬世一系の皇統として顯現せられて居ることを知る。而も、天皇と國土と國民とが同一の生命的根基から生成した中心分派の一大家族國家であり、

且國土と國民とは、己の生み育ての御親たる皇神及びその現にまします、天皇に永遠に隨順奉仕して居るのである。されば親房が我が國の神國たる所以を敍して「天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳へ給ふ我が國のみ此事あり。異朝には其たぐひなし。この故に神國と云ふなり」と嚴肅なる一句を吐露したのは決して偶然ではない。幕末の志士吉田松陰が我が神勅の精神を説いて「天照の神勅に日嗣之隆與天壤無窮と有之所、神勅相違なければ日本未だ亡びず、日本未だ亡びざれば、正氣重ねて發生の時は必ずある也」と道破したのは、獨り生成發展の國體の本義、一切萬生を育ていつくしみ給ふ皇祖の大御心を體得したのみならず、この國體を仰ぎ、この皇祖天皇を戴く我々國民が、國家の常時を非常時とを問はず、萬世不易の國體に對する不動の信念を示したものである。惟うて茲に至るとき、皇祖の神籌は、天地と共に廣く富嶽と共に高く、三千年の國史を貫いて今日に在する。この宏謨の先被するところ、その國家、民族に廢墜なく、世界の流轉の裡にあつて而もその奥底に脈々たる不易一貫の道を堅持し、この國體の一貫するところ、この國民精神に萎靡なく時勢の變遷の裡にあつて而も昏迷せず、嚮ふところ常に皇運扶翼の一路があるのみである。この一路こそ我が國をしてこの時艱を踏破して無窮に生成發展せしめ、同時に全世界あらゆる國家をして各々その處を得、その分を竭さしめ、萬邦大和、眞正なる世界平和を實現せしめる所以である。是實に神武天皇が皇祖の神籌に之を享けて、天つ日嗣の彌嗣々に萬世に傳へ給へる「八紘を掩ひて宇と爲む」と詔給うた「八紘一字の大精神である。

「八紘」は「八荒」ともいひ、前者は八方の隅、後者は八方の遠い涯といふ字義であつて、共に「世界の涯」とか「天の下」とかいふ意味である。「一字」は「一家」といふ字義で、全體として統一と秩序とを有する親和的共同體といふ意味である。従つて「八紘一字」とは、皇化にまつろはぬ一切の禍を拂ひ、日本は勿論のこと、各國家、各民族をして夫々その處を得、その志を伸さしめ、かくして各國家、各民族は自立自存しつゝも、相倚り相扶けて、全體として靄然たる一家をなし、以て生成發展してやまないといふ意味に外ならない。それには外國の霸道主義の國家に見られる如く、他國を領有しようとする侵略的思想とは、霧壤の差をなすものであつて、禍を除き、道を布き、彌々高く益々廣く向上發展する我が國の進路を示すと同時に、各國家、各民族をして道義的、平和的世界を實現せしめる創造の道を示したものである。この道は、實に肇國以來、一系連綿たる天皇の天津日嗣の大御業であり、又我々臣民が一身を捧げて皇運を扶翼し奉る窮極の目標である。

この大精神の炳として瑞穂の國の最中に輝き給ふや、時空を貫き、萬象を徹して、國家艱難の今に愈々正氣を發し、見よ、我々にその嚮ふところを覺らしめ、克難の活力を與へて居るではないか。この精神は、獨り我が國の依據すべきものゝみでなくして、各民族、各國家一も餘すところなく依據し以て眞の世界平和と人類共榮の實をあぐべき、中外に施して悖らず、古今に通じて謬らざる天地の大道である。我々は宜しくこの大道に和集して、「八紘一字」の御旗を奉揚して、我が大君の爲、世界平和の爲不撓不屈、千辛萬苦をも甘しとして時局の險路を突破せねばならぬ。

日本精神

日本精神とは何ぞや

統一的精神の發現

「日本精神とは何ぞや」と言へば、即ち、日本精神とは、日本民族の永い生活の裡に於て培養され、鍛錬された日本固有の精神であつて今や日本人にとつては實にその血となり、その肉となつて居て、常に日本人たるの光榮を誇り、日本人たるの自覺を保持し得る精神である。

日本精神は、日本人の面を被り、日本人としての常食物を攝り、日本人らしい衣服を着、そして日本人らしき生活をして居ても、日本人たるの自覺がなければ「日本精神」は空虚なる概念だけにしかすぎぬ。

然らば日本精神は、何を指し、また如何なる内容を有つかと言つても未だこれと言ふ定義はないのである。それは何故かと云ふに、日本精神と云ふ概念が非常に多面的、多角的であつてその見解に矛

盾があり、撞着があるのではない。それ／＼同一的に向つて矢を放つて居ながら、たゞ一面か一角に命中するのみで、一矢を以て全部又は核心を衝いて居ないからである。しかし、一纏にして言へば日本精神とは日本民族の歴史に基礎を置いて、現在及び將來の日本民族の生活を指導する統一的精神である。

日本精神の意義

日本精神は、日本民族の生活の發展と共に發達したものであつて、その生活の歴史とは切り離して考へることが出来ない。即ち過去の事實より發足し、世々之を受け繼いで現在に到達し形成された精神であつて、理論的根據によつて出來上つたものでなく、歴史に發足して居るといふことが必須の條件である。

民族の生活の裡に培れた日本精神が、過去の民族生活に於て、強く作用し、深く支配して來たと同時に、現在も亦斯くあり、將來も亦斯くあるべき精神は、過去にあつては民族の理想であり、現在に於ても、將來に向つても斯くあらねばならぬ。此のやうな理想を有たぬ精神は民族を指導することが出来ないのである。次に最も大切なものは、一つの統一的な精神でなければならぬ。或る時代、或る期間だけに存在し、その定つた期間のみに日本人の民族生活に作用するとか、或る一小部分の地方

のみに、或は一部階級のみに作用するやうな精神であつてはならない。永い歴史を通じて、汎ゆる日本民族の生活に作用して來たやうに、また將來も作用して行くやうな精神でなければならぬ。

されば、之れを謂ひかへれば、日本獨特の國體の價値を認識し、これを尊重することも日本精神の發顯であり、忠君愛國も、教育勸語の精神も亦日本精神である。日本精神は斯の如く深淵にして廣汎なるが故に日本民族の力強い指導力を備へて居たのであると同時に將來も亦永遠に繼承し得るのである。

亦「精神」と云ふ語には多様の意味があり曖昧であつてはいけない。精神とは、人間生活の内面に働いて居る力である。また力といふ以上に、善いこと、美しいことばかりではないが、日本精神と言ふ場合の「精神」は民族の指標的意味に用ひてゐるから、それは必ず美しい力であつて、又善い方面ばかりでなくてはならない。

歴史と共に發展した日本精神

日本精神の本質を知らうとする者は、誰しも過去の歴史の上にそれを求めようとする。日本人の民族生活が歴史的に發展したものである以上、その生活の内面に働いて來た精神も亦共に發展して來たとしなければならぬ。これを全體的に觀ると、そこに一貫した發展過程があり、そのうちに、眞の

日本精神を把握することが出來得るのである。

されば日本精神は、固定したものでなく、古今を通じて動かす變らずに存在して居るものでもなく、それは常に歴史の發展と共に發展して來たものである。

併しながら、此のやうな精神でも、特に盛衰の差があることは免れない。或る時期、或る時代によつて、民族生活が非常に弛緩し、緊張を缺いた時には、これを表面に現すことが尠い。だが、その生活が緊張するときには、猛然として此の精神が眼覺めて來るのである。今日「日本精神」に生きよとの叫びは日本津々浦々に響き亘つて居る。日本精神は、日本民族の生活の一隅に何等かの形を變へて潜んで居る、眠つて居る。現代の日本は古今未曾有の重大非常時である。過去の歴史に於ても今日の如く「日本精神」の認識を強要して居る時代はない。此の時に當り休眠せる日本精神の保有者に警鐘を打つこそ國民の義務であり、隨つてこれが日本精神の發揚の一角である。

日本精神の持つ特徴

日本精神には、おのづから異なる特色があるので、これを一つの理念として理解しようとすることは困難なことであるが、日本精神の持つ諸要素を包んだ一つの思想を領得し得るものに、最も判りやすく言へば大別して左の四つの特徴を擧げることが出来る。

第一、負けじ魂

第二、清浄心

第三、明快にして樂天的なること

第四、雄大にして森嚴なること

亦故芳賀矢一博士の「國民性十論」に依ると

一、忠君愛國

二、祖先を崇び家名を重んず

三、現世的、實際的

四、草木を愛し、自然を喜ぶ

五、樂天洒落

六、淡泊瀟洒

七、織麗纖巧

八、清淨潔白

九、禮節作法

一〇、溫和寬恕

右の如き十項を擧げることが出來、又鹿子木博士は「行ひ」といふものは人間特有の精神の「出か

しごと」であつて歴史即ち人間の「出かしごと」である。と言つて居る。又、紀平博士は日本精神の特色なるものは凡そ左の五つであると言つて居る。

一、何くそ

二、清明心

三、武士道的訓練

四、概念の確立

五、あかぬけ

而して眞の日本精神とは、時間と空間を超越した一となつての具體的概念、これを又、山田博士の見出した如くに、日本精神の表現である「中今」とも言ひ得るのである。「中今」とは文武天皇御即位の宣命に現れた語であるが、西洋的に云へば永恒の現在といふべきで、いつでも過去に捕へられず、未來に束縛されず、否、過去未來を擁した現實の「今」である、即ちこれが古今を通じて、我等日本人としての各人の存在意義である。

日本の歴史は、日本人特有の精神的「出かしごと」であると共に、「忠君愛國」の精神である。即ち日本歴史を一貫して築き上げたものは忠君愛國の精神であつて、他民族に於て絶対にその類を見ないところである。

日本國家創業の當時よりして、皇室の護りであつた。大伴氏の子孫大伴家持が

海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、

大君のへにこそ死なめ、顧みはせじ

と詠じたるが如き、又鎌倉三代將軍、源實朝が、

山はさけ、海はあせなん世なりとも

君にふた心、我あらめかも

と、詠じたるが如きは皆忠君愛國の精神を最も強く表現したものであつた。ことに我南北朝時代に於て楠正成父子をはじめ、其他多數の忠臣をみる時、日本人の愛國心は、これを、西洋人の如く物質的に考へないで、この國土を、我が祖先の靈場であると考へてゐる。我をこの世に生み出した、母御靈が代々この國に、この土地に宿つて、あくまでこの國を、この土地を愛し、守らねばならないと、教へて呉れる如く、常に靈感に依つて培はれて來た所に精神的、崇高さがある。故に、その行動は、あくまで熱烈なる愛國的精神の發現に外ならないのである。

而して、日本人の精神的基礎をなすものに敬神の念、崇祖の念の盛んであることを見逃してはならない。即ち神を敬ふことは國家創業の精神を敬ふことであり、又この國を今日の如く隆盛ならしめた國家の功勞者を敬ひ且つこれを感じ謝することである。而も國家創業の精神、特に皇室の御血を受けて繁植せるものが即ち日本民族の大部分であつて、茲には君民一體、忠孝一本の精神が生れるのである。これが又、民族乃至他國に類例を見ない卓越した美點である。

次に又、日本人ほど草木を愛し、自然を喜ぶ民族はない。言ひかへれば自然の子である。その精神の現れは日本人獨特の藝術に最もよく現れてゐる。和歌俳句短詩の如く自然を詠み出すことを生命とするものがあり、又、繪畫に於ても、歐米人の畫の如く毒々しい色調を以てするに對し、單純なる一色を以て表現する所に日本人たる所の特異性がある。

而も日本人は樂天洒落であり。且つその性は淡泊である。若し、それ日本人に悲觀的厭世的又は陰道的の精神があるとすれば、それは佛教の影響である。日本人は本來、よき氣候とよき風土に恵まれて樂天的であつて且つ淡泊な國民である。されば同じ佛教であつても本來の日本精神にかへつて立正安國を説いた日蓮宗の如く、陰氣臭い鐘を太鼓にかへて、陽氣であつて且つ、「何くそ」やつつける主義の宗教が盛んになる所以である。又、日本人が淡泊を好むことは其の日常生活に於ける衣食によつてもこれを知ることが出来るのである。

負けじ魂 負けじ魂と言ふ一つ心の状態を以て、日本精神の一要素とすることは何人も異論はあるまい。負けじ魂といふのは或る種の緊張した心の状態であり、努力の態度である。これをよい意味に解釋すれば一つの反抗心である。しかしその反抗心は、文化的にまた歴史に訓練され、琢磨されたものでなければならぬ。

人々は自己意識的な働きとして、屈せない一種の反抗心がある。それを訓練することによつて始めて向上があり、文化の建設といふことも亦可能となるのである。

此の反抗心が即ち「何くそ」の語で充分表れてゐる。

人の一代、乃至之を一民族とするならば、歴史の續く限り、絶へず新しい對立を作り、葛藤をつゞけなくてはならぬ。此の葛藤、此の努力、即ち此の訓練のつゞく限り、人は常に強者であり、歴史は永續する。即ち之を「念々相續」と云ひ、其を貫通する所の力は「何くそ」である。

そしてこの負けじ魂、何くそを體現した人を古典に求むれば、須佐之男命で、命こそ、日本人の代表者であり。その精神は仲々徹底的なもので種々の葛藤の間に純化され、國土開拓といふ精神まで到達したといふのである。

日清、日露の兩役にも、滿洲、支那事變に於ても大捷したのは負けじ魂の作用で、明治維新以來僅に五六十年にして、西歐の科學文明の粹を悉く攝取し、我が文化に同化させ、取り容れたといふことは、特別な何かの力なくしては出来るものではなかつた。その特別の力とは即ち、負けじ魂である。

然らばその様な精神は何によつて生れ、また何によつて養はれて來たものであらうか、惟ふに、これは太古の時代から、日本民族が日本特有の天災地妖に對する不斷の闘ひの間に體得したものでなからうか、即ち日本特有の地震とか颱風とかには、太古の我等の祖先は間斷なく威嚇され時には爆破されて、しばしばその生業を根柢から覆されたに違ひないのであるが、しかし幾度仆れても、奮ひ起つて新しい生活を建設して行き、致々營々として撓まざる努力を續けて行く間に、特有の負けじ魂を作り上げて行つたのではないかと思はれるのである。

朝日に映發する清淨心 日本人特有の主要な要素である所の、清淨心とは、純潔を歡ぶ精神、純情潔白を愛する心である。一點の曇りもなく、寸毫の汚い不純のあることを許さない心である。清淨心は禊の行事と聯關してゐる。また祭祀のとき手水をつかふことにも聯關してゐる。清淨を愛する心は我日本民族の特質中の特質である。その衣物もその食物も、またその家屋も皆清淨的なものが運ばれてゐる。

本居宣長の

敷島の和心を人間はゞ

朝日にほふ山櫻花

これこそ日本精神そのものゝ表現であつて朝日と云ひ、山櫻といひ、皆清淨なるものゝ粹である。そして朝日に映ずる山櫻に到つては、清淨の極致である。世にこれほど清淨なものは二つとはあるまい、これこそ好個の我が大和魂の業現である。

天岩戸の場面に似た心 亦日本人は非常に明快にして樂天的な特質を有つてゐる。如何にも朗かであつて、積極的で同時にまた樂天的な精神も、亦日本民族傳統的な要素であるといはねばならぬ。明快を愛する心は、神としては太陽の神を尊崇し、太陽に因んで、日の本、日の國と國號を名乗り、國旗も亦簡單直截な表現としては日章旗を振り翳してゐるのでも判るではないか。

明快にして更に樂天的な例として、神話の「天の岩戸」の一節を挙げるとよい。即ち天照大神が天

岩戸」に御蔭れになつたため天地が晦冥となり、高天原が恐怖の絶頂に陥つた場合に於て、天宇賣命は、わざと胸を押し擔げて乳房を出し下裳の紐をゆるめて、臍の穴までひき出して、天香山の天日影といふ葛を禱とし、天真神を臺とし、天香山の小竹の葉を持つて、天岩戸の前で覆槽を踏み鳴らしながら踊り狂ふた。そこで八百萬の神が一度にとつと笑ひ出して、その喚聲が高天原も搖ぐばかりであつた。一方には天地も崩れ現世も終るかと思はれる程の恐怖に陥りながら他面には如何にを樂天的で餘裕綽々としてゐるといふのが日本民族の特色である。

此のやうな樂天的な明快な精神によつて、大化の改新も、明治維新の變革もやす／＼と遂行することが出来たのである。餘裕綽々として如何なる大事が振りかゝつて來ても悲觀もしなければ恐怖もしない、また狼狽もしないといふのが日本精神の大なる特色である。

雄大にして且つ森嚴な心 日本人の特色として高大にして悠遠なる氣分を多分に有つことである。

この特色は「祝詞」の中に、次の如く適切に表はれてゐる。

『天つ神は天の岩戸をおしひらきて、天の八重雲をいつの千別に千別きて聞し召さん、國つ神は、高山の末、低山の末にのぼりまして高山のいほり、低山のいほりをかきわけて聞し召さん』何と雄大無邊な感情の流露ではないか、此のやうな文學は、雄大森嚴な氣分のある民族でなければ生れ出るものではない。

明治天皇の御製に

朝みどりすみわたる大空の

ひろきをおのが心ともがな

と仰せられたのも、雄大な精神を詠まれたものである。又、天照大神の「神勅」に

『寶祚の隆へまさんこと當に天壤と與に窮り無かるべし』と仰せられたのも、亦、元明天皇の詔に

「天地と與に高く、日月と與に遠し」とあるのも悠久無限の精神の表現である。

亦「萬葉集」にある人麿の歌に

天の海に雲の波立ち月の船

星の林に漕ぎかくる見ゆ

久方の天ゆく月を網にさし

わが大王はきぬがさにせり

このやうな歌を誦んで居ると、些の島國根性も、倭少なる體格なるが故その精神も倭少であるとするやうに、自卑的な氣分は少しも起らないし亦感じないで、寧ろ大國的な偉大な氣魄を感じるばかりである。

神道の持つ日本精神

日本國中、津々浦々到る所に森があり老杉があり、古松があればそこには必ず清楚な床しい神社があつて、千木高く聳えてゐる。また高山あり峻嶽があれば、その頂きには何時代、誰によつて始められたか、必ずさゝやかながらもお社があつて、神が祀られてゐる。山美しく水清き地には、朝に夕に、森嚴の氣に反響する拍手が高々と木霊してゐる。これは實に世界に比類のない光景であつて、此の無数の神社によつて日本國民が心と心との聯繫を保ち常に一團の精神の許に結合し民族的な生活を續けて來たのである。

此の神社の起源についてはつまびらかでないが、日本國民の傳統精神たる祖、先、崇、拜にその端を發してゐる。即ち或る一族が相集つて共同の祖先を祭ることに始つてゐるので、上代に於ては最初は社屋を設けず、神を四隅に立て、之れに注連を張りその中を祭壇として祭祀を行つたものである。この祭壇が永久的になつて、後に神社が出來たものと推定される。

また日本國民が皇室を國民全部の總本家と仰ぐことは、古來一貫して變らざる信念であるが、皇室の祖神たる伊勢大神宮は國民全體の祖神でもあり。日本國民の大神宮を崇拜することは瞭かに祖先崇拜の表現である。この祖先崇拜こそは、實に神道の中堅であり神道を以て祖先崇拜教であるといふことは、日本國民の傳統的信仰と道破してゐると言つても決して過言ではない。

さらば神道とは何かといふに、これは我が日本民族が祖先崇拜を中心とする傳統的信念である。そして我國民道徳はこの神道を根柢となし、基礎として發達したものであるから神道を倫理的に觀るな

らば、皇室と日本民族との祖神によつて實現し擴張せられたところの敬神崇祖、忠君愛國の根幹とするところの國民道徳であると云ひ得るのである。

神道の意義を一言にして云ふならば「神道は我が日本の神の生活原理である。皇祖天照皇大神を中心とし、その生成化育の徳を發揚する所の神々の道である。即ち我が建國の精神であり、又その精神を自覺し、闡明し發展させようとする所の信念であり學說であり、思想運動である。故に神道は日本民族の傳統的信念であつて、我は日本人也といふ眞實の自覺によつて之を反省することが出来るのである。而してその自覺は最もよく忠實なる歴史の智識から生じて來る。之れ其の精神の活動若くはその力の發展が純粹なる我國史の成跡を造つたからである。

要するに祖先崇拜の基なる神道宗教を通じて一般日本民族の持つ信念こそ眞の日本精神といふべきではあるまいか。この敬神思想が引いては日本民族の家族制度の根本義であることも忘れてはならぬ。

日本精神から見た佛教

佛教は印度で創造され、支那で理論が樹てられて、日本で結實されたものである。眞實の佛教といふものは日本に於てのみ見られるのである。佛教が如何に深く日本の文化の根柢に影響を及ぼしてゐ

るかは論を待つまでもない。元來日本人は、由來現實的、樂天的で所謂宗教には縁の遠い國民性であつたのであるが、外來思想の感化によつて普及されたものであるが、仔細に考察して見ると日本人の國民性は寧ろ根本的に宗教的であるといふことが出来る。即ち古事記日本書記に現れてゐる神話から見ても相當参考になるが、最も重要なことは天孫降臨の際に於ける天勅そのもの、否、天勅の奥底に潜んでゐる所の天照大神と天孫との事柄に存じ、御胸に刻み付けられた天壤無窮といふ信念である。此の信念は天照大神に在つても天孫に在つても絶對的のものであつて、發して日本民族の傳統的精神となつたものであり、従つて日本人の國民性の基本的素質は宗教的のものであつたと言ひ得るのである。されば、佛教が日本に渡來して、日本に於て眞實な發達を遂げたことは、寔に當然であつたと謂はねばならぬ。

かくして日本に渡來して宣布された佛教はその經典の優位性と宣布上の好機會によつて、忽ち國內に普及しかく擴大したのである。

平安朝初期に於ては國際關係が漸く頻繁になり、且又、東北地方に於ける領土擴張の刺戟によつて一般に國家意識が高まつたため、著しく國家主義の色調を帯びたものであつた。

然るに平安朝の中期になり、佛教と日本國有の精神とは全く融和せられ上下の生活のうちに浸潤せられてしまつた。即ち宮中にも、民間の生活にも佛事に關する事が多く先祖の年忌や法會など盛んに行はれるやうになつた。これは日本國民性の重要な精神たる祖先崇拜、報本反始の道、即ち神祇の

精神が佛教のうちに攝られたので佛教日本化の一大證據である。

かくして鎌倉時代に於ける佛教は最も高潮し加るに日本民族精神の發揚した時期といへる。南北朝時代には國民的自尊心の高潮が見え。室町時代に至つて佛教は衰微したのであるが、桃山時代に至つて百餘年に亘る戦雲が收り國內統一の事業が成つたので茲に國家的觀念が著しく發展し、豊臣秀吉は印度遠征を企て、ポルトガル領印度臥亞の總督に送つた書中に神佛儒三教の一致を説いてゐるのも見逃すことは出来ない。かくの如く儒佛の中に神道を入れたことは即ち當時一般に國家意識の進んだことを物語るものである。併し徳川時代に入ると佛教は再び萎靡沈滞したがたゞ幕末の變革期に於て勤王僧が若干活躍したに過ぎなかつた。

要するに佛教の日本精神に及ぼした影響はその渡來當時にこそ、兩者は對立したが歳月を経るに従つて、日本人の國民的生活の裡に全く浸潤してしまひ、遂に渾和して佛教と日本精神とは全く渾一共和して兩者は相離るべからざるまでに到つた。そして國民的精神の昂揚されたときには、佛教は最も隆盛を極め、反對に佛教の衰微した時代には、民心が佛教より離反して、嫌忌輕侮の情を生じ、従つて國民的精神の活動に關する事蹟が絶えてゐる。

されば日本精神は佛教より幾多の感化影響を蒙つたけれども、日本佛教を生ずるものは實に日本精神であつて、日本の佛教は一にかかつて日本精神にあつたのである。

儒教と日本精神

儒教は、佛教の傳來に先だつこと二百七十年で、而も佛教思想が初めには衝突矛盾を惹起したに拘らず、儒教は殆んど何の衝突も矛盾もなく我國に受け容れられたのである。

儒教は一口に言へば孔子の教であつて已を修め人を治める道であり、これがその精神であり、目的である。

我國に初めて流入して偉大な影響を及ぼした儒教は、所謂漢唐の訓話學であつた。併しこれは百濟を通じて渡つて來た間接的なもので、支那から直接入つて來たのは聖德太子以後のことである。王朝時代には菅家、江家等に種々な私學が出來て盛んに儒學の講述が行はれたのであつた。しかし王朝時代が過ぎると儒教は忽ち衰へ僅かに支那から歸朝した高僧や、五山の僧によつて命脈を保たれるに過ぎなかつた。徳川時代に至り多年の紛亂が治まると茲に、非常な勢力を以つて儒教が興隆した。これは平和と秩序と禮樂を尊重する儒教の精神が、徳川幕府の平和政策と合致したためである。儒學興隆の先驅をなしたのは藤原惺窩で、其後土佐には程朱學の谷時中、野中兼山あり、近江には陽明學を説いた中江藤樹あり。民間の大儒としては伊藤仁齋、荻生徂來がある。歴代の將軍も儒者を厚遇しその普及を計つてゐるが、諸藩でも儒學を尊んで儒者を厚遇したのである。水戸の徳川光圀が明の亡命學

者朱舜水を招いて水戸學を創建したことは人のよく知る所である。是等の學問の影響感化によつて民間の志士は大義名分を唱へるに到り勤王、討幕運動の動因を誘導したのである。

儒教の精神が、夙くから我國の生活のうちにびつたりとはまつたのは言ふまでもないが最も偉大な力となつたのは大義名分説である。大義名分の教は先づ聖德太子の憲法十七條の隨所に見えてゐる。

憲法十七條は、内十二條までは我國固有の精神を發揮せられたものであるが、中にも、第三條の

「詔を承けては必ず謹め、君は則ち之を天とし、臣は則ち之を地とす。天覆ひ地載せて、四時順行し萬氣通するを得。地の天を覆はんと欲するときは壤を致すのみ、是を以て君の言は臣承り、上行へば下靡く。故に詔を承けては必ず慎め、謹まざれば自ら敗れなむ。」

また第十二條に

「國に二君あらず、民主に兩主無し。率土の兆民、王を以て主と爲す。」

の如きは實に我が國體に基く大憲である、同時に頗る儒教に負ふ所が多いのである。

僧道鏡が天位を窺齎するに當り、和氣清麻呂は、命を受けて宇佐に使用することゝなつた時、道鏡は竊かに清麻呂を喚んで「募るに大臣の位を以てす」と意味深長の請託をしたのであつた。亦師の路豊永もその出發に臨んで「道鏡、天位に登らば、吾何の面白あつて之に事へんや、吾將に二三子と伯夷に從つて遊ばん」と言つて居る。清麻呂は死を誓つて出立して行つたのであるが諫として奪ふべからざる氣節もさることながら師の激勵も亦大いに與つて力があつたのである。儒教の精神が、此のやう

な非常の際に發揮せられるのが常であつた。水戸義公が伯夷傳を讀んで大いに感激し遂に「大日本史編纂の志を起したといふが、惟ふに義公は弟の分際を以て兄に超えて藩主となつたのを悲しみ、その悲しみを韜晦するために大義名分を發揮する修史の事業に没頭するに到つたのであらう。明治維新、王政復古の原動力の一つである「大日本史」が大義名分の精神が動機となつて編輯され、大義名分の精神を鼓吹したのであつたが、その先驅である北畠親房の「神皇正統記」には開卷第一番に『大日本は神國なり、天祖始めて基をひらき、日神長く統を傳へたまふ、我國のみ此事あり、異朝にはその類無し、この故に神國と云ふなり。』と喝破して大義名分の精神を高揚してゐる。

儒教の影響は亦、日本固有の精神を明確にして、我が國民性の自覺を高めたことである。儒教と我が日本の固有の精神とはこのやうに互に錯綜し、糾へる繩の如く、互に相扶け相補ひつゝ發展して行つたのである。

次に著しい影響は武士道と、道徳の上に及ぼしたことである。武事あるものは必ず文事ありとは儒教の教へであるが、武士道の精神は儒教によつて琢磨され培養されたことが多かつた。武士道の主徳ともいふべき節義、廉恥、義烈、忠節といふものは儒教に於ても常に力説し『得を見て義を思ひ、不義にして富み且つ貴きは我に於て浮雲の如し』と云つて常に利を斥けて義即ち、正義を高潮したのである。

我國民が義に勇み、利に輕んず、氣風は右の如く儒教に負ふ所が多い。赤穂浪士の復讐も、間接に儒教の感化であり、徳川時代に市井と横行した俠客にさへ義を見て勇む美風が有つたのも亦儒教の間接的感化に外ならぬ。

かくの如く儒教の影響を列挙すれば除限はない。何れが日本固有の精神であり何れが儒教の精神であるか、全く區別もつきかねる位に、深刻に錯綜してゐるのである。

併し儒教の弊害も亦決してなかつたわけではない。餘りに儒教に心酔した結果は、支那そのものに心酔するやうな不心者も出たことである。かつて、山崎闇齋は、門人に對つて「孔子を大將軍とし、孟子を副將軍として皇國に攻め來らば、お前達は如何にするか」と問ふた。が、皆顔を見合せて誰一人答える者がない。闇齋は之を見て大喝して曰く、「若しそのやうなことが起らば、我は皇國降魔の劍を以て之を切らんのみ。」此のことは支那かぶれの腐儒達を、叱咤したのであるが、儒教と雖も日本に入つては、もはや日本の儒教であつて、支那の儒教でないことを喝破した言葉である。

日本精神に及ぼした心學の影響

徳川中期に、神道、儒教、佛教等を綜合して一丸とした道徳を中心とし庶民階級に偉大なる効果を擧げたものに、心學がある。

徳川時代の道徳思想には二つの流れがあつた。一つは上流知識階級即ち武士階級の道徳で主として儒教を根源としてゐたのであつた。他の一つは武士以外の百姓町人階級で學問など餘り必要でない、自他共に許した階級の道徳である。かゝる庶民階級の道徳の淵源として唱へられたのが心學であつてその感化力は素朴な大衆に著しい感銘を興へたのであつた。即ち徳川時代に於ける庶民の教育は心學に負ふ所頗る多く。その方法は著しく日本的なもので、神道、儒教、佛教の思想を抱擁して、己の身を修めるに足る教は、その一言一行がそれ／＼攝取すれば我が血肉にしなくては措かないとする態度がひどく日本精神的であつた事を見逃してはならない。

心學は「石門心學」と呼ばれ石田梅巖の首道に始まり手島堵庵によつて大成せられたものである。その説く所の心學、本心の學問をいふ意で、本心即大道といふことで、本心は善であるから、本心の命するまゝに徳を實踐して、道を説くといふのである。そして梅巖の目的は、當時教育上全く閑脚せられて居た康民階級の教化のためで、報酬や席錢等は一切取らず講席を開いてからも費用はすべて自辨とし、時には聽講者に茶菓を供しもので、隨つてその後繼者も亦梅巖の旨を體繼したものである。初は百姓町人などの低い階級を相手としてゐたが、次第に武士階級の人々で之を傾聽する人が出來その良き感化力を認める大名さへ出來て、徳川の後半期には全土に普及されるに及んだのである。この心學は神、儒、佛の三教と長所を取り決して一方に偏したり拘泥しなかつた。「天照皇大神を拜し、竈の神を拜し故氏神を拜し、大聖文宣王を拜し、彌陀釋迦佛を拜し……」とあるやうに神儒佛悉く、抱

擁してゐる。たゞ要は道徳の實踐にあり、修身齊家に益する所があればよいといふ風である。

心學は、百姓町人階級の守るべき道徳を目標として、治國天下については殆ど言及してゐない。最も力を入れて説いたのは忠孝の道で主として商家の奉公人がその主人に對する心得で、その精神は武士が主君に事ふ精神と少しも異なるものではないと説いてゐる。修身齊家については、人は各々天稟の善性を發揮することを説き、そのためには嚴密に自己反省を行ふことを慫慂し、勤勉と儉約を以つて家庭の安定を計ると共に、家庭の和合を全くするために、孝を以つて父母に事へねばならぬと強調してゐる。斯の如く心學は飽くまで常識的で、實踐躬行に重點を置いてゐることに特色があつたのである。

偉大な抱擁力を持つ日本精神

危かりし日本

日本人は上すべりで、模倣性が強く、更に定見がなく、一事大思想の國民だといはれてゐる。街を歩いてみても商人その他の看板をみると多くは横文字である。その他商品のレッテルを見ても横文字のものが多し。或る人が「日本はイギリスの屬國か」と云つたとの話があるが一應もつともなこと

ある。

日本には日本の文字がある。それを何苦しんで自分も讀めなければ人も讀めない横文字を看板にレツテルにしなければならぬか。

そこにはたしかに日本人の上すべりな模倣的な、事大思想的な、そして定見なき國民性を現はしてゐると思はれる。併し、又ものは考へようである。若、徳川の末期に、資本主義の東漸に逢つた時あぐまで鎖國を持續し、西洋文物も思想も容れなかつたら、はたして日本は今日の日本を保持してゐたのであらうか。すでに牙はとがれてゐたのである。

言ふまでもなく當時歐米に於ては産業革命後生産業は驚くべき發達をなし資本主義制度は極端に發達してゐた。そして生産力増大の結果は生産物を市場に出して貨幣に代へなければならなかつたが、資本主義制度による生産業は國內のみならず海外に廣く市場を求むることが主要條件となつた。又、資本主義による機械工業的大量生産はこれに適合する原料をも必要とした。

而かも、資本主義制度に於ける初期の市場の擴張、原料産地の確保といふことは平和手段をもつてはその實を擧ぐることは出来なかつた。そこで國家は進んでその國の資本主義生産業の發達に全力を上げ、若し封建制度の故を以て、自己の要求を容れない國があつたならば資本主義の國家は富み且つ強力であるから直ちに軍隊を送つてこれを蹂躪したのである。かのベルクが我に開港を迫る時軍艦を率ゐて來たのはこの故である。

そこで日本人が他を容る精神力がなければ必ずやアメリカのみならずイギリス、フランス、ロシアの協同戦線を引き受けなければならなかつたであらう。その結果はどうであつたらうか。

然るに日本人は直ちにこれを容れた、のみならず、先進資本主義の精神を取り入れて新らしく産業界に乗り出した。今でこそ資本主義は人類の惡魔のやうに言ふがその當時の日本は資本主義國と國交を親密にし、而かもその主義を國內に容れる外はなかつたのである。

さればこそ日本今日の發展を視たのである。これに反して朝鮮、支那はどうであつたか、ことに支那人は外國をすべて蠻夷戎狄といやし己れ獨り高くかまへてゐた結果は今日の狀態ではないか、而かも東亞大陸に未曾有の大事變を捲き起した原因はすべて中華民國、即ち蔣介石國民黨政權の排日思想によるものである。彼等は他を抱擁することの出来ない偏狹、偏曲の精神的不具者である。そこにゆくと、明治天皇が維新新政の大方針として國民に示させ給ふた、

一、智識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スベシ

二、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ

はまさに、日本人の持つ偉大なる抱擁力を示させ給ふたのである。

外來の學問と思想

1、儒教の傳來 應神天皇の十五年、百濟の博士王仁が「論語」十卷と「千字文」一卷を献上した時、朝廷では、「そんな異國の學問や異國の教へは受ける必要はない。」とは仰せられてゐない。直ちに皇子稚郎子は王仁を先生として漢學を修められたのである。さればその後高麗王が使として貢せしめた時、其の表文に、「高麗王、日本國に教ふ」といふ意味が漢文で書いてあつた。すると皇子は「教ふ」は國王が屬國の王に對して使ふ言葉であるとしてこの使者を責められた。この場合朝廷に於て儒教をしりぞけ、又皇子がこれを學ばせられなかつたら國辱となつたわけである。又、聖德太子の時代にもこれと同じやうなことがあつた。而も國辱をまぬかれたばかりか、これに依つて我國の文化は異常な發達をしたのである。そこで聖德太子時代には我から進んで支那へ留學生さへも送らせられたのである。而かもこの時隨に留學した南淵請安などが中心となつて支那の政治組織を奏上したので、我國に於ける政治の大革新、大改新は成つたのである。

2、佛教の傳來 又、佛教の傳來も我國に於ける思想上の大改革を與へたものである。既に日本には宗教として神教があつた。而かも宗教といふものは何れの宗教を問はず排他的でこれを排斥するの一般の傾向であるが佛教にはこれがなかつた。もつとも傳來の當時、蘇我、物部氏が争つたが、あれは大氏族の勢力争ひの具に供したもので、若し物部氏が信すると言ひ出したならば必ず蘇我氏がこれに反對したに違ひない。従つてこれは問題にするに足らない。それに古神道は佛教の普及に反對しなかつたばかりか、これを抱擁し、そのよき點を取つてこれと同化し、融和したのである。そして最

後には本地垂迹説さへ起つたのであつた。

これは一面古神道そのものが抱擁力が偉大であつたとも言へるが又、一面には日本人の精神生活が偉大な抱擁力を持つてゐたとも云へる。

かのキリスト教が我國に傳來した時も織田信長を始めその他の諸侯もその布教を許したのである。然し、後に於てこれが禁じられたのは、日本人の偏狹な精神からではなくて、日本の國體に相反し、而かもその基礎を危くすることを知つたからである。何事によらずその基を失ふが如きものに對しては誰もこれを排斥するのは當然で抱擁力の問題ではない。而かも佛教の如きは後に外來そのまゝの佛教ではなくて、日本精神の加味された佛教を生むに至つた。即ち、親鸞は禁慾主義であつた佛教を日本國民の自然的現實的な精神を取り入れて、肉食妻帯を許す眞宗を開いた。又日蓮は日本國家を根本とする立正安國論を説き、榮西は興禪護國論を成したのである。

武士道と儒教佛教の關係

武士道は日本古來の日本精神の上に、武士といふ特殊階級の實踐道德が築き上げられて出來たものであつたが、これも又儒教佛教を取り入れることにやぶさかではなかつた。即ち儒教の説く、五輪、君臣、父子、夫婦、長幼、朋友の道はすでに我が民族精心として保持され

てゐたのであるが、儒教の盛んなるに及んで、これはいよく我が日本精神を發達させ強固にしたものである。決して、「そんな教へは既に我が國にも存する」とは言はなかつた。而かも儒學によつて武士道精神を理論づけ益々強固なものとしたのである。

而かも、それは孔子の教へばかりではなかつた。孟子の新説が、如何にも剛健にして又平民的なところが武士の同感を得たのであつた。又、武士道は佛教を取り入れて武士に安心立命を與へた。而かも、君のため國のために生命を投げ出して戦ふものに取つてはこれこそ偉大なる精神の糧であつた。即ち、安心立命の境地を得てこそ武士に必要な従容として任務を果たす沈着不動の精神と生死を超越したる意氣が養はれるものである。

而かも、榮西、道元等の開いた禪は又武士道に大悟徹底の人生觀を與へた。禪とは小泉八雲の言を借れば「冥想沈思の自力を以てして、言語文字を超脱せる思索界に轉迷開悟するの法なり。」と。この座禪にもいろ／＼あつて、最上乘禪を以て第一としてゐる。最上乘禪といふのは、元來人心は清淨なもので何の煩惱もなく、又完全な智性をそなへてゐるのであるから、かゝる心が佛であると自覺して修禪するのである。即ちかゝる心境を以て大悟すべく精進し、内觀し、而して自己の身象を疑視した結果心的悟道境に入るのである。

かくして禪の發達は又、日本武士道に新生命を與え、武士道をしてより尊きものとしたのである。

日本精神は平和を好む

かくの如く日本精神は外來思想に對しても非常に理解するところが多かつた、決して喰はずきらいではなかつた。これは又、一面日本人が平和を好む心境から出てゐるのである。如何にも日本人は猛々しい精神の所有者のやうにみえるが一面には優にやさしい平和の愛好者である。即ち來るものは拒ばまない。これと協調するが、然し無定見なき妥協ではない、妥協とは墮落することである。

然し、日本人には批判能力が十分ある。即ちこれを批判し、以て取り入れるべきは取入れて肉とし血となすのである。かくするところに戦ひは起らぬ。而かも奥底に批判し戦ふ力をもつてゐるものゝみが眞の平和を實現することが出来るのである。

この意味に於てのみ、日本人は思想問題のみならず一般國際間のことにもあたつて來たのである。日清戦争!! これも日本が好き好んで始めた戦争ではない、清國が朝鮮を苦しめることは東洋平和の禍因となり、引ひては我國の存在を危くするところから、やむにやまれずして立つた義戦であつた、而も朝鮮に對しては仁戦であつた。

日露戦争!! これも又日本が好き好んで始めた戦争ではなかつた。露國が清國を苦しめることは東洋平和の禍因となり、而も清國に對しては仁戦であつた。これでも日本國民を好戦國民と云へるであ

らうか。諸外國人は、ことにイギリス、アメリカ人の如きは自分のことは棚に上げて日本人を好戦國民と目してゐるが、これこそ甚だしい認識不足である。即ち、義と仁によつて立つ日本人は平和を好む國民である。即ち日本武士は日本刀を生命としたが、これは徒らにこれを抜いて人を斬るためではなかつた。勝海舟も言つて居るやうに「私は人を殺すのが大嫌ひで一人でも殺したものは無いよ。みんな逃して、殺すべきものでも、まあ／＼と言つて放つて置いた。——刀でもひどく丈夫に結へて、決して抜けないやうにしてあつた。」と、即ち刀は愛してもこの境地にあるのが日本武士であつた。而して何れも、「血をながさず勝つを以て最上の勝利とす」といふのが理想であつた。かゝる境地にあつたればこそ、あまりこれに抗することなく、外來思想もこれを受け容れたのである。何によらず、日本のものとさへ言へばことごとく排斥した最近の支那人や、人道も人情も國際情誼もこれを無視して日本人移民を排斥したアメリカ國民とは非常な相違がある。即ち調協すべきは調協し、なるだけ事をあらだせず平和の内に解決しようとするのが日本精神である。

抱擁心の歴史

(一)日本精神忘却されず 然し日本精神には熱意がある。そして進取的氣象がある。一度良しとしこれを抱擁することに生命の躍動を見たならばあくまで、これに突進する。之は一面賞すべきである

が又一面批難攻撃的となることもある。例へば佛教傳來後日本人は神道のあることさへ忘れてこれに猛進した。その結果一時我が國本來の神道は衰へてしまつた。然し、そのために又古神道は以前にもまして猛烈に立ち上つた。又、これにならつて俗神道も旺盛となつた。即ち肯定、否定、肯定でこれはかへつて日本本來のものを生かすことになつたのである。徳川時代はもつとも、儒學の盛んであつた時代であるが、そのために日本本來の國學も下積となつた。そこで本居宣長はこれを憤慨して次の如く述べた。

『儒者に皇國の事を問ふに「知らず」といひて恥ぢとせず。漢國の事を問ふに「知らず」といふをばいたく恥ぢと思ひて、知らぬ事をも知り顔に言ひ紛らす。こは萬を漢人めかさんとする餘りに、その身をも漢人めかして、皇國をばよその國の如くもてなさんとするなるべし。されど、なほ漢人にはあらず御國人なるに、儒者とならん者の、己が國の事知らでべきわざかは……たゞし皇國の人に向ひては、さあらんも漢人めきて善かんめれどもし、漢國人の間ひたらんには「われはそなたの國の事はよく知れども、わが國の事は知らず」とは、さすがに得云ひたらじをや。もしさ云ひたらんには「己が國の事をだに得知らぬ儒者の、いかで人の國の事を知るべき」とて手をうちていたく笑ひつべし。』と述べてゐるがこれはまことに、如何に抱擁力ありと雖も感心すべき現象ではなかつた。かの山崎安齊が「孔孟若し政め來らば、之を擒にして國恩を報ぜん」と言つたことにいたく感心した日本人は、當時我國體さへも忘れてゐたのである。

然しこれが爲めにやがて國學が盛んになつた。そして、日本精神はより以上に發揮された。そして國體は明にされ、大義名分は唱へられ、而して尊王の思想となつて、遂に徳川の崩壊となつたのである。これを思へば一時あまり抱擁力大にして儒學のみに走つたことも結果よりみればさして悪いことでもなかつた。而も、かゝる時代にあつても、決して日本人には日本精神が忘却されてゐないことを物語るものである。

(一)抱擁と共に進む 明治の末期から大正の時代に於ても同様なことが言へる。この時代に於ても旺盛をきはめたのは社會主義であつた。これ又歐米の思想であるが、我が國民はこれに非常な勢で吸収されていつた。當局はこれが撲滅に必死の有様であつた。然し、やがてこれは日本精神に抱擁され、我が國體に容れられざる點は訂正されて、我國には我國獨特の國家社會主義が唱へられるに至つた。而して皇室を中心とする社會改造さへも叫ばれ、而も社會政策的な各種の施設さへも見るに至つた。即ち社會行政及社會立法としては、工場法、鑛業法、調停仲裁、又は職業紹介所、或は小作調停法その他産業福利施設も十分となり、或は又勞働に對する教育施設も設けられ、一般社會事業はどしどし發達するに至つた。これを明治の中葉以前に比較する時は非常な相違である。

たゞ大正昭和にかけて盛んになつた共產主義思想は全々我が國體の相容れざる所で、國民が協力してこれが撲滅にあたるべきであるが、既にその本國たるロシアの國情は共產主義が人類の本性に矛盾することを世人に知らしめ且つその政治矛盾を暴露するに至つてゐる。ある人はロシアの現状を見て

『あれは共產主義にあらず、國家社會主義なり』と斷定してゐる。人類は祖國を有することが生存の第一義とすることはロシアの現状を見ても明なことである。而もこゝに氣附いて我が國共產黨の巨頭連も續々轉向を聲明しつゝあるところ今更恐るゝに足らぬ。而も、共產黨の思想を包容せるものがあつたために、かへつて我が國人には思想の善導、或は日本精神の闡明があつて、國體の尊嚴をよりよく知り、日本精神の眞隨を知つて、かへつて愛國運動、國家主義運動も盛んとなつたことは喜ばしきことである。

而して、轉向者などに對しては、日本人本來の偉大なる抱擁力をもつてこれを許してやるべきだと思ふ。彼等はたしかに悪かつた。然し、そのために現時國民が有するやうな日本精神の復古もそれによる處が少くない。而も悪いと悟つて非前を悔ひ、自己本然の姿にかへることはたしかに勇氣が必要である。

實際運動家が、間違つた指導原理を信じたばかりに痛々しい犠牲を拂つたとしても、幾年か後に、それが間違つたと發見して、間違ひを間違と言ひ得る人は非常な勇氣の所有者と言はねばならない、間違つたのを頑張り通すよりも餘程の道德的勇氣が必要である。日本に於けるかうした轉向者等が、始めに信じた極左論も、極右論もいづれも間違つてゐたと思つて率直に轉向を誓つた勇氣には敬意を表す價値がある、かく寛容であるべきが日本人の日本精神である。

さもあれ、日本精神の一大特徴とするのはこの偉大なる抱擁力である。これは日本民族が他民族を抱

擁して今日の偉大なる國家を成せると同様で、吾々は益々これをよき方面に發達せしめねばならぬ。

日本國民性の長所短所

國民性

各個人には各々個性といふものがある、その顔面の異なるが如くその性格も異なる。これと同様に國民にも他國民と異るところの性格がある。これを國民性といふのである。然らば如何にしてその國民性は出來たかといふに、第一その國の地理條件である。自然地理的條件、その中でも氣候、風土、地形經濟等をもつとも重大な關係を持つものである。又、その國の建國精神、及び歴史といふものも大きな關係がある。かくて、そこに他國人と異なる、人情、風俗、習慣が出來て、こゝにその國民特有の性格、即ち、國民性が出來るのである。なほ、その發達過程をみれば、國民性はその國民特有の先天的素質といふものがある。即ち、これが國民性の萌芽である。この萌芽があるところに後天的の、即ち地理的事情や、歴史的事情が加へられて、國民性はいろ／＼に變化してゆく。即ち、境遇によつて變化してゆくものである。従つて現在の國民性が永久的固定的のものではない。

そこでその國民の覺悟如何によつては長所としてこれを助長し、短所は短所としてこれを矯正する

ことが出来る。然し、それは一朝一夕にして改まるものではないが、それでも固定的のものではないが、我々は油斷もならないが、又、これに望みをかけて努力することも出来る。即ち、國民性をしつてより一層完全なるのみのもとする頼もしい努力をつづけることが出来る。そこで日本國民性の長所短所を研究することも必要となる。

外國人の見た日本人

日本人は謙讓で、自ら自分のことをほめない國民である。これも國民性の長所の一つでこれを發揮して先づ短所から上げてみよう。

ところで日本人が日本人を見たものでは面白くないから、世界の人々の見た日本人の短所といふものを掲げてみよう。

- 一、日本人は世界で最も燃え易く、冷め易い國民である。
- 二、日本人は世界で最も神經衰弱的傾向を有する國民である。
- 三、日本人は世界で最も善惡にかゝわらず、大きな深いことをせぬ國民である。
- 四、日本人は世界で最も若くして老人病に罹り易い國民である。
- 五、日本人は世界で最も年寄易い短命な國民である。

- 六、日本人は世界で最も欠伸をする國民である。
- 七、日本人は世界で最も子供の發育の悪い最も筋力體力の弱い國民である。
- 八、日本人は世界で最も母が不良な乳汁を分泌する國民である。
- 九、日本人は世界で最も胃腸病で乳兒を殺す國民である。

(以上醫博田口勝太郎氏の言)

凡そかくの通りで、最も終りには國民性の問題ばかりでないものもある。

日本國民性の短所

然らば日本の學者は、日本の國民性の短所を如何に見てゐるかといふに、第一に狭小性、第二に姑息性、第三に依頼性、第四に浮薄性、第五虚榮性、第六に主我性を上げてゐる。而かも我々自らが一々當ることのみである。

其處で外國人の見た日本人の短所缺點と、日本人の見たそれとは大變相違してゐるが、實は深く考へてみるとさうではない。

1、狭小性 第一の狭小性これは環境の然らしめたものである。而かも日本の環境と云へば四面皆海なるが故に大いに海外に發展すべきであるに事實はその反對である。これといふのも一面には歴史

的關係もあるが、それと共に狭小な島國に生れたので其性格も又狭小になつたもので所謂島國根性の持主となつたのである。そこで日本人は世界でも善惡にかゝはらず大きな深い事をせぬ國民となつたのである。従つてこの精神は一刻も早く、少くとも茲數代の内には大いに改革する處がなければならぬ。ことに海外發展の大氣宇を有するに至らねば年々百萬も増加する人口を如何にせんやである。

2、姑息性 第二の姑息性、これは目前のことのみ考へて遠大の計をめぐらさない、何かの事業をしようとしても、自分で工夫することをしないで、他人の工夫したものを器用に眞似てすぐこれ利益を上げようとする。これが爲めに明治時代我國人が海外の産業視察にゆくと外國人がいたく嫌つたといふ。甚たしいのは全々參觀を許さなかつた。それはすぐ眞似るからである。我國の染色及織物界の開拓者である稻畑勝太郎氏が明治三十三年の頃モスリン織の研究のためフランスに行つた。ところが何處のモスリン工場に行つても

「私の工場は日本人に見せることは出来ない」といふ、こゝで一目でいゝから參觀させてくれと願ふ然し、これは結局徒勞に終つた。それは日本に駐在してゐるフランスの領事から本國の農商務省にあて、

「此度日本から稻畑といふ男がフランスのモスリン工場を視察に行くが、これはフランスのモスリン製法を盗みに行くのだから、工場の參觀を許すと大變である」と電報を打つてゐたからである。そこで稻畑氏はフランスのすつと田舎に行くと一軒の農家を訪ね、その老夫婦が副業に織つてゐるモス

リンの織方を見てゐた。すると間もなく村の顔役が四五人村人をつれ、モスリン泥棒をやつつけるとばかりにいきり立つた。そこで稲畑氏はいくらかの金貨をその顔役に與へて許しを乞ふた。然し顔役はその金貨を大地に投げつけ、稲畑氏を引づり出し追拂つてしまつた。稲畑氏は無念残念やる方もなく、悲憤の涙を流したといふ。

これは何も稲畑氏が姑息の手段を取つたといふのではない。これが日本一般の産業界の情勢であつたのである。つまり自分で工夫することをしないで器用さを利用して、苦心せず利を上げようとするのが日本人の國民性である。而して何の事業をしても永續しない。外國人が何かの發明をなすに親の時代に出来なければその子の時代に、その子の時代に出来なければその孫が必ず完成すると言つたやうなねばり強さはない。そこで外國人に「日本人は世界で最も燃へ易く冷め易い國民だ」と云はれるのである。

日本人が戦争に強いと云はれるのも、この燃え易いためであるが、若し世界大戦の如く四年も五年も持久戦に入つたらどうか。かの僅か一ヶ年餘に結末のついた日露戦争の時さへ、日本軍人はすつかり戦争に倦んでゐたと云はれる。今や支那事變は一年有半猶、前途幾年抗戦を続けるか知れない國民政府に對し、我國でも長期抗戦に應ずるだけのねばり強さを國民全體が覺悟せねばならぬ。故に國民性の改善の必要が急務であるのである。

3、**依赖性** 第三の依赖性。これは我國の家族制度の缺陷が我々國民に發生させてゐる。日本の

子供は幼い時から父母に全部依頼してゐる、両親もこれは當然としてゐる、何故ならば自分も幼い時には両親をたよつて成長したからである。例へば學校に行くにしても親が出してくれるだらうと依頼しきつてゐる。若し、親に出して貰へなければ、自分に如何に燃ゆるやうな目的があつても、自分を以て學校に行かうとはしない。成年になつても、親が何かの商賣をさせてくれるだらう。若い時は二度とない、それまではゆる／＼遊ぶことにしようといふのが青年の心境である。

或る人の話に、アメリカに行つた時、某富豪からその子息の成年式とでも云ふ晚餐會に招宴された喜んで行つてみるとその富豪はやつと二十歳になる青年に向つて、「君は二十歳になつたのだから、これから尙ほ學校をつゞけるなり、又他に職を求めると、それは君の勝手である。尙又この家に従來通り居てもよし、他に家を持つてもよい。然しすべては獨立獨歩で親を頼つてはいけない。従つてこの家に居るとすればこれから間代及食費は自分で働いて入れねばならぬ。」と宣言したといふ。而かもその青年は嬉々として快諾したといふのである。これが日本であつたらどうか、而かもそれが富豪などゝ來ては、獨り歩きも自由にさせない位に大切にする。二十歳位の青年に獨立を強めるは親の無情とするのであらう。又青年自身もかゝる宣言を受けたら親を怨むどころか、すぐ自暴自棄してしまふであらう。それも親を依頼して生きることの子供の權利と考へてゐるからである。従つて、これが一人前になつてもこの性格に變りがあらう筈はない。

又一般民衆にしても同じである。農村が疲弊したといふ。小工業者は立たぬといふ。そこで考へる

ことは政府がなんとかしてくるであらう。低利資金の貸出し、物價のつり上げ、何んでもいゝ早く農村が立つやうに、小商工業が生活出来るやうにしてくれと、その筋に陳情するのである。而かも、その依頼が通らねば自暴自棄してしまふ。これが一般民衆の過去及び現在といつてもいゝ。そこで過般叫ばれた「自力更生」である、何事にも依頼心を持つてはならぬ。自力によつて更生せよ、更生は自力の外にないといふのである。

然し、一般民衆にかくの如く依頼心を植えつけたのは日本の政府機構に缺陷があつたこともその原因の一つである。即ち我國は長い間「民は依らしむべし。知らしむべからず」で來たのである。そこには爲政者の罪もあるものであつて、今後は官民一致この點に就いて積極的の改革を必要とする。尙依頼心のみで生きんとするものには自己の内心から燃へ上る意氣がないので、外國人からも「日本人は世界でも最も欠伸をする國民だ」と言はれるのである。

4、浮薄性 日本精神の持つ抱擁力に似たものに浮薄性がある。自己に何等の定見なくして、少し他人が誠らしいことをいふとすぐ賛成してしまふ。ことに新らしい思想や學問が外國から流行して來ると、すぐに魂を奪れてしまふ。かの過去に於けるマルクスポリーの如きは全くこれである。而かもマルクスの學問を奉じないものは人間でもなければ、時代に生きる價値のないものゝやうに思ふ。否、社會の一切はマルクスの學說によつてのみ説明され、それ以外の學問は一文にも價しないやうに思ふ。

然らばマルクス主義の本質内要を知つて居るかといふにそうではない。僅かにその門を叩いたのみである。中には人から聞きかじりもある。さうして一角のマルクス學者の如く振舞ふ。而かもかうしたものが日本人の中には少くない。もつともそれはマルクス主義のみとは限らない。何か珍らしい學說や、又は流行のものがあるとすぐこれを追ふのである。而かも、これに對しては持続性がない。そして忽ちあいて弊履の如く棄てゝしまふのである。これでは外國人に「日本人は世界中で最も燃へ易く冷め易い國民だ」と言はれても一言返す言葉はない。

5、虚榮性 これは浮薄性と兄弟のやうなもので精神が堅實でなく、浮薄であるから、つまり虚榮に走るのである、又、虚榮性は名譽心とも隣り合せである。然し名譽も武士に於けるが如く、其の本分をつくすことを武士の面白とし、そのためには生死さへも超越するといふ底のものならば立派なものである。

然るに虚榮性に至つては何等の實力もなく責任もなく、又、何等の計畫もなく、たゞ名のみ望むのである。名を得るためには、又は美しい着物を着るためには、その手段も方法も顧みないといふのである。即ち、虚名をむさぼらんとするのである。何等の實力も智力もなくして黄金の力によつて名を賣らうとする、そのためには種々いまはしい事件を起して獄につながれるものが年々枚擧にいとまがないのは、それを實證するものである。

6、主我性 主我性は狭小性と同じく我國の地理的環境にもよる、自分が生きるためには主我の

ためにはかる以外のことは考へてゐられないといふことにも發してもゐる。又公德心の養成に日本の教育が、又は國民精神そのものが缺けてゐる點もある。公園に行つても自分さへ樂しめばよい、人などはどうでもよい。集會に行かうとしても他人の都合より、先づ自分の都合である、そこで自分の仕事が終わらねばなか／＼出かけない。そして多人數に非常な時間の損害をさせる。又、道を歩いても、道は自分のためにあるやうに考へて、他人の迷惑など心にもかけない。かくの如きはすべて公德心の養成が足らぬためである。従つて、かうした點から先づ國民性の短所たる主我性を訂正せしめねばならぬ。

かく擧げて來ると日本人はまだ／＼十分修養しなければ大國民として世界に立つことは出来ない。而かも日本精神とは日本民族の精神であり、その民族精神は國民性をつくり上げるものであつて國民性の缺點は、日本精神そのもの、缺點であることを思へば、日本精神にも前述の如き賞揚し來つたものばかりではない、こゝに教育者の奮起と、而して次代の國民たる青年の一大自覺と覺悟を必要とするものである。

國民性の長所

然し我國民性は以上擧げた短所ばかりではない。日本國民性の特徵としての長所は潔白性、快活性

同化性、又は統一性、應化性、淡白性、現實、感激性、鋭敏性、節度性、進取性等を上げることが出来る。

これが、日本精神の具體的發露である。而かもこれ等の特徵の内、現實的實際的であるといふことはいよ／＼我等の意を強ふするところである。如何に理論をならべ理窟を言つてもこれを實行する精神がなければ何の役にも立たぬ。これは何れの方面でも言へることで、歐米人の信仰するキリスト教の如きは超世間的なもので現世的實際的のものではない。然るに我國本來の宗教、古神道の如きは飽くまで現世的の存在を喜ぶ、道德の如きも西洋のものは多く抽象的のものであるが、我國民道德は理窟よりも實際を重んずる。武士道の如きも全く實踐的道德である。

かくの如き國民性が何事に對しても現世的であり實際的であることは、最も我が國民性の長所である、従つてこの長所の上にありますます他の長所とするところを成長せしめ、而も又短所とするところの國民性を各自協力してこれも理論や理窟でなくこれを訂正し、改革するところがあらねばならぬ。なほ最後に高島平三郎氏が、日本の國民性の一大特質として「盗みをせぬ民族」といふことを上げる一事を紹介しよう。

「わが民族の道德性に至つては、世界何れの民族、國力よりも卓越してゐることをかの滿洲上海事件が雄辯に物語つて居る。尙ほ私は先年米國のシアトルに於て一人の白人婦人から訊かされた。「日本人は、何故盗みをしないですか」と實際日本人は、他の民族よりも盗みをしないのである」と。

日本人同志ではわからぬが、他國人に比すると日本人は盗みをしなない國民である。これ正直で、公明正大で潔白であるからである。従つて今後とても他民族に秀でゝゐる國民性は大いに發揮して日本精神の光を見せるべきである。

國民更生の根本義

日本精神の再認識

日本人には偉大なる抱擁力がある。來るものを拒まずこれを抱擁するのが日本精神の一大特色であるが、その爲めにあるひは激し、あるひは熱中して日本本來の精神も没却されたやうに見えたこともあつた、然し日本精神には筋金があつた。忘られたやうに見えてもいざといふ時には必ず日本本來の精神が日本人の全身全靈によみがへつた。而もその度外來のものを抱擁し、同化し、統一した日本精神は以前のものよりも大きな力と輝きを持つてゐた。そこに日本精神の發達とよさがあつたのである。然るに日本人をみるに漸く日本本來の精神に歸る者、時々刻々その數を増加してゐるが未だ吾人をして満足せしめないものがある。ことに國民的信念に大悟せる者が少い。日本の新聞を見てもわかるやうにこの内外多事多端の際、或は三原山を目がけ、或は鐵路のさびとなるものが少くない。

ブルジョアは己一人の生活を享樂し、貧者は世をのろひ人をのろつて自ら生きようとしなない。又世を救ひ人を救ふべき社會事業家は、これを表看板として財を集め、或は又、人の魂を養ひ育つべき學校は營利會社そのまゝの状態である。その他あげれば枚舉にいとまはないが、これ總て、皇道扶翼の態度を持つて、萬民の幸福のために陛下に盡すといふ日本精神の無いためである。

國體を發揚し、皇道を中心として、日本民族の全體の幸福を願ふものにどうして私利私慾の念が起らう。又、自殺、心中の狂態が演ぜられよう。そこには如何なる難關も、又好飼を以て釣らうとするものもあるも目をつむつて、國家更生のための自力更生あるのみではないか。従つて世にも美しく正しく、而かも力強い日本精神を生れると共に與へられてゐる日本國民は、今や、大悟一番日本精神を強く明かに再認識すべきの秋である。これ以外に日本人の生きる道はない。

日本精神による商業

商業は常識的に云へば、物を安く買つて、高く賣つて儲ける仕事である。然し、それでは商業とは儲けさへすればそれでよいかといふに決してさうではない。やはり一種の社會事業でなければならぬ。なるだけ良いものを安く賣つて國民の幸福をはかる。その精神がなければ決して商業は繁榮するものではない。若し、この反對に悪いものを高く賣れば一時は大いに儲かるであらうが永續しない。

必ず、最後には屍をさらさねばならぬ。従つて商業にはやはり日本精神たるところの義も必要であり、仁も必要である。犠牲も大切とする。なほ進取、禮儀、節度、潔白といふことも必要である。ましてこれが國際商業となればより以上の日本精神を必要とする。荒木文相はかつて次のやうなことを言つた事がある。

『私は歐洲大戰當時何故日本の商品は、魂を打込んで呉れなかつたか、商工には商工の道がないので御座るか、魂がないので御座るか、誠に残念に思つたのである。鉛筆を買つて戦線に行く、それを使ふとチャリ／＼いつて書けない、仕方がないから持つて歸つて「この鉛筆は駄目ぢやないか、もつとよいのではないか」と言つてグル／＼廻して見ると、どれにもメイド・イン・ジャパンと書いてある。それはまだしも次には鉛筆を削つて行くと蕊がない。長い鉛筆の兩端に蕊があつて真中に蕊がない、中心なしの鉛筆である。ナイフを開いてみると後に廻つてしまふ。バネなしのナイフである。それからメリヤスシャツと云ふ物が澤山来て居ますが戦線で伸をすると、ずつと袖だけが出て来る。ミシンがぞんざいなのである。こんな例を挙げれば幾らでもあります、一番よい例は西比利亞出兵中にこれはハバロフスクの領事館で抗議を申込んだのでありますが、看板が出てをりまして「日本商品到來せり、但し堅牢保證せず」と張つてあつた。堅牢は保證出來ない。驚くべき粗製濫造を以て世界に鳴りひびいたのである。』と。千萬の理論よりも事實が雄辯である。これは商人のみの罪ではない。工業者の罪がある。然し商人に罪がないとは言へぬ。蓋し商人とは利益を得るのみではない。人のため世の

ためになるものであると考へたら粗製品を賣るべきではない。而かもかゝる舉に出ると云ふことは日本精神の持合せがないため、その結果は歐洲大戰當時折角儲けた二十億も直ちに吐き出したのである。而かも、現在支那事變の進展と共に凡ゆる角度から經濟關係者は大恐慌に直面してゐる。特に綿織物、毛織物等の全織を禁ぜられた物に對し、多量のストック品を持ち乍ら、賣惜しみ、買占めをなし、市價は一躍十割以上の値上げを見るに至つた。又その他金物製品、革製品等底知れぬ値段の高潮を來たしたので政府もたまりかねて經濟警察の設置を餘儀なくされるに至つたのである。所がその事務開始早々鎗玉に上げられた商人は枚擧にいとまはなかつた。亦需要者側としても當然來る可き値上りを豫想して、必要以外に餘計な品物を買占めるやうな不徳な婦人連を出した事は誠に銃後國民として大いに恥づべき事柄であるが、原因は惡質の商人が暴利をむさぼる事にあるので、それ事體は勿論そうした事を商業道徳として容認して來た國民一般にも決して罪がないとは言へない。故に日本商人たる者は、この中にあつて精神的改善を第一として日本精神による事業の達成を計らねば到底發展する見込はないと知らねばならぬ。支那大陸に向つて長期建設の任務を持つ我等國民が、殊に商業者が支那に於ける新市場に向つて、永遠に販路を穫得せんとするならば宜しく往年の歐洲大戰當時の二の舞を踏まざる様心掛け日本精神を中心とした商業經營に依らねばならぬ。常に我は日本商人たりといふ自覺を持ち日本商人として恥ぢざる信念のもとに進まねばならぬのである。

日本精神による工業

工業界も前述の實例の如き有様では到底自己を救ふことも國家の産業を隆盛ならしめることも出来ない。如何に近代生産業が大量生産を基調とすると言つても粗製濫造品では物の役には立たぬ。「安からう悪からう」では購買者が承知しない。而も今や日本は工業立國を看板としてゐるほどである。それに「日本品到來せり、但し堅牢保證せず」では工業立國もあつたものではない。

かの日本刀は世界第一の名刀としてその名をほしまゝにしてゐるが、それは何故かといふに、決して技術のすぐれたる爲めではない。これは日本魂が日本刀の中に打ち込まれてゐるがためである。即ち日本刀をきたへる刀匠は工人ではなく天意感通の大精神家であつた。而してこれをきたへる處は工場ではなくて至聖の場所であつた。刀をきたへんとするや皆齋戒沐浴してこれを鍊えた。而かもそれは刀を鍊へるのではなくて自己の魂を鍊へたのである。鍊鐵を鍛冶し、揮槌、入湯、砥礪は皆嚴肅なる祭式であつたのである。さればこそ日本刀といふ名刀が出来たのである。かくの如く日本魂をもつて物の製作にあたる時どうして不正直なごまかしが出来よう。

これを思ふと現代の工業製品は實にくだらしない。それは、工場主にも労働者にも日本魂が消失してゐるからである。而かも己の利慾のみ思ふから労働争議も起るのである。労働争議したり、不満不足

の心で働いて居て、日本魂を打ち込んだ製品の出来よう筈はない。この點、日本の工業者が反省しない限り、折角こゝまで發展した我が工業界も世界の民衆から蹴落されるであらう。まして工業立國等思ひもよらぬことである。

殊に長期抗戦下に於ける日本重工工業關係者は一つの武器を造るにしても、昔の工匠が刀を鍊へた時の精神、即ち日本精神の眞髓を發揮し、打つ者鍊へる者が總て自己の魂を打込んで立派な兵器彈藥を製造して貰ひたいのである。亦平和工業に従事する人々も歐洲大戰當時の如き粗製濫造品を造つて折角獲得した市場に不人氣を招來して、地盤を崩すが如き事が有つてはならない。殊に支那大陸の新市場に向つて輸出される品はより以上精神を打ち込んだ立派な製品を送らねばならない。何故ならば、聖戦に参加し、戦死した護國の英靈と、巨額の軍費を捻出した國家そのものに對して申譯けないではないか。向後の工業經營者從業者は等しく日本精神を打ち込んだ製品を造る事を第一のモットーとして大いに奮勵すべきである。

日本精神による農業

肇國の始より農は日本國の大本であつた。天祖の御精神も其處にあつた。従つて農民は「おほみたから」として皇室よりも尊重されたのである。

然るに中葉武士起るに至つて、農民は土地に附属したる一種の生産機關となり終つたのである。而して又農業も營利經營たらざるを得なくなつたのである。然し營利經營になればなるほど資本主義の壓迫と利用に供せられるのみとなつた。こゝに農民は全く生活權すら持たなくなつたのである。

然し、考へてみると農民はあまり長い間、その壓迫になれて來たのである。それを運命としてあきらめ過ぎた。彼等にして、日本建國の精神、而して日本の今日ある所以を一人でも眞に考へたものがあるであらうか。もつともそれはないでもなかつた。かの五・一五事件の愛郷塾一派の人々はたしかにそれであつた。農に歸れ、まさにそれであつたのである。「農民、農家が堅實である間は必ず祖國は安泰であります。町人根性にかられて農民が墮落、窮乏した時は、國家の危機です」と、愛郷塾長は云つて居る。まさにこの通りである。

従つて農民の更生こそは國家の大問題である、然しこれも難しいことではない。日本精神にかへることである。農本の精神にかへつて、己を持つること高く、農業そのものに自己の魂を打ち込んで社會の潮流に敢然として立つことである。そこには必ず自力更生の精神も湧いて來る。あきらめと自暴自棄と、自己輕視は、農業をします／＼衰退させる基である。これ等の考へを克服して農民を立たせるものは日本精神の再認識より外にないことを、農民自身も爲政者もとくと考へなければならぬことである。

日本精神による政治

日本の政治が世界に誇るべき政治であるといふことは、億兆心を一にして、天皇の御親政を仰ぐことである。即ち君民一體の政事である。明治維新以後數十年にして忽ち世界大強國と成つたのも政治にたづさはる人々が日本精神による政治を取つたからである。然るにその政治たるや最近は全く腐敗墮落し、事變勃發前の如く亂れたる時機はない。

金融補償法が徒らに資本家の懐を肥したるに過ぎず、又、農山漁村臨時對策低利資金すら政争の具であつたに過ぎぬ状態である。政黨政治華かなりし頃は、國民のための政治ではなく、すべて各自が籍をおく政黨のためであつた。従つて今日に於ける政治家は決して日本精神による政治ではない。目下戰時態勢下に於ける政治家に於て、利權の獲得の爲の政治家が絶無であるとは云ひ得ない。

然しこれば、政治家、爲政者のみの問題ではない。國民それ自身の問題である。即ち國民が公明正大の心を持ち且つ億兆心を一つにして天皇の御親政を輔翼し奉るの精神を起さざる限り日本の政治は救はれるものではない。従つて日本國民も救はれないといふことになる。茲にも日本國民の日本精神に對する再認識を必要とする。

國民教育と日本精神

かくの如く日本の各社會層を通じて日本精神の再認識を必要とする時になつた。然らば何によつてこの一大精神運動を達成するか、それは教育による外はない。今日神道も佛教も、社會事業家も決してその任であるとは言へない。宗教の無氣力は今日の如く甚だしい時代はあるまい。ことに不景氣は彼等を一層無氣力にしまつたが、それは現代に於て彼等が寄生虫であると云ふことを證明するものである。而も寄生虫は日本精神にもどるところのものである。

されば教育こそ眞にこの國家を背負つて立たねばならぬ時である。然し教育者として、某々縣に於けるが如く多數の國體否認論者を出すようではなか／＼心もとない。

眞に日本精神を發揮せられたる「教育勅語」「戊申詔書」「國民精神作興詔書」を教育の大本して日々その仕事に従事してゐるものは教育者の外にはない。それを思ふと一刻も安閑として居られる時ではない。而かも兒童の魂は白紙である。これを染色するに赤をもつてするも、白をもつてするも自由自在である。

従つて教育者は自己の精神を検討するは無論であるが、これにこそ最大の努力を以て日本魂を打ち込まなくてはならぬ。刀匠が日本刀を鍊へるやうに精神と熱度をもつて、日本刀ならざる日本男子を鍊へ上げなくてはならぬ。一旦赤に白、青に黄に、混色されてゐる國民の染めかへは容易ではないがこれから白地に染色することは容易であり、且つその純なる色こそ最大の美を發揮するものである。今や我が國は未曾の大事變に當面し、生きた資料は教育者の前にどし／＼と提供され、教育者にとりては實に教育上偉大なる効果を揚げ得る好機會である。この時こそ國民教育者の奮起を國家更生永遠への發展の爲めに願ふ次第である。

非常時打開は日本魂

然し今日いろ／＼の色に染められた國民もそのまゝ放置することは出来ない。又國民自身もそれでは現下に横る國家非常時を打開することは出来ない。この非常時を打開する事が出来なければ國家は亡びる外はないのである。そこで國民は今こそ勇躍奮起しなければならぬ。ことに國民に取つても國家に取つても大問題とするところのものは經濟問題である。

然し我が歴史に徴してみるならば、この國家非常時を打開したものは皆日本精神の發揮であつた。蒙古襲來の時も、黒船渡來の時も又、日清日露の戦も、近くは滿洲事變も、皆これによつたのである。今更これを検討するまでもなく明白な事實である。而かもその際國民が覺悟したものは日本精神による皇道の發揮、とそして最後は死であると云ふ覺悟であつた。

死を覺悟したものには何等恐るべきものはない。その信念の前には何事も自ら解決するものである。戰場に於て勝利を得るものは、すべてこの覺悟を持つて戦つたものである。これが、我國武士道の精神であつた。

即ちこの精神と信念とを以つて立つならば如何なることも貫徹しないものはない。外交も經濟も又各自の生活も打開されてゆくのである。従つて非常時を乗り切り長期建設の大業を成す基はこの日本精神の發揮による外はないのである。

武士道

武士道とは何ぞや

武士道とは、武士階級の發生と共に起り鎌倉時代から漸次發展し、元龜、天正の頃には最高潮に達し、江戸時代になつて大成した武士階級に於ける道徳律である。併しその精神は勿論鎌倉時代に始めて生れたものではなく、太古より連綿として傳つて來たもので、それが鎌倉時代といふ特別の環境に入つたため、所謂武士道として發達する端著を有するに到つたのである。しかし當時はその名稱さへなかつたのである。

武士道が發展するに隨ひ、たゞに武士階級ばかりでなく一般の庶民生活を律し、その思想を指導するやうになつて武士道思想の意義が最も重大になつて來た。そしてそれは江戸時代以後で明治の初期に亘る時代である。

武士道は、今日日本ばかりでなく廣く世界に尊重せられてゐる。ヨーロッパに於ても、往昔シバリといふ武士道に似た道徳があつて、我國では騎士道と譯してゐるが、これはもとゞ宗教的意識を基礎としたものであり、その影響や感化も極めて狭く淺く武士道とは似て非なるものであつた。

武士道は武士の道といふものゝそれは勿論武士のみに限つたことではないのである。道は、神ながらの道で、これが武士階級といふ特別な境遇で鍛錬され、訓育されて、所謂、武士道と名付けるやうな内要を有つやうになつたのである。故に神ながらの道をはづれての武士道といふものはないのである。

武士道の特徴

武士は先づ何より武を尙んだのは當然である。併し道を顧みず、道に背いては、武技は一種の野蠻行爲に過ぎないから、武士道に取つては、弓箭や劍戟は單に自己を守り、敵を制するだけの手段ではなかつた。例へば刀劍を使ふ方法、即ち劍法を體得することに依つて、一劍よく心身を金剛不壞に練

り上げ、全靈を擧げて天地自然の妙諦に合致する迄の境地に達するのでなければならなかつた。さうして遂に刀法劍術は、心身修養の道にまでなつた。弓術馬術もはや戦争の準備として習得するのではなく、己自身を鍛錬する方法として、之を習得するまでに發展したのである。

武士道的訓練によつて練磨された道は僅かの歳月に於ける研究や、理論だけの研究ではその形は體得することが出来るとしても、その骨法を修徳することは出来ないものである。武士道的訓練は深く我が日本人の心根に喰入つて、その特色である(1)忠節の精神を持つこと、(2)義に強いこと、(3)名を惜しむこと、(4)廉直であつて恥を知ること、(5)武技を磨くこと、(6)義侠的精神のあること、(7)風流の心得あること、等で、尋常の修養ではなかなか體得し難いものがある。

武士道は忠節の精神にあり 武士道が鎌倉時代になつて盛んになつた事は明であるが、これが特に關東に發達したのは總て馬から學んだものである。武士と馬とは特別な關係を有ち、馬はその主に對して忠誠なものである。そこで馬と一體となる工夫は、武士道に大切なことであつた。このやうなところから馬の忠誠心より武士道が發生して來たのであらうと鳥居龍藏博士は云つてゐる。

かう云ふ觀察は兎も角としても、武士は忠節の精神を持つことが先づ武士たるもの、第一義とされてゐた。この忠誠の精神を流露した歌に大伴家持の詠んだ

『海行かば水漬く屍、山行かば草生す屍、大皇の邊にこそ死なめ、かへりみはせじとことだて、ますらをの清きその名を、いにしへよ命の現在に、流さへる祖の子等ぞ』

武士たるものが、その身命を大君の馬前に抛つことは當然のことで、平生よりそれを念願としたのである。しかし忠節の精神は必ず戰場に於て身を犠牲に供することばかりではない。平時に在つて常に武士道的精神で事に當るのが眞實の武士道である。

武士道の盛んであつたのは大權が武門の手に在つた時代で、武士のうちには恐れ多くも一天萬乗の大君の御在しますことを知らぬものが多かつた。王政が復古されて大權が皇室に奉還されると、久しきに亘つた封建制は廢れ、武士階級も亦絶滅したのであつたが忠節の精神は皇室に向つて却つて強く燃え上つたのである。例へば日清、日露の兩役に於ける國民の忠誠心の發露は、東西古今の歴史にも比類ない所であるが、此のやうな精神は果して何處より養ひ來つたものであらうか。武士道が久しい間訓育し鍛練したものでなくて何であらう。

不義の武は武士道に非ず 武士が武勇を誇るのはいが、必ずしも強剛の力のみが尙いわけではない。強いことは義に於て強いことでなければならぬ。上杉謙信が信玄の領國に鹽が缺乏して困窮して居ることを聽いて、「我と公と争ふのは弓箭にあつて、米鹽に於てはなし」と云つて鹽を送つた話は有名である。武士の歴史からこのやうな例を擧げやうとすれば際限がない。赤穂浪士が吉良の邸内に討入り、仇を復して従容として死に就いた話は餘りにも有名な話であるが、此の赤穂浪士の仇討事件について當時是非の論が紛糾したのであつた。そしてこの狀を觀て慨然として「義人録」を著し、赤穂浪士の行爲を賞揚顯彰した室鳩巢に「士説」といふ文章があるが、それは武士道の眞精神を闡明し

たものといはれてゐる。その内に「士は義を以て職となし、商賈は利を以つて職となす」と云ふ一句がある。一言を以つて武士道の核心を照破した語である。又大道寺友山の「武道初心集」にも「武士たらむものは義不義の二つをとくと心に會得仕り、専ら義を務めて不義を戒むべきとさへ覺悟仕り候へば、武士道は相立申候」とある。

生命よりも名譽を重んず 武士の生命は今日あつて明日を測り難い、明日何處の戦場の露と消えるかわからぬ生命である。故に武士は生命よりも名譽を重んじた。殊に死して後の名を惜しんだのであつた。平家物語に

「新中納言知盛の卿、船のやかたに進みいで、大音聲をあげて、天竺震旦にも、日本我朝にも變なき名將勇士といへども、運命盡きぬれば力及ばず、名こそ惜しけれ、東國の者どもに弱氣見すな、何のためか命を惜しむべき、軍よくせよ者ども、只是のみぞ思ふことなると宣へば……」

運命が盡きたならば命を殞すのも已むを得ないが、死後の名をけがしてはならないといふ精神は源平の昔からあつたやうである。

名を惜しむといふことは家の歴史を誇り、その名譽をけがすまいといふ精神であるが、それは勿論生前に於てもその心掛けは同じであつたのである。そしてその心掛けはやがて國家の歴史を誇り、國家の名譽をけがすまいといふやうな大きな精神に發展したのである。

武士は食はねど高揚枝 廉直にして恥を知ること、武士たるものゝ生命であつた。別けても關東武

士は正直一徹で邪を極度に嫌忌したのである。

併し廉直の精神も極端になると、ともすると經濟生活をさへ超越せねばならなかつた。「武士は食はねど高揚枝」といふ諺さへある。また、廉直を尊ぶ結果は恥を嫌つた。人に侮辱されることを最も嫌忌した。吉田松陰の「講孟劉記」の中にある次の一句を見ても其の風尙の一端を推知することが出来る。

『抑も恥の一字は本邦武士の常言にして、恥を知らざる程恥なるはなし。武士の恥を知らざる事、今日に至り極れり、武道を興さんとならば先づ恥の一字より興すべし』と。

武伎の修練は自己の修養 武士として武伎の心得がなければ武士とは言へない。これは技術ではあるが、左官が壁を塗る技術を知り、大工が鉤を扱ふ術を知らねばならぬやうに、武士は敵と戦ふ技術が備はつて居なければならぬ。橋本南岳は「人忠を重んじ、士、武道を尙び候二ヶ條」こそ武士道の大精神であると云つてゐる。亦徳川時代の「武家諸法度」の首に

「文武弓馬之道、專相嗜事」とあつて、その語には「文を左け、武を右けるは古の法なり、兼ね備えざるべからず」とある。

支那の歴史に於て孔子や孟子が出て仁義を説いた時代は、支那は四分五裂した時であつた。併し孔孟の教と雖もあの動亂は如何ともすることが出来ず、秦の始皇帝が初めて天下を統一した。始皇帝は武力を以つて天下を平定したのである。孔子は「文事ある者は必ず武備あり」と云つて居るから武備

の必要なことは承知してゐた筈であるが、孔子の教へだけでは天下は治らなかつたのである。

武士が平生武術を尙び之を鍛錬してゐるとその骨法を見出し、遂に一つの道に達し、敵本主義の武技の錬磨ではなくなり、それは己自身を修養することとなり、武士道はいよゝゝ發展して美しい道德の域に達した。そして江戸時代の中期以後では武士道は一つの道德律として我々のうちに存在したのである。

武士道は犠牲的精神なり。日本民族は古來、犠牲仁侠の精神に富み、一度君國に事あらば、一門一族を擧げて犠牲となり、平生の恩徳に報ずるといふ美風は既に奈良朝の往昔から在り、戦國時代に及んでは、此の精神はますます發達した。それに、その時には武士といふ定つた階級があるのでなく戦亂が起ると、百姓は鋤鎌を、町人は算盤を投げ捨て、戦争に參じたのである。そのやうな四民皆兵の世の中であつたから、武將も必ずしも昔のやうに家柄だけを尊びはしなかつた。百姓の子でも腕次第で大將になれた。木下藤吉郎が百姓の悴から身を起して、天下を統治するに到つたのを當時の人は少しも怪まなかつたのである。武士の身分の定まつたのは徳川幕府になつて封建制度が確立してからである。

されば犠牲仁侠の精神は既に四民を通じての美風であつた。が、それが後には武士たるものゝ一つの條件となつた。此の精神はまた江戸時代になつて、旗本、町奴といふ特有の人情風俗を産んだのである。

花も實もある風流武士 本當の武士は、武骨一偏の潤ひのない人間ではない。一介の武辨といふものは、田舎侍として卑下されたものである。それ故花も實もある武士は、夙に風流韻事に親んだ。謡曲が鎌倉時代に起り、茶道が足利時代に榮へたといふことも強ち理由のないことではない。

太田道灌が死するとき、側近の者が遺言を望んだところ、即座に、

斯るときこそ命のをしからめ

兼ねてなき身と思ひ知らずば

と詠み人々を驚かせた。道灌が武士でありながら歌道の心得を持するに到つたのは、彼は若かつた頃武事を好み、荒々しい男で、更に文事を知らなかつたが、ある時近郷に獵して俄雨に遭ひ、一軒の賤が家を見付けて蓑一つ貸せと大きな聲で嘯鳴つたところ、十七八ばかりの女が山吹の花の撓に咲いてゐるのを持ち出で、進らせ、物をも言はずに引込んでしまつた。道灌は是非なくそのまゝ歸つて斯様々のことがあつたが、一向解せないと言つた所、傍に都人が聞いてゐて、それは古歌の

七重八重花は咲けども山吹の

みの一つだになきぞ悲しき

といふ心を寄せて答へたのであると謂つた。道灌は身を恥じて深く感じ、その後は歌道を嗜み、終には斯道にも深く這入つてゐたと云ふことである。

戦國の際、越前忠直が大阪に軍兵を出すときのこと、本多伊豆守が僧を集めて聯句をして居た。床

几に腰を下して聞いてゐたが

「勇將麾下に弱卒無し」と誰か詠じたのに對し、側から、

「高祖張中張良有り」と相和したので、門出の目出度さよとて皆に口吟んで打出でたと「常山紀談」に載つてゐる。出陣に際して何と餘裕綽々たるものではないか。當時の武士が風流韻事に親しむことは、今日の政治家が腰折れの短歌や平仄の合はぬ漢詩に親むよりはもつと本格的であつたのである。

源平時代の武士の風潮には別けてこの風流韻事が多い。薩摩守忠度が、都落に際して俊成卿を訪ねて、若し勅撰集の御沙汰があつたならばと云つて歌一首を預けたことはよく知られる話である。「平家物語」の那須與一宗高が扇的射るの條などは風流以外の何物でもない。

大和魂

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも

とどめ置かましやまとだまし

色香をも惜しまで花の散ればこそ

やまとごころと人やいふらむ

敷しまや我秋津洲の武士は

吉田松陰

松浦寛敏

死すとも朽ちじやまとだまし

誰が身にもありとは知らでまどうめり

神のかたみのやまとだまし

賤が男の柴かる鎌のつかの間も

やまとだましひみがく友びと

小川幸吉

野村望東尼

竹中萬次郎

これらの歌を読むと「やまとだまし」といふものは、我々の根本的な精神、我々日本民族の根柢に流れてゐる精神を指してゐることが判る。さうすると「やまとだまし」は今日謂ふところの「日本精神」「神ながらの道」と同じ内容を持つてゐることになる、同じ内容のものを斯く異つた名稱で呼ぶのは時代が違ふからであつて矢張り此の「大和魂」のことであつた。

平安時代の「和魂」は漢才に對して謂つた言葉で、また實に日本固有の精神の謂である。「漢才」の「才」には小器用な小伶俐な意味があるが、「やまとだまし」は膽そのものであり、力そのものであり、押しそのものである。たゞ此の言葉は、直截で、端的ではあるが、同時に狹隘な敵愾心を感じることを免れない。また、敵愾の意を以つて此の言葉を使った場合もあつたのである。が何れにせよ、「やまとだましひ」は、我々日本人の根本精神である。

町人に依つて持續された武士道

武家政治に於ける無爲太平の繼續は、武士階級に於て倦怠と弛緩を招き、そして青年武士達の遊惰なる精神は、町人階級の反撥を購ひ、俠客、遊び人といふ特殊の人間を生ずるに至つた。これらの特殊の氣質は即ち、武士道に於ける犠牲的精神の發露で、太平に慣れた武士階級に武士道が捨てられようとした時代に於て一方心學の影響もあつて、これまで武士にのみ見られた武士道的精神は、俠客、町奴、町火消しの體内に入り込んで、これを持續するを得たと言つて過言ではない。

斯かる精神の發現は時として支配階級たる武士と衝突し、彼等に反抗することによつて流血の騒動を起した事は一再ではなかつた。その大きい現れの一例として旗本水野十郎左門と町人幡隨院長兵衛の争闘は代表的のものである。もとよりこれは二つの異つた立場に於ける同じ精神の衝突といへる。互に仁俠、犠牲、弱者への無條件な同情であつて、自分を正義、相手方を不正義とみて相闘争する結果に陥つたものといつてよい。武家は武家で、決して自分たちの道德たる武士道を失つたとは考へなかつたし、俠客は、自分たちの血の中に流れる武士道精神、つまり仁義を以つて武士道に代つてそれ以上の正しい精神と解釋したのである。

町奴には反抗的精神の強烈な現れがあつた。武家に押へつけられてゐた町人の氣骨で、自分の壓迫さ

れた精神を押さへかねて、自分の正義感を強硬に主張したのであつて、彼等は負けると知つても賣られた喧嘩は買つた。この出来ぬ事でも遣り遂げようとする精神が彼等の唯一の魂であつたのである。

彼等の生業は博奕ではあるが、その精神は仁俠の精神を以つて修養せられ、死を觀ること歸するが如く正義の爲めには、赤の他人のためにも平然として死んだのである。

國定忠治が赤城山に立籠つて、關八州の捕方を相手に反抗し、闘争したのも弱少の百姓の飢饉を救はんとする救世の志に外ならぬのである。

しかるにこの町奴は貞享三年盜賊奉行中山勘解由の爲めに壊滅したけれども、その精神は町火消しの中へと移行した。彼等は「鳶人足」「火消人足」と呼ばれ、明暦の大火以來、その勢力は往年の町奴の比ではなかつた。これは勿論公許の大集團であつたこと、且つその職業が、死を賭しての仕事であつたからである。十一萬人といふ死者を出した明暦の大火には町火消しはすばらしい働きをした。そこで幕府は、火消しの重要性を認め、火消し屋敷を作り、四千石以上の旗本を支配として同家屋に寢食を共にしたため自然親子兄弟の如き親しみを以つて接するやうになり、團結力の強さと精神的な結合を大きく強くなさしめた。武士から町奴——町奴から町火消しと、武士の精神は形態は變つたが、かうして民衆に浸潤して行き、今日では却つて思はぬところに日本人特有の仁俠の精神が生長してゐるのにしばしば接するのである。

大和民族

日本民族の由來

學者の説によると人類の發生地は、チグリス・ユウフラテス兩河の流域であると云ふ。こゝから何時の時代かに、印度洋の沿岸を傳ひセイロン、スマトラを経て、ジャワに根を下した民族があつた。又、何時の時代かに、ベルシヤ、中央アジアの地方を通つて、或はチベットに入り、或はヅンガリヤ及びシベリヤを経て支那黄河の沿岸に根を下した民族があつた。是等民族移住の旅路は、極めて遼遠で、それに費された年代は極めて長久であつた。それ故、發生地を出づるときの習慣も、生活も、文明も、歳月を経るに従つて、或は紛亂し、或は變化したのであつた。

「古事記」に現はれた天孫民族も亦、是等民族の一派生であつたに違ひないと、或る學者は云つて居る。そして彼のユウフラテス河の上流カバドシヤ高地に於て岩穴生活を營んでゐたヒツチト人種こそ實に我が天孫民族の本源であるといふ驚くべき斷案を下してゐる。併しこゝでは、そのやうな穿鑿してゐる閑暇がない。由しさうであらうとも、その時代ははるかに、悠久の往昔であらう。

天孫民族が、此の島日本の地に渡り來つたのは、それに較べると遙かに後代で、それは、新石器時

代より初まつたものであらうと言ふ。鳥居博士の説によると、最初渡來して來た天孫民族は、大勢の部隊を組んで來たのではなく、此處に二三人、彼處に五六人といふやうに、或は一家で來るとか、或は隣人を誘ひ合せて來るとか、または、一村一郷だけの人が連立つて來るとかいふ風に、彼方からも此方からも、此の國土に渡つて來たもので、さういふ状態が長く續いて、新石器時代にも渡つて來たし、金屬を用ゐるやうになつてからも入つて來た。天孫の天降つて來られたときなどは、既に金屬器が使用せられてゐて、文化が餘程進んだ時代であると云ふことである。

そこで天孫民族即ち古代の日本民族は、どふいふ經路を辿つて此の島國に渡り來つたものであるかといふに、これは勿論學者の説ではあるが、朝鮮半島又は沿海岸を経て、日本海を航して渡つて來た北方民族といふのがあり、南方から來た馬來族の一分派のイントネジアンがあり、或は南支那方面から渡來した苗族系統のものがあつたといふ。この北方民族といふのは、固有日本人で、新石器時代に渡來したものである。古代日本の文化は、これ等民族の手によつて漸次形成發達されたので、今日の古墳を残したもの、彌生式土器を造つたものは、實にこれ等の民族で今日の日本人の祖先をなすものであらうといはれてゐる。

インドネジアンといふのは元來極めて原始的馬來族であるが、日本に渡來したのは、ネグリトと混化した廣義の馬來族でこの種族に屬する日本民族は久しく九州地方を本據としてゐたらしく、その入込んで來た時代は固有日本人よりも後であつて、人類も少く、最初の住地は九州の一地方に限られ

てゐたといふ。苗族系統のものは印度支那民族で、我が國に銅鐸を遺したのは、その系統のものであるらしい。日本民族といふのは、實に是等の混成民族で、種々の成分を含んでゐるものだと云はれ、これに對しては、何人も異議なきやうである。これ等の二三の民族は、大和朝廷を中心として、互に融合同化せられ、大和朝廷の文化圏が廣まつて行き、その勢力が増大するに伴れて、次第にそれらの特殊性を失ひ、遂に渾然たる日本民族の一團を成すに到つたものであると云ふ。

先住民族

日本民族が、此の島國に移り住む以前に、茲には既に住居を構へてゐた異民族があつた。それは如何なる人種に屬するかについては、今日でも未だ一定の説がないので、小金井良精博士、鳥居龍藏博士、河野常吉氏は、アイヌ説を主張し、坪井正五郎博士は、コロボツクル説を主張した。

アイヌ族といふのは、我が國の古史記録では「蝦夷」といふ名稱で通つてゐる民族で、有史以後になつても頗る優勢で、容易に同化されなかつた。現今のアイヌは即ちその後裔である。それ等の遺跡遺物の分布によつて見ると、アイヌ族は殆ど全國に亘つてゐたらしい。關東より奥羽、北海道に掛けてことさらに著しい跡を観るのは、これは此の地方には嘗つてアイヌ族が勢力を振つてゐたことを物語つてゐる。その上、これ等の地方の遺物と同系統の遺物が發見される堅穴が、湮滅しやすいに拘ら

ず、陸奥は僅かに殘存して、更に北海道に澤山あるといふ事實は彼等が、北方に向つて移動したことを推知せしめるのである。

日本歴史上アイヌを蝦夷と言ふ文字を當てるやうになつたについては、往時の人はアイヌは鬚の長いもの多く蝦に准らへてかゝる文字を當てたと云ふ説と、蝦夷は「カイ」又は「カイナ」の對音であると云ふ二説がある。

コロボツクル説については、今日では賛成者が尠い。コロボツクルといふのはアイヌ語で「露の葉の下の人」といふ意に解してアイヌが自分たちよりも小さい先住民を呼んだ言葉であると云はれてゐたが、これは地下の人と解すべきであらうといふ。このコロボツクルは今日その消息が不明で、若し今日生存してゐる北方住民の中に、コロボツクルに最もよく似た人種を探すなら、それはエスキモーであるが、アイヌ自身の「物語」によれば、コロボツクルは普通の人間でなく神人であるといふ。

我が日本民族の祖先が此の島國に渡來しない以前にアイヌがゐたことは確かであるが、石器時代には必ずしもアイヌ族ばかり跋扈してゐたものでないことが、最近の研究によりはつきりして來た。

即ち「古事記」「日本書紀」「風土記」などいふやうな古い文献に載つてゐる「土蜘蛛」「國栖」「熊襲」「隼人」といふやうな異民族が住んでゐたのである。

「土蜘蛛族」のことについては「日本書紀」の神武天皇の條に、彼等が勇力を持って服従しなかつたら、天皇が偏帥を分遣してこれを誅せられたといふ記事がある。此の土蜘蛛といふのは一體どういふ

人種を指すのであるか、今日未だ學者の所見が決つてゐないが、決して架空の種族ではないらしい。彼等は蝦夷族の占據地域であつた所よりも西南方の大部分、即ち今の近畿地方から九州に掛けて住んでゐたらしく、穴居に近い生活をしてゐた種族であつたから、その名を得たのであらうといわれてゐる。

土蜘蛛が平定されたのは所謂蝦夷が征服されるよりも以前であつたから、今日近畿地方から西にかけて、石器時代の遺跡遺物の少ないのは、その理由に基くのだと云はれてゐる。「國栖」といふ異民族が、吉野川のほとり、峯嶮しく谷深き所に住つてゐたことも、亦國史に見えてゐる。「古事記」には、神武天皇が吉野山に入りませる時、尾のある人に逢はれたといふ記事が載つてゐる。後世、踐祚、大嘗會の儀式に國栖の奏を奉仕するのは、此の國栖人である。此の國栖の民族的關係については的確な學説は見えてゐないが、これも亦一種の先住民族であつたらうことは、否定すべくもない。

「熊襲族」も亦日本民族でない。「古事記」「日本書紀」「風土記」等には、景行天皇、日本武尊が熊襲を征伐された記事があり、仲哀天皇もまた熊襲を討つために西征されたと稱へられてゐる。併し熊襲族の占居してゐた土地は明らかでなく、たゞ九州南部に於て當時の日本民族と融合せず、大和朝廷の脅威となつてゐただけしか判つてゐない。

「隼人族」も亦九州南部に占據してゐた異民族であつたが、はやくから大和朝廷に内附して、宮門の守護に任じたり、特殊の歌舞を奏する職掌に従つた、後世踐祚、大嘗祭の儀式には、隼人司が隼人を

率ゐて歌舞を奏することになつた。併し容貌に於ても言語に於ても固有の日本民族とは異なつてゐたらしく古い文献に記載されてゐる。奈良朝の人々も明らかに隼人を異民族と認めてゐたことは、令義解に隼人と夷人の部類に入れてゐるのによつても推知することが出来る。

これ等の諸異民族は、大和朝廷の統制下に於て、年月を経るに従つて、或るものは全然日本民族に混入し、或るものは半ば混入し、また或るものは減んじてしまつた。アイヌ族の如きは、今日は北海道、千島、樺太に分有して、その總人口僅に一萬二千。而かも徐々に減少の傾向さへあるといふことである。

日本文明の濫觴

我が國の文明が何時の時代から始まるものであるかに就いては、古來人類學者の間に論議されて居るところである。

然しながら諸學者の唱ふるやうに、決して年代の浅いものではなく、西曆紀元前二千三百餘年の精神文明を背景として、確固たる歴史と文明とを有してゐたもので、上代の日本人は石器や土器を使用してゐた未開人の如くに論ずることは當らない。固より神武天皇の時代にも天孫民族の或る者は石器土器を使用し、又は茅舎に穴居して居た事は事實ではあるが、これは即ち、新しい土地に移住した民

族が、自己の社會を完成する迄に、一時先民族の風習に従ふたものであると見る事が至當と思ふ。

上代本土に於て日本民族の祖先が、時に或はその先住民族の使用する石器、土器を使用し、或は茅屋に穴住したからといふて、日本民族は未開人であると論斷することは謬見である。

我が祖先である高天原種族の社會に於ては、上下分義は整然たるものであり、同時に嚴然たる尊卑の存してゐたことは、天照大神が天の岩戸にお隠れになられた際における群臣の行動に照して明白である。またその當時既に黄金の頸飾、銅鏡、鐵劍などを有してゐた事等に依つても、日本固有の文明發達を察知出来る。

應神天皇の御代には儒教によりて忠孝の大道を立てられたのであるが、而も上代から、應神の御代に至る數千年の間若し我が國に忠孝倫理の實がなかつたとすれば、神武天皇は如何にして東征の大業を遂行し給ひまた神功皇后は仲哀天皇の宏謨を繼ぎ、女性の御身を以て遠く三韓を征し給ふたか。

凡そ建國の業たるや、その艱難はよく筆舌の及ぶ所でない。所謂不言實行を主義とする我等の祖先は、黙々として創業の艱難に堪へ、我等後世子孫の爲に新しい國土を經營し四方の強敵と戦ひて之を克服し、國家萬世の基礎を築いたのである。かくて肇國の英主神武天皇の大偉業を補けたのである。

我が天孫民族は有史以前に於て、既に一大文明を啓發し、幾度かの黄金時代を経験し、また幾度かの苦難時代にも遭遇した。或る時は敵國に遠征し、或る時は敵軍の侵入を受けたが神明の加護によりて能く之を切り抜けて來たのである。而かも物質文明を多く望まずして、重きを不朽の精神文明に置

きて國を建て、これを所謂國風として、後世子孫に傳へることに努力して來たのである。

日本文明の眞髓

我が建國に翼賛し來つた我等の祖先は、凡ゆる方面に亘つて細心の注意を用ひて後世子孫を誘導し主として精神文明を取り入れて堅實に國礎を築き、維持して來たことは建國の歴史に徴して明かである。

この偉大なる國祖の精神は後世に傳へて失ふことなく、如何なる外來思想の輸入せらるゝことあつても、その根本精神を忘却することなく、或は儒教、佛教の傳來によりて我が皇道の補足とし、其の他如何なる新文化の輸入せられても、我が古來傳承の國風の廢せらるゝことはなかつた。これ實に日本民族固有の精神文化の如何に、強大であつたかを立證するものである。これが即ち日本文化の眞髓である。

明治維新以來、歐米の文物は駭々として輸入せられた。風俗は固より諸儀式の形式に至る迄、國民各階級を通じて一般的に歐米化されるに至つたが、而も之が爲に我が國固有の風習をも廢するには至らなかつた。

我が國民が中世、唐風に摸し、或は近世歐化の事實があつたとしても、國祖から傳承した風習の多

くは、優秀なる固有文化を以て寧ろ他民族を克復し給へる神武天皇の後代と殆んど大差ないと確信するものである。その思想又は行動も時代に應じて取捨宜しきを得、儒教、佛教を迎へて皇道の補足となし、洋風を交へて和風を補ひ來つた事實は、即ちその精神において我が國民が上代既に達した最高文化の軌道を多く逸脱しなかつたことを裏書するものである。

凡そ事の成るは成る日に成るに非ずして、必ずその因て來るところがなければならぬ。萬世一系の皇國日本は、偶然の機會に海中より湧出したものではない。古代史を繙くと、東亞大陸の東方が地變に依りて陥落しこゝに水を湛へて海となり、残つた土地は島嶼となつて以來、各種の民族がこの環海平安の地に醉生夢死して、何等人文に貢獻する所なかつたが、天祐を保有し、神の使命を帶有する我等の祖先は、既往三千年の一大文化を背景としてこの地に渡來し、大なる犠牲を拂ひて建設したが、即ち我が日出づる國日本帝國なのである。而かも古來君臣の大義は明分にして、天壤無窮萬世一系の神聖なる大英主と俱に建國の辛苦を共にして創設したのが神國日本である。

血液型より見たる日本人

人類學上に血液型が應用されるやうになつたのは、ヒルシュフェルト氏の研究が最初である。即ち一九一八年世界大戰が漸く終局を告げた頃、セルシュフェルト氏は、マケドニア大平原に集まつてゐ

る十六箇國の兵士に就いて、血液の分布状態を調査し興味深い事實を發見した。

即ち調査の結果に依ると、歐羅巴人にはA型が非常に多く、歐羅巴より東洋に來るにつれてA型は減少してB型が次第に多く、更に印度人、滿洲人には殆んど大部分がB型であつた。そこでヒルシュフェルト氏はこの結果から「血清學的人類」といふ新しい觀念を人類學上に創造したのである。

元來、人種は一般的には皮膚の色、頭髮、頭型、骨格等の形態的形質によつて分類するか、又は文化的要素の如何によつて分類するのが普通であり、これを體質人類學又は文化人類學と稱してゐる。

この人類の普遍的分類方法に對して、ヒルシュフェルト氏は血清學的性質を基礎として新たに人類を分類しやうとしたのである。若しも彼の研究が完成されたら「血清學的人類」とも稱すべき新人類學が樹立されるわけである。

血液型が人類學上に應用せられるに際して、重要な役割を持つことはヒルシュフェルト氏の研究に依りても察知出来る。

日本人の血液型の分布率は殆んど一定してゐる。日本内地に於ける各府縣民の血液型分布は、大體において所謂日本人型を示してゐることは勿論であるが、朝鮮、滿洲、臺灣等に在る日本人は何れも日本人型に特有の分布を示してゐる。

かやうな分布率は一面から觀察するならば、血液型の人類學的應用上必要な根本原則である所の一民族の血液型は、混血のない限り一定不變であるといふ原則を證明することになり、他方においては

日本民族は血液型より見て、その混血が殆んど平等に行はれてゐることを示すものである。これこそ我が日本民族が建國以來上に萬世一系の天皇を奉戴する大家族民族であることを闡明してゐるといふべきである。

我が日本人の脈管には一樣の血液が流れ、日本民族は血液學的に見て血縁を異にしない四海同胞であることを示すものである。大陸から離れた日本島には、三千有餘年の間に混血が行はれて、内地には等しく日本人に共通な血液が流れてゐるのである。

總括的に見て日本人の血液型の分布は殆んど一定してゐるものとして差支ないが、仔細に検討するときは、地方的に差異を認めるのである。同じ日本人でも東北人と九州人ではその言語容貌を異にし、中國人と北陸人との間に於ても形質的に差異を見るやうに、血液型の分類に於ても奥羽地方、關東地方、北陸地方、東海地方、近畿地方、四國地方、九州地方と地域を異にするに従てこれに相應する多少の血液型の變化を示すものである。

また血液型の遺傳因子に就て見ると、九州地方ではA型が多くO型が小さいのに反し、東北地方又は北陸地方ではO型が多くA型が少なくなつて来る。B型は同じ九州地方でも南部に少く北部に多い。全體的にはABOの三遺傳因子のうちB因子は一番少ない。

要するに、日本人の血液型の分布は地方的には多少の差異はあつても、總括的には我が國に於ける血液型遺傳因子の分布は、殆んど一樣であり且つこれが我が日本人に特有であつて、之と類似の分布

率を持つものは、世界民族中蒙古型のハンガリア人を除いては何處も發見されなう。

大和民族生成の過程

凡そ洋の東西を問はず由緒の遠く且つ深き民族が、その資質において優秀であることは社會學的に確立された原則である。而して由緒深き民族とは、その民族の資質を構成する素因が多數であり多種であることを意味し、由緒遠き民族とは、現實の民族を渾合融和するに充分な過去における時間的過程を経てゐることを意味するものである。

然るに我が日本民族の生成過程はどうであるか。所謂天孫民族が西部日本を出で、中部日本に進出するに當て、彼等の集團は未だ人口も少く著しく未開であり、勇武ではあつたが中部日本先住の異種族の間には随分困難を感じた事である。而もその際最も手強かつたのは出雲地方に於ける種族であつた。此の種族は天孫民族と同等若くはそれ以上の文化を有し、且つ人口においても遙かに天孫民族を凌ぐものがあつたが、天孫民族の指導に服した。また長髓彦の種族も之を融合包攝し、日本武尊の征討された東夷も降服して奴隸となつた。天孫民族は大和山城の天險に擁してその平野に定住し、社會秩序の安定と社會活動力の充實とを以て、是等諸種族を或は鬭争に、或は親交に次第に社會化して遂に肇國の大業を展開していつたものである。それは即ち大和民族生成への進展でもあつたのである。

社會的發展の跡

斯くして大和民族の齎らした社會的發展は、内部より臆がて外部に伸長し、朝鮮、支那方面へも向ふに至つた。

即ち崇神天皇の御代には、我が國と三韓との交通が拓けその交渉も漸く繁くなり、それより朝鮮を經由して次第に支那本土にまで社會的關係を緊密にするに至つたのである。史實に據ると、當時の彼の人口動態は次の如き數字を示してゐる。

- 一、雄略天皇の御代には支那より一萬八千六百餘人の移入があつた。
- 二、欽明天皇の御代にはその數十二、三萬人に及ぶ。
- 三、齊明天皇の御代には百濟、唐と戦つて得た虜二百餘人を獻じた。
- 四、天智天皇の御代には百濟より二千餘人移入した。
- 五、持統天皇の御代には高麗人五十六人新羅人二十二人を移入。
- 六、元正天皇の御代には高麗人千八百餘人を移入。
- 七、桓武天皇の御代には百濟婦人約二百人を移入。
- 八、淳和天皇の御代には新羅人二百餘人を移入。

九、嵯峨天皇の御代には新羅人百八十餘人を移入。

而も右記述した數は史書に明らかなものばかりであるが、その他之に洩れたものを含むと相當の數に上るであらうと思はれる。

西部日本より中部日本に移住した天孫民族は、もと／＼一族の極少部落に過ぎなかつたものであるから、既に先住の異種族との争闘も相當武力を用ひたであらうことも想像されるが、一面組織力と協調力とを巧みに利用して次第に社會的進展の過程を経來つたものである。

而して當時の未開社會においては、専ら血族關係に依り社會を整統したであらうし、彼の出雲地方における種族と天孫民族との抱合は、遂に民族組織を形成するまでに發展し、これ等によつて征服せられた種族が即ち奴隸として賤民階級を構成したものである。

然しながら是等諸民族の血縁關係並に闘争關係は極めて相對的であり、且つこれ等の過程の下には他種族との攻防關係上、又は自己集團の經濟關係上相互に緊密な結合に立つ必要に迫られたであらうことも容易に想像される。

斯様な對内的に諸異種族との關係は可成融和的であつたと同時に、對外的にも支那、朝鮮との移族關係も相當に融和的であつた。當時支那は實に世界的な高度の文化を有し、武力的にも強化されてゐたのであるから、日本が朝鮮を經由して支那文明を誘導し、その社會的生命に利せんとしたことは自然の勢であつたと言はねばならぬ。

渾合融和の社會過程

以上の通り我が古代日本に於ては諸異種族が互に渾合融和して一の大和民族を生成した社會過程が明白である。

異種族との人的關係の外、地縁關係をも考慮して融和の度合は益々大となり、これに對して移民族も亦その職業を世襲することに依つて、次第に社會的な地保を得、氏人との對等的地位にまでこぎつけたのである。

彼の大化の改新當時に於ては、氏人と移民族との社會的融和は遂に新たな姓氏を撰することになり人的に社會組織の改造を必要とするに至つたのである。

斯くて舊來の封鎖階級組織は崩壞して、日本の社會的合理化は一段と生氣を添へるに至つた。尤も移民族の氏人に混融し得ない者は、依然社會の賤民階級として奴隸の生活をしなければならなかつたが、これも次第に社會進展の過程と共にやがて氏人への混融を増大ならしめ、平安朝の頃には最早完成せられた大和民族として社會文化の過程へと進んだのである。

日本民族の優秀性

我が大和民族がその民族的資質に於て世界に優秀なるものであることは、その由緒の深く且つ遠い民族としての當然のことである。

それは我が民族が國家創造に於て驚異的な結合力と社會繼續力とを包藏することを示すものであり、畏くも萬世一系の天皇を奉體する民族國家的社會性を背景とするに於て始めて理解し得らるゝ所なのである。

蓋し民族の由緒の深遠であり、多種族の結合より成るときは、その民族的資質に於て幾多の異質性が包含せられるから、社會の多角活動に適應する性質を有するものと見ることが出来る。これ大和民族が悠久幾千年の長い歴史に於て、對内外的に多くの難關に逢着しながら猶且つその適應性を失はなかつた所以でもある。

而してまた民族の由緒深きことは、その間に於て諸異種族が融合して渾然たる組織社會化を完成するに足る時間を持つものであるから、見様によつてはその間の矛盾的混亂から脱却し得る餘裕を持つことにもなる。これ我が大和民族が幾多苦難を経験しながら自然的には、社會にも適應性を失はずして繼續的な發展を遂行し得た最も大きな理由である。

天孫民族の社會力

我が大和民族が優秀な融合民族に化成人したことは、天孫民族の資質に恵まれたものであり、幾多の社會的難關を巧みに打開し來つたことに依ることは勿論であるが、更に社會學上から見れば天孫民族の社會力を看過してはならない。

天孫民族が西部日本を出で、定住した地は周知の通り大和の國山城の地であつた。山城の地は三方を山に圍まれ、西方は僅かに平野に展けてゐた。天孫民族が此の地を選んだのは天形の地の利を應用して、外適から防衛し、未だ社會力の充分でない間に於て平和と秩序の外からその脅威を免れた。

大和山城の山勢が消極的ではあるが以上の様な社會的効果を齎らしたに對して、淀の河系並に瀬戸内海は寧ろ積極的な進取的效果を與へたものである。

當時朝鮮は未だ國家として統一されず、その南部支那は我が日本の屬領であり、それに接する新羅百濟、高麗も未だ微力で我が國を恐れ、寧ろ我が國に和親を通じ來る有様であつたから、日韓の交渉は益々頻繁となつたが左程積極的な利益は與へなかつた。

然るに支那における西漢、東漢二朝の平和は、漸く支那社會力の充實を來たし、その餘力を滿洲、朝鮮を経て東方に延びた事も自然であつたらう。所謂大陸文化の東進である。我が大化の改新は當代

の日本社會に對して飛躍的な改新であつた。それは支那の文物を取容れて制定した文化的生産物でもあつた。而してその文化は如何にして生産せられたかといふに、支那三國時代以後における支那文化は南漸し朝鮮を経由せずして南支と直接交通の便を得て、我が國文化は急激な發展を遂げた。斯くして日本民族の社會力は質的にも量にも上進の一途を辿るに至つたのである。

日本民族の文化

我が日本民族の文化は、その淵源する所極めて遠く、而かも絢爛たる變化と發展の歴史を持つものである。

従て我が民族的文化傾向を見るには、その史實を仔細に検討し以てその初期の様相を研究する必要がある。

日本民族の先住民族が、今日のアイヌ人の祖先であるか、それとは別個の石器時代の民族であるかは暫く論外としても、それが直ちに偉大なる文化を齎した我が民族の祖先であるとは斷言し得られな

5。

而してこの新文化の有力な發現は、外部からの單なる文化移動の結果であるよりも、寧ろそれを興へた新たな民族的要素の流入であらう。

この文化の渡來に就いても相當長い年代に亘つて繼續し、次第に西部日本に擴大されたものであり先住民族を同化征服して日本民族生成の礎石となつて、やがて原始時代の所謂古墳文化をも發展せしめたのである。この初期のものは紀元前三世紀にも遡り、早くも農村文化を將來したが、後期のものは南部朝鮮に入つた同族の分派として、既に多少進んだ文化を交へ、鐵、銅器の製作と同時に水田の耕作即ち農村文化を作り出し始めたのである。

農村文化の發生

農村文化の特殊型態として、他の文化型態即ち狩獵型や牧畜型と區別し、またこれ等の前段階としての原始文化と對立せしめることはやゝ妥當でないかも知れないが、農村の生活は少くとも我が國內では自然發生的なものとするは無理である。

文化史の示すところでは世界農村文化は亞細亞南部に源を發し、西方地中海に及び、極東地方には殊に廣範圍に亘つて傳播した。而してこの傳播は單に農作物の作法を傳へたのみでなく、是等農作物と結び付いて若干の文化的要素をも隨伴したものである。即ちこの農村的傾向を帯びた文化は、石器や木製の農具を與へることよりも更に木製の船舶、武器としこの石棒等の作製が文化的生産物として齎らされた。

更に外婚的な双方組織、經濟上及び家系上の權利制度、男子秘密制度、至上神としての母祖の觀念死者の假面による祭祀、巫女とその巫術等の組織的な文化過程へと發展したのである。

以上の文化的特質は、時代を経るに従つてその特質自體にも幾分の變化が齎らされ、また氣候、風土及びその民族性に依つても消長を來すもので、何時迄も永久に一樣な形式を具現してゐたものではない。

即ち耕農方法の變化や、農具の改良、大家族や集團部落の發生等が擧げられる。概して後期農村文化に於ては母權が衰退して、所謂未來婚の形式が多く採用せられ、女子は専ら勞働奉仕を強要される奴隸と化し延いてはそれが多妻の傾向をさへ産むに至つた。そしてそれと同時に厚葬の風潮が盛んとなり、男子の祭司が優勢となつた。

農村文化に於ける社會制度は、勿論遺跡や遺物には直接的には具現されてゐないが、文獻的に之を見れば、(一)母性の優越的地位、(二)地方的に女子族長の多きこと、(三)所謂未來婚と多妻傾向への轉化等が察せられ、更に宗教的觀念が織込まれてゐたのである。

斯る文化的特質の裡に育成された日本民族の生活は、時代の推移と共に多種多様の文化を織込み多彩的な發展の跡を示してゐるが、而かもその基本的特質は比較的後代まで文化を賑はした。

第二世紀頃からは進歩した農具を採用しつゝ、牧畜文化を基調とした支那の高度文化と接觸して、鐵器の使用等に依つてかなりの激變を生じた事も事實である。更に第四世紀に至つて全民族の政治的統

一が略完成された頃から、歴史時代に入るやうになつては新文明の意識的觀念の採用となり、水田の開墾から次第に原始的な封建制度による國家統制、父權的な祖先觀念と、男子祭司の神への奉仕を見ることが出来る。

古典的に見て原始時代の日本文化は、系統を異にして種々雑多な要素を含んではゐるが、民族生活の基本は依然として農村文化を中心としたものであつた。

特質を持つ宗教的文化

農村文化に現はれた典型的な至上者としての觀念が、母祖としての女神であることは衆知のことである。我が國に於て女神としての性格の明瞭なのは、特に田畑の守護神が耕作の始祖或は寧ろ穀物そのものに於てある。これがまた農村文化における主要な動植物や人工的にまで人間と同様に靈魂の存在を認め、而かもその別在の神祇と同一視して祭祀の對象としたり、また多くの呪術的儀禮を行ふ傾向をさへも導いた。

人身供養は或る意味からすれば農村文化の末期的な傾向に在り、全體的には寧ろ古典的に屬するものであつた。人身供養の痕跡は上代史上にも明記されて居り、祈雨の儀禮には流血の必要から呪術として相當行はれたやうである。

古代に於ける母權社會

我が上代農村文化特に農作儀禮に於て一般的に女性が中心となつてゐるのは、一面には上述の通り呪術的な傾向や女性的神靈に對するものが多かつた爲であるが、根本的には耕作そのものが主として女子に依つて爲された時代の遺風に胚胎するものである。

一般に神に仕へる司祭も先づ女性から始められ、それが次第に定住生活に伴つて常置の祭場や降神の聖地が発生する時、女子の性格がこれに奉仕するに適應する點もあつたのである。勿論家族や部族に於ける男性の勢力が次第に伸長し、儀禮が通俗的に重要性を加へ、供養の方式等が複雑になるに伴つて男子の祭司が出現したが、斯る事態の發生を見た後にも女性の祭司としての地位は永らく重要な地位を確保した。それは神祇の存在やその屬性についての明確な傳承が乏しく、神縁や社殿が比較的後代まで設備されなかつた爲に直接的に神靈に奉伺傳達し、更に巫女の任務が永續したからであつて、實に巫術こそはその心理的特性に基いて世界的に女性の領域であり、またそれだけ多く農村文化の中樞を爲したとも言ふことが出来る。

地方の神社では夙に世襲の禰宜神が勢力を増大し、やがて佛教僧侶の支配が巫女の地位を排斥し、民間の行事には中世以後も修驗山伏の祈禱などが巫術に代つて行はれる場合が多くなつた。

従て巫女や巫術は次第に公式的な宗教儀禮から姿を消し、その信仰を思想的に發展させる機會をも逸脱したのである。

然し斯る大勢にも拘らず、今日尙地方的には散在分布し、大宗教の信仰や行事の名の下に、巫女等の保有してゐる信仰の力は實に偉大なもので、それは換言すれば遠く大古の民族的宗教の相異を想到せしめるに充分である。これを上代古典史の上に尋ねる時、それは決して偶然ではなく、農村文化の他の要素と不可分に隨伴して來た特異な宗教的傾向の顯著なものと認められる。

日本民族の眞使命

世界の三大思潮

今世界人類が持つところの思潮は三つある。その一はマルクス主義の思想である。その二は、自由主義の思想である。而して一つは民族主義の思想である。かつて世界は自由主義によつて風靡せられた、そこには自由競争によつて發達した資本主義があつた、何事も強いものが勝ちである、資本あるものが勝利であつた。政治も又これによつた。即ち政黨政治はその現れであつた。そしてたゞ一票でも多いことが代議士の資格となり、又、一でも多いことが國家全體の政治的動行となつた。然し、そ

れは必ずしも人類を幸福にしなかつた。富むものはいよく富み、貧しきものはいよく貧しき生活に終始せねばならなかつた。而かも資本家と労働者との嚴然たる社會階級さへ作り出した。即ち資本主義的封建制度さへも出現したのである。

これに對して敢然として立つたのはマルクス主義であつた。マルクス主義は自由を認めない。社會階級を認めない。そしてプロレタリアの獨裁政治を本體とするものであつた。そこで自由主義とマルクス主義との鬭争は火花を散らして各所に演じられた。それは思想戦もあれば、肉弾戦もあつた。こうした間にマルクス主義と皮一重のファッシズムも擡頭した、これはマルクス主義の如く國際主義ではなかつたが、やはりマルクス主義と同じ獨裁主義であつた。

然るに、この間に於てあまりにも弱小民族は虐げられた。ことに資本主義國家によつて弱小民族は甚だ壓迫せられたのである。その反動で民族主義が非常な勢で擡頭した。かくて、今やこの三つは已となつて争つてゐるのである。又一方には國際主義と國家主義の對立もあり、現在では、自由主義と全體主義の對立を來し世界は之によりて二分せられようとしてゐるのである。

民族性に就て

人間には各人各様の個性がありこの個性を思ふ存分伸展伸長せしむる、即ち自我の實現をはかることが人間生存の生命である。

然るに個性は個人に存するばかりでなく、民族には民族性があり又、國家には國家の個性があるのである。而してその個性を發揮すべく理想の實現に勇往邁進する國家は隆々として興り、國家の個性を自覺せず、理想もない國家は既に死滅せるか、死滅に向つて突進しつゝある國家である。

又、民族には國家的民族と、文化的民族の二つがある。國家的民族とは獨立國家の支持者で、その國家の意志により行動するものであつて、國民の過半數をその民族によつて占めるものである。即ちイギリス人、フランス人、イタリア人、日本人等を云ふのである。

文化民族とは同一の言語、同一の風俗等を有し、必ず共通の國家的團體に屬してゐるものではなくスペイン、及南米に於けるスペイン人のやうなものである。

そこで國家をよりよく統一し、且つ大ならしむるものは國家的民族よりなる國家である。

新興民族としての日本

然るにこの國家的民族によつて十九世紀に最も盛大をいたしたのはイギリス、フランス、ロシア、ドイツ、イタリア等であつた。

ことにイギリスは自由主義をかゝげ、その發達したところの資本主義によつて殆んど全世界を侵略した、而かも有色人種に屬する各民族はイギリスを始めとして他の白人種によつて極度にまで蹂躪せられたのである。

かくの如く、歐米諸國が東洋諸國に勢力を得てこれ等民族を蹂躪し得たのは一に發達した富の力、即ち資本主義のおかげであつた。

然るに、これ等資本主義の増大は遂に世界大戰となりその結果は勝敗者ともに、從來の如き大勢力を有することが出来ないやうになり強大なる軍隊を維持することも出來ず、資本の基礎も失はれたのである。

こゝに於て從來歐洲の各國の軍隊の力と資本の力に壓迫せられ、民族独自の個性を踏みにじられてゐたアジアの有色民族は到る所に蹶起して獨立し自主の國家を建設しようとするやうに至つたのである。

かくの如く民族自決主義に依つて新興勢力が世界のいづれの地にも擡頭した時、困つたのは歐米の先進侵略國であつた、そこでこれ等は國際的自由主義から、國家主義へと轉向を試み、經濟方面に於ては、國產獎勵、自給自足主義、外國品防止、國產保護の政策をとり、經濟ブロックを結成して自國の經濟を維持しようとしたのである。

然るに、この間にあつて我國は我國獨特の日本精神、即ち八紘一宇の精神によつて肇國の大理想に

向つて着々と進めることが出来たのである。幸に日本民族は彼等の如く、他民族を虐げ壓迫してその怨を買つてゐなかつた。而かも新興の意氣に燃える國家的民族性を持つてゐた。その新興も三千年來培はれ力づけられた日本精神、即ち民族精神によるものであつて、歐米の老大國に取つて代るべき使命を帯び、各地に新興民族としてその雄姿を現すに至つたのである。

民族文化の新使命

歐米先進大國に代るべき日本民族の使命は何んであるか、と云へば、先づ日本民族自身が日本精神を再認識することにある。然しこればかりでは足りない。なほ偉大な抱擁力を以て諸外國の文化を吸収すると共に、これを日本精神の形に焼直し獨自で優秀なる新日本文化を創造しなくてはならぬ。そして直接間接世界文化の發展に寄與し、決して此後の民族發展には武力乃至資本力のみによつてはならないのである。武力や資本力のみによつて發展したのではやがて老大國イギリスの如き悩みを何時かは我が民族も持つこととなる。

従つて日本精神による獨自にして優秀なる新文化を創造しこれを寄與する時初めて日本民族の眞の民族發展が出来るのである。然し、武力も資本力も全々不必要といふのではない。だが戦争といふものは武器の戦よりも精神力の戦ひであることを忘れてはならぬ。

亞細亞の盟主たらんには

東洋諸民族は過去に於て歐米人種より最も虐げられたのであつた。勿論日本民族も當然入るものである。彼等は物質文明を以つて東洋諸民族を虐げ壓迫し續けて來た。然し今や物質文明は人類に最大の不幸を與へつゝある。然るに日本民族の文明は物質文明ではなかつた。精神文化である。従つて當然物質文明に代るべきは精神文化であるが、これを最も理解するものは東洋諸民族である。

現時漸く東洋文化、ことに日本文化の研究が歐米にも盛んになりつゝある。三千年の間、進歩發展をして來た日本文化を、ことに物質文明に育てられて來た彼等が一朝一夕にして理解することの出来るものではない。そこで日本文化を再認識すると共に又獨自の日本文化を創造し、これを先づ東洋諸民族に寄與せなければならぬ。

かくして亞細亞民族は一丸となつてこゝに強い團結を絶対必要とするのである。

東洋民族の進歩發達の爲めには、東洋に於て最も精神的にも物質的にも進歩發展してゐる日本民族が、亞細亞全體を脊負つて立たねばならぬ。その時こそ日本精神は一層の光と力を持つてあらう。それを徐々に全世界にまで押し擴めなくてはならない。こゝにこそ日本民族の大使命は存するのである。

かくの如く日本民族の使命を大にし日本精神の眞價を發揮する時にこそ、我々は畏くも陛下と共に皇祖皇宗に對へ奉ることが出来るのである。又、我々自身の祖先に對しても忠良なる臣として孝道を全ふることが出来るのである。なほ又、我々子孫の爲めに民族精神發揚の場所を與へるのである。然し、日本精神は平和を愛するものであり歴代天皇も常にこれを國家の精神となされて今日に至つたことを忘れてはならない。従つて亞細亞の盟主たらんとするも、民族文化の高揚によつて皇祖皇宗の遺徳を發揮せんとするも、先づ日本精神の研究とその再認識とが最も肝要なことである。殊に今事變最終目的達成の爲には、日本固有の精神文化を移植し以て、眞の日本の姿を示す可きである。

大日本帝國國體

皇國の本源と天皇の地位

新日本特質に就いての根本的原理となり、而かもその最も重大なる意義を持つものは、我が肇國の歴史に顯現たる「高御座」の神位を究めることであり、この神位の如何に尊嚴であるかと云ふことを知ることに依つて、始めて、肇國の譽れ高き「日出る國」大日本帝國の正しき認識を把握することが出来るのである。皇祖 天照大神が、豊葦原の瑞穗國を高御座とせられ給ひ、神國の統治の中心と

せられ給ふたことが即ち我が、肇國の大本たる「神位」に外ならぬのである。

全世界を通じて斯様に我國の如く神位に淵源せる歴史を有する國は唯一無二である。而かも神位の承繼は皇祖 天照大神の神慮を承けて、全人類を統べさせ給ひ、畏くも神人一體の「念を以て天津日嗣の皇統とせられ給ふのである。眞に畏き極みであり、また寶祚の隆なること天壤と共に窮りなき所以である。

ここに皇國日本の本源が現され、この崇高なる神位の下に代々その美を加ふるものとして渾然たる社會融和の成立を看過することは出来ぬ。而してこの渾然たる融和が天業を輔翼し奉り我が肇國の精神を世界に誇る特異性を持つのである。従て我が國家は特殊の一社會又は一階級に依つて斷じて支配せらるべきではない。そしてこの社會に渾然たる融和は決して神位のなかに流れ込むものではなく、君臣の分は劃然として永遠に大義を明かにするのである。我が帝國の統治者に在す天皇の天業を恢弘し給ふや、御稜威となつて天祐を保有せられ、神位の尊嚴を永遠に、萬民の上に御慈悲を垂れ給ふのである。

天照大神を皇祖とせられ神位を繼承せられる天皇は、神託を負はせられ、その御地位は絶対に餘人に及ぶことなく、即ち萬世一系の皇統に限られるのである。天皇が神聖にして侵す可からざる所以も亦茲にあるのである。

帝國憲法第一條に「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」と明定し、第三條に「天皇は神聖に

して侵すべからず」と規定されており、その權勢、名譽、地位其の他一切から超越して唯一筋に神位に據らせ給ふ御一人で在らせられる所以である。我が日本民族の純正なる御血統を連綿として承けられ、皇祖 天照大神の御直系たる現つ神として至尊で在らせられるのである。即ちこれを萬世一系の天皇と稱し奉るのである。我が帝國が神國であつて、天皇は現つ神として皇祖の神位を承けられ、現實の國を統べ給ふのである。

従て、天皇統治の大本は、祭政を一如とせられるのであつて、この祭政一致が、統治の本義となり神國日本の表徴として全世界に冠絶する國體たる所以である。

斯の如く高御座に神位として天降り給ふた皇國日本の皇祖、天照大神の廣大無邊の神助は、又御稜威として八方に輝き吾等臣民は天皇の御稜威の下に限りなき御仁愛を受けつつ、統治せられるのである。これが即ち神位の特權であつて、こゝに謂ふ神權と稱せられるところのものである。

神權は肇國の歴史と共に、代々の皇統に承繼せられ、唯一絶對最高たる至尊にのみ保有せられ、この神權に反逆する者は即ち國賊としての神譴を受けなければならぬ。天皇の神權は絶對不可侵であつて、天業を恢弘し萬神擁護の上に安定する高御座の大意識の下に吾等臣民を統べさせ給ふ權力で、西洋諸國の元首が自己の權力を粉飾するために用ひた神權とは根本的に異なることを留意しなければならぬ。

現人神としての天皇の神權は、三種の神器に依つて表現せられ、而かもその三種の神器を統合して

皇祖 天照大神より神權委託の奉勅を得させ給ふたものである。

謹みて古事記を拜するに天祖 天照大神は皇孫瓊々杵尊を天降らせ給ふに當り鏡、瓊、劍の三種の神器を授け給ひ、専ら我が御魂として、吾前を拜するが如く、伊都岐奉れと宣はせ給ふたと記されてゐる。

鏡は天照大神の在すが如くであり、「明」を表し「智」を意味する。瓊は神權委託の御印として萬民統治の表現となり「信」を意味し「仁」を表す。劍は神權に反逆する者を是正すべく「武」を表し、「勇」を意味する。何れも神權委託の御印として拜祭すべきものであり、同時に萬民統治の形式を表現せられた有難き至寶といはねばならぬ。これ實に國を肇ること宏遠にして、樹徳の大御心を表徴せられてゐるのである。寔に三種の神器は、深遠なる意義を有し、肇國神位の表現としての神權を具現し、皇祖より神權委託を承け繼げる御印として、未來、永劫に顯揚せられ至尊至貴といはねばならぬ。

而して國體の尊嚴性はその大本を成す天皇の本質に存するもので、天皇の御行動は森羅萬象に常に超然として彌榮に、一切を美化創造し、萬民をして能くその所を得せしめ、その生を享けしめるところに天皇統治の本體があるのである。

天皇が永遠の統治總攬者であることは上述の通りであるが、同時に皇化に洽ねく我等臣民は天皇の輔翼者である。天皇をして彌々統治の大本を完ふし奉るべく、輔翼する所に我が臣民の特異性が發揮

されるのである。而してこの輔翼關係は、我が君民同祖の民族的信仰を創生せしめ、大家族主義の社會關係を助成するものである。我が億兆心を一にして、天皇を中心とし、國家亦彌々榮え行くは實にこの君民同祖の史實を畏くも天皇統治の形式に於て見ることを得るからである。従つて天皇の輔翼者たる臣民は、その自由を憲法上に於ても保障されてゐる。この保障は、天皇を輔翼することを前提として與へられてゐるものであつて、天皇統治と不可離の關係を有し、天皇即國家の觀念は延いては萬民即國家たるの方向へ發展すべきである。こゝに謂ふ萬民即國家は諸外國に於ける民主々義國家と著しく異り天皇輔翼の爲めの萬民即國家であらねとならぬこと勿論である。

國體と國家組織

國家の構成を國體と云ふ。従つて國家には通常次の三つの要素が要請せられる。第一は統治權であつて、これは國家構成の主位に在つて、自ら統治權たることを定め、その下に多數の臣民が一つの團體として組織せられ、更に一定の土地が領土として定められるとき國家は成立するのである。

國家を構成する多數の各人は一の團體として組織せられ、こゝに國家に對する臣民としての本分が定る。更に一定の土地が領土として決定されるのである。是等は何れも國家構成の中心たる統治權を有する人、即ち統治權者の存在を前提としなければならぬ。

統治權者が定つて、臣民及び土地が定り、國家は成立するのであつて、統治權者の本質の如何によつて國體の本質を異にすることは理の當然と言はねばならぬ。

國體とは國家組織の大本を意味することであつて、その事實を基礎とするものであり、この事實は國家成立に至るの事實である。凡そ、國家は如何なる國體を有する國家であつても肇國の歴史を持たぬものは有り得ない筈である。

されば國家の成立は、一定の集結に始るものであり國家は一朝にして出来るものでは決してない。國家が其の民族に特有なる建國の歴史を有する所に國體の特異性を發見し得る譯である。我が國體が尊嚴であり、萬代不易而かも全世界にその類例を見ない金甌無缺の國體を有する所以は、肇國の歴史に於て、皇祖、天照大神の神位を統制の中心として、連綿たる皇統が萬世に一系である點に存するのである。この崇高なる肇國の歴史即ち國家組織の大本を究めずして、新日本を眞に認識する事は不可能である。

國體の精華

天皇が皇國の君主として國家統治權の最高の源泉たる地位に在すことは、憲法第一條に「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」と規定され、萬代不易の國體を永遠に窮りなきことを明かにし、從つて對外的には宣戰を布告し、和を講じ、諸般の條約を締結し、更に對内的には政治組織を變更し國家

の官吏を任命し帝國議會を召集する等、一切の大權を施行せられるところである。即ち國家の中樞であつて、「主權の本源なり」と稱し奉る所以は實にこの點に存るのである。

天皇が統治權の總攬者であつて國家主權の本源たる所に我國體の精華がある所以で、天皇は、皇國日本と共に終始する。即ち、天皇ありて帝國あり、我帝國の肇國の精神に依り國家萬民の利益の爲めに天皇の統治權の行使は、神位に基く固有の權力である。

國家組織の大本たり神位に基く固有の權力者即ち天皇の統治者たることは肇國の當初に於て既に定まれる所である。皇國日本の國體が斯くして肇國と同時にその明徴たり爾來、時に盛衰あり、世に治亂ありとするも、天照大神を皇祖とする皇統歴代の天皇の統治權たることは、日本國家の存立と終始し我が國體は政治の變動によつて毫も消長する所なく連綿として今日に至つてゐるのである。

我が帝國の建國は皇祖、天照大神が皇孫瓊々杵尊を日本の統治權者として定め給ひたる天孫降臨即ち高御座の神位に據り給ひたる時に淵源する。即ち詔して、

葦原千五百秋之瑞穗國者

是吾子孫可王之地也

宜爾皇孫就而治焉行矣

寶祚之隆當與天壤無窮矣

と語り給ふた。實に茲に永遠不變の國體は築かれ、斯くして皇國日本は肇造せられたのである。

皇祖、天照大神は天地萬物の創始者に在します。天神の正統にして高御座の神位に在し、その定め給ふ所に依り皇孫の日本國家を統治し給ふことは大和民族本來の民族的確信の實現であつて、これ實に我が肇國の基礎たる大精神であり、國體の淵源亦實に茲に存し、その深遠なことは中外に比類を見ない所である。従つて代々の天皇は、皇祖の御遺靈を承傳し給ふ現人神であり、天地の續く限り永遠に彌榮に榮えます所以である。

即ち天皇は御一身に全國家を負ひ給ひ、畏くも天業を恢弘し給ふや悉く國家の公事でないものはない。即ち天皇は國家であり、國家は天皇である。天皇は國家構成の根基であり、國家の生命であるばかりでなく、その目的活動は國家に合一して不分離の關係を有する。

吾等臣民は天皇の臣民であり同時に國家の臣民であることを自覺しなければならぬ。我國體は君民合一を以て理想とし、天皇の目的利益は即ち臣民のそれと合一する而して臣民の一切の活動は擧げて天皇輔翼の活動となり、同時に天皇統治の活動と合一するのである。元來我帝國は一民族一國家の典型である。而かも此の純正なる民族的國家の構成は一に天皇のましますに由緒することを忘れてはならぬ。故にこの境地に在つて皇祖肇國より皇統連綿として悠々三千年の久しきに亘り歴史に一點の汚れもないことは實に世界無比の大國たることも亦決して偶然ではない。

我國體の精華が理想國家の誕生に始りこの大精神は皇統連綿として今日に至り、寶祚の窮りなき事全世界に冠絶する所以のものは、西洋諸國の國體と我國體がその肇國理念の相違である。要するに諸

外國の國王が權力支配に依つて彩られるに反し、我國體が皇祖の神位を中心とする皇統の皇嗣が統治者として、理想國家の實現に御精勵される所以にあるのである。

皇國日本の政體

我帝國の政體は欽定憲法に依つて定められてゐる。政體は政治の運用と相表裏し相關聯する所が實に大きい。政體を理解し、更に國體との關係を明かにするには統治の目的を究め以て國家の有する歴史的意義を把握しなければならぬ。

國體は國家組織の根本である。國體のない所に統治權はなく隨つて國家も存在しない。然るに政體は統治權行動の組織方法に關する問題であるから、國家そのものゝ存在とは無關係である。従て國體法がなければ政體法も亦ないわけである。政體は國體の基礎の上に立ち、如何なる國家に於ても國體法の存しないものはない。而して國體は國家と共に永久不變である。國體は實に國家の大生命であり國家と共に肇り國家と共に終るものである。國體は何れの國家に於てもその建國の歴史に基いて定まるものであつて、従てその國に於て最非の論が起ると雖も改易することは斷じて許されない。その國家國民の利害得失を論じて國體の變更を企圖することは出来ない。即ち國體は是非利害の外に超然たるものでなければならぬ。

我が現行立憲政體は西洋立憲の長を採り、之を我が千古の國體の上に構成し愈々國體の精華を昂揚せんとすることに基念し、帝國憲法の制定發布は我が建國史の上に於ける政體の一大革新であつて實に未曾有の盛事である。

翻つて我が萬代に不易たる國史を按ずるに帝國日本政體は古來幾多の變遷を見た。何れも時勢の推移に應じ、事の宜しきを制して、國體の精華を發揮し、皇祖統治の理想の實現に最善の方法を講じて來たのであつた。

明治大帝はその二十二年立憲の政體に則らんとして憲法を發布し給ひ、之を皇祖の神靈に告げ給ふや、憲法は即ち祖宗の遺訓を明徴にし、皇祖の子孫に貽し給へる統治の大綱領を繼承して時勢の進歩發展に伴ひ、その意を宣へるものとして、實に我が立憲の由來と精神とを明かにせられ給ふたのである。従つて我が立憲の淵源を溯れば、それは、深遠なる天祖肇國の當初に在り、立憲の精神亦ここに求めなければならぬ。その實質たる精神は、肇國以來我が帝國に獨特固有な所である。而も我が肇國の精神は天皇の親政統治に在り、天皇自ら萬機を統べ給ふ所に存するのである。

我が立憲政體がその基礎を國體に置いて居り、その採用は千古不易の國體の根本を毫も累するものではない。明治十四年に國會開設の詔勅下り、次いで大日本帝國憲法の制定を見たのであるが我國體の精華は益々發揮せられてゐる。

我が立憲政體の第一根本義は天皇親政主義の徹底に在る。従つて立憲下に於ては國家統治の主動的

な一切の活動は凡て天皇の大權の専用に出づるものである。例へば宣戰講和の大權、陸海軍統帥の大權その他立法、司法、行政の權等何れも大權に淵源せざるものはない。亦國務に參與する議會も天皇の議會であることに變りはないのである。

帝國議會はその一院を民選に依つて成立するものとし、統治權の行使に翼賛する合議制の官府としてゐることは我が政體史上未曾有の變革であり、萬機を公論に決し、臣民翼賛の道を拓かんとする五箇條の御誓文の趣旨を體せるものとして、維新の皇謨を大成し我が國體の精華を愈々昂揚したものと稱すべきである。

然しながら帝國議會は天皇の召集する所であり従て天皇の議會であり、政府又は人民の代表でないことは言を俟つまでもない。唯天皇の統治權を翼賛する機能を附與されてゐるに過ぎないのである。

固より議會中心主義は我が立憲政體の主義ではない。議會は大權の民に成立し行動するのみである。従て議會政治又は、議院内閣政治等の如きは我が大權中心主義の下に於ける立憲政體の容れる餘地はないのである。

次に我が立憲政體は三權分立を根本主義として組織せられてゐる。即ち議會と政府と裁判所は天皇の下に相鼎立し相侵すことなく、而して立法權は帝國議會の協賛に依り、國務大臣は天皇を輔弼し又は命を奉じて行政權を行ふ政府を組織し、司法權は裁判所之を行ふのである。

議會は立法權に協賛する唯一の官府であるが立法權そのものは天皇の裁可に依つて行はれ、國務大

臣は天皇を輔弼しその責に任ずるのであるが獨立に行政權を行ふものではなく、又裁判所は獨立ではあるが天皇の御名に於て法律に依り之を行ふのである。それ何れも天皇の總攬し給ふ所である。

三權の關係は前述の如くであるが、それだからと云つて三權分立せずと言ふことも出来ない、要約すれば我立憲下に於ける三權の分立は三權をして天皇之を總攬し、而して三權は天皇の下に於て對立してゐるのである。

而して我が立憲政體は此の交互節制の三權分立の趣旨を議會及び政府の内部に及ぼさんことを期して、帝國議會は貴衆兩院に依つて成立するものとしてその權能も對等としてゐる。又國務大臣の外に樞密顧問を置き、天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議する機能を持たし、國務大臣と對立せしめてゐる。

帝國憲法の特質

國家組織の大法たる憲法の法典を制定して立憲政體の大本を定むるは現代諸國家に於ける共通な所である、而して我が帝國憲法は國體の萬邦に冠絶すると同様に亦諸國に類例を見ない特質を有つものである。

諸外國の憲法は概ね協約憲法であるか、不純正な憲法であるが我が國の憲法は純正の欽定憲法であ

る。即ち「惟神の大道」が明治天皇に通ぜられ天皇御專裁の下に制定發布せられたる純正なる欽定憲法である。

然しながら國家統治の基本關係が此の時に於て初めて定められたものでなく、既に肇國の當初より不文たる憲法は存して居たのである。

帝國憲法は成文憲法にして憲法の三聖詔と全一不可分の關係を保持してゐる。英國憲法の如きは不文憲法であるが我が憲法は法典の形式上成文憲法であること明かである。即ち(一)憲法告文、(二)憲法發布勅語、(三)憲法前文勅語の三聖詔と相寄り相俟ちて全一不可分の關係を有し、皇道扶翼天皇政治の本義を明徴にしたるものである。

帝國憲法は明治二十二年二月十一日制定せられて以來一度も改廢せられたことはない。本來、不磨の大典たる意味に關して必ずしも異見なしとしないが、茲に不磨の大典といふは憲法を廢止又は、中止することなきことを意味する。即ち憲法自身に於ても國運の進展、時勢の推移に伴ひその改正せられるべきことを豫想して、之に關して二、三の明文を設けてゐるのである。肇國以來その不文たると成文たるを問はず眞に能く不磨の大典たる地位を維持し得るもの我帝國憲法を以て尤たるものとするに吝でない。

我帝國憲法改正の發案權は天皇に專屬し、帝國議會には斯る權限は有しない。即ち硬性憲法たる所以にして、憲法の改正案は帝國議會の議に附せられるのであるが、議會は之に對して何等修正權を有

するものではない。全體としての可否を決する權限しか與へられてゐない。これ天皇主權主義の具現に外ならない。

皇位繼承、攝政等に關しては憲法は議會の外におくことを規定し、天皇の親裁を定めてゐる。即ち憲法は右の諸事項に付いては皇室典範、皇室令に依ることを規定し帝國議會の協賛を要せざることにした。

大權中心主義は英國の議會中心主義に對するものである。即ち天皇は統治權の總攬者であり、統治權の主體である。従て統治權は自主固有の性質に於て天皇に淵源せられ給ふのである。帝國憲法は幾多の大權事項を列擧して居る。我が憲法は西洋諸國の憲法に比して著しく大權事項の多いことに於て一特色を有する。従つて又憲法上我が國の政治様式は大權政治なりと言ふことが出来る。

我が國の政治様式が天皇の統治を中心とする大權政治であることは右の通りである。而してこの大權政治を輔翼する爲めに我が帝國憲法は之が立憲制度の確立に遺憾なきを期してゐる。即ち三權分立主義は全一的に大權に歸一し、諸外國の如くに純然たる三權の分立ではない。議會制度の如きも他國に見るが如くその權限は廣汎ではなく、立法權は議會の協賛を経ることを要するが天皇の裁可がなければ成立しない。國務大臣にしても天皇を輔弼する責に任ずるが、大臣に對し問責權を有するものは議會でもなく勿論國民でもない。天皇のみ獨り大臣に對する問責權を有するのである。

殊に樞密顧問の制度は西洋諸國に類例のない特異の存在を示して居る。樞密顧問制度は我國の特殊

の事情に基いて制定せられたものであり、天皇の大權行使に關しては内閣とは獨立して存在し、謂はゞ内閣外の最高機關として内閣の後見的地位に在るのである。

更に兵政を分離し、國務上の大權と、統帥權とは相互に干渉することなきを期してゐる。即ち統帥大權は國務上の大權とは獨立し、統帥權は天皇の統帥總攬せられる所であり、帷幄上奏を仰ぎ得るのである。統帥大權は國務大臣の輔弼の外にあり、更に議會の干與する所ではない。又臣民の權利義務の保障にしても天皇政治の輔翼者たる皇民に賦與せられたものであり、諸外國の如く君主の主權を制限する目的の爲めに與へられたものではない。

斯様に我が憲法は大權政治を中心として之が輔翼の爲めの立憲制度の確立を期すものであり、而かもその諸制度の根本は我が國獨自の事情の下に立案せられ、我國體の精華と相俟つて我が帝國憲法の特質を爲すものである。

我が憲法は世界に比類なき萬代不易の國體をそのまゝ移して以て國家組織の大本たる大憲章とはなつてゐるのである。この憲法の特質を認識せずしては到底我が大日本帝國の姿を理解し同時に我が國體の眞姿を顯現することは不可能である。

皇國の建軍精神

我が建軍の本義は勅諭のなかに表明せられてゐる。勅諭の第一條に「我が國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にある」と宣はせられてゐるがこれが即ち我が建軍の本義の要約である。我が帝國の軍隊は天皇の統治上天皇の大御心に依つてのみ行動する軍であり天皇の大御心以外に動かされるものではない。

「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ、されば汝等を股肱と頼み、汝等は朕を頭首と仰ぎてぞその親みは特に深かるべき」と仰せられたことを拜しても天皇と軍との間には寸隙もなく天皇即軍の核心でなければならぬ。

我が帝國の兵制は國民皆兵を原則として西洋諸國に見られる様な傭兵制度は斷じて採らざる所である。凡そ帝國男子にして丁年に達した時は一定の缺格者を除いては悉く兵籍に編入せられる。軍は平時に於ては國民の内から一定範圍の者を選んで現役に編入せられるが一朝有事に際しては全國民は擧げて義勇公に奉するのが本領である。従つて我が國に於ては時の如何を問はず身の貧富を分たず國民は召されて銃を執れば輝く皇軍の一員となり、出で、鋤を取れば農となり所謂銃後の護りを致すのである。要するに軍民一體の精神こそは我が建軍の本義であり、國民皆兵の原則の適用に外ならぬのである。皇軍の嚮ふ所勁敵なく御稜威の下に武威を輝かして世界に冠たり、その指導的地位を今や東亞の安定勢力に求めんとしてゐる。軍民一體である限りに於ては外に對して惧るべきものなく、内に在りては憂ふべき何物もない筈である。

皇軍の本體はその精神に存する。その精神を特に「皇軍精神」と稱するとしても、それは決して近代的なものではなく、實に日本民族傳來の「日本精神」に外ならぬのである。而してこの本體を把握するには勅諭の精神を翫味すべきである。殊に勅諭に表明せられた五ヶ條即ち忠節、禮儀、武勇、信義、質素は最も簡明に之が理解に資するものがある。

由來皇軍の使命は平和の擁護に在つてこの使命は幾多の詔勅の内に明かにされてゐる。日清戦争の詔勅中に、

「朝鮮をして禍亂を永遠に免れ、治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せんと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に従はんことを以てしたるに清國は翻つて種々の辭柄を設け之を拒みたり……」

とあり又三國干涉後遼東還付の詔勅の中にも

「朕が恒に平和に眷々たるを以てして竟に清國と兵を交ふるに至りしも、洵に東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめんとするの目的に外ならず……」とある。

更に日露の宣戰詔勅の中に

「東洋の治安を維持し各國の權利利益を損傷せずして永く帝國の安全を將來に保障すべき事態を確立するは朕夙に以て國交の要義とし、且暮敢へて違はざらんことを期す」と宣し給ひ、たるによつても皇軍精神の本體は、實に平和維持の爲めの精神であり、この爲めには軍民互に離間することなく天皇の軍として國民皆兵の實を擧ぐべきである。

尙ほ次にその精神を翫味する資料として、陸海軍人に賜りたる勅諭を示して、以て建軍の眞髓に就き理解を深からしめ、而して認識を新たにしたいと思ふ。

軍人に賜はりたる勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ひ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめ給ひしより二千五百有餘年を経ぬ。此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦履なりき。古は天皇躬ら軍隊を率ひ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば。兵制は整ひたれども打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れれば兵農おのづから二つに分れ。古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂れと共に政治の大權も亦。其手に落ち凡そ七百年の間武家の政事とはなりぬ。世の様の移り換りて斯なれる人力もて挽回すべきにあらずといひながら。且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき。降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事も起りて其侮をも受けぬべき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇天考孝明天皇いたく震襟を惱し給ひし

こそ悉くも又惶けれ、然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ、是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり、歴世祖宗の専蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知るが故にこそあれ、されは此時に於て兵制を更め我國の光を輝かさんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは、今の様に建定めぬ。夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ、其大綱は朕親之を攬り肯へて臣下に委ぬへきものにあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して爾中世以降の如き失態なからしむことを望むなり、朕は汝等軍人の大元帥なるを、されは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき、朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまらすることを得さるも汝等軍人が其職を盡すと盡さるゝとに由る所かし、我國の御稜威振はさることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ、我武維揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を借にすへし、汝等其職を守り朕と一心になりて力を國家に盡さば我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威列は大に世界の光華ともなりぬへし、朕斯も汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれ

内外革新

防共盟邦の楔

防共協定は何故出来たか

帝國は萬古不動の國體を擁護し國家の安全を保護し進んで東亞永遠の平和を維持するを以て不動の國是としてゐるのである。

ロシア革命の直後に全世界の共產革命を目的とするコミンテルンが組織され、日本に對しても赤化工作が行はれ、共產黨分子の活動を見るに至つたので、政府は治安維持法を制定して、國體を破壊し私有財産を否認する無政府主義共產主義に對して、斷乎としてこれを排撃するの方策を定めたのであつた。

帝國は東亞の盟主としてその安定と平和を確持しなければならぬ重大な責任をもつてゐるのである。従つてコミンテルンが東亞の安定を危ふし、平和を紊さんとするその赤化工作の魔手を、傍觀することが出来ないで、赤化の東漸を防遏する明確なる方針を堅持して、今日まで不斷の努力を續けて

來た所以である。然るにコミンテルンの赤化は全世界に亘つて行はれて來たが最近に至つて愈々活潑となり、その指導方針は、東洋に於ては日本を目標とし、歐洲に於てはドイツを目標として、その急迫なる攻勢は、支那に於ける抗日人民戦線の結成、或はスペイン内亂の激化等の事實によつて窺ふことが出来るのである。

こゝに至つて帝國政府としては一層嚴重なる赤化防衛の方法を講ずる必要に迫られたのである。而も全世界に緊密なそして強大な組織を持つ巧妙な潜行運動を以つて行はれる赤化工作に對しては、同じく國際的の組織と協力とを以つてするに非ざれば、到底防衛の効果を完全ならしめ得るものではないことは各國に於ける今日迄の事例に徴しても極めて明白である。

日本と獨逸とは、コミンテルンより均しくその最大目標とされて、赤禍の惱みを痛く感じこれが防衛の必要に迫られてゐる點に於て同じ立場にあるので、先づこの兩國が共同防衛の協定を結んだのは極めて自然の成行である。故に日獨兩國政府は、尙多くの國々が参加して呉れることを希望してゐるのである。

然しこの防共協定に多國が参加したところで、それは決してそれ等の多くの國が集つて國際的に何等かの意味を持つブロックを形成するものではない。つまり協定は赤化工作の防衛を各國が相互に協力するといふだけで極めて簡單明瞭であり、従つて爲すべき仕事も範圍を限定され、而も今後この協定を充分に運営する際は各關係國內の安寧及社會の福祉を確保し、世界平和全般に對する赤魔の脅威

を除くことが出来るのである。

故に各協定國がコミンテルンの赤化工作を防衛するといふ目的に於て一致さへして居れば、政治的、經濟的の利害等に及ぶ性質のものでなく、防共協定はそれ自體一つの大なる意義を持ち、充分且つ完全な極めて特異な協定である。

日獨防共協定の内要

日獨間に赤化防止の共同目的とする協定設置について昭和十一年十月二十三日假調印を見るに至り有田外相は閣議に奉告、續いて樞密院に御諮詢を奏請し十一月十三日、十八日の兩日審議委員會の審議を経、二十五日の本會議で満場一致可決されたのである。よつて該協定は同日ベルリンに於て武者小路大使とリツベントロツプ獨大使との間に調印を了し、即日効力が發生した。右協定案は次の通りである。

(1) 共産インターナショナルに對する協定 大日本帝國政府及びドイツ國政府は共産インターナショナル(いはゆるコミンテルン)の目的がその執り得るあらゆる手段による現存國家の破壊及び暴壓に在ることを認め、共産インターナショナルの諸國の國內關係に對する干渉を看過することは國內の安寧及び社會の福祉を危殆ならしむるのみならず世界平和を脅すものなることを確信し、共産主義的

破壊に對する防衛のため協力せんことを欲し左の通り協定せり。

第一條 締約國は共產インターナショナルの活動に付相互に通報し、必要なる防衛措置に付協議し且緊密なる協力により右の措置を達成すること約す。

第二條 締約國は共產インターナショナルの破壊工作に依りて國內の安寧を脅さるゝ第三國に對し本協定の趣旨に依る防衛措置を執り、又は本協定に参加せんことを共同に勸誘すべし。

第三條 本協定は日本語獨逸語の本文をもつて正文とす、本協定は署名の日より實施せらるべく且五年間效力を有す、締約國は、右期間満了前適當の時期において爾後における兩國協力の態様に付諒解を遂ぐべし。

(2) 右協定の附屬議定書

(イ) 兩締約國の當該官憲は共產インターナショナルの活動に關する情報の交換並に共產インターナショナルに對する啓發及び防衛の措置に付緊密に協力すべし。

(ロ) 兩締約國の當該官憲の國內又は國外において直接又は間接に共產インターナショナルの勤務に服し、又は其の破壊工作を助長するものに對し現行法の範圍内に於て嚴密なる措置を執るべし

(ハ) 前記(イ)に定められたる兩締約國の當該官憲の協力を容易ならしむる爲め常設委員會設置せらるべし。共產インターナショナルの破壊工作防遏のため必要なる爾餘の防衛措置は右委員會において考究且協議せらるべし。

同時に外務省は大要次のやうな聲明を發表して帝國の方針を明かにした。

コミンテルンはモスコに本部があり、創立以來世界革命を目的に世界平和に多大の脅威を與へて來たが昨夏第七回大會でファシズム及び帝國主義に對抗するため第二インターナショナルと結成の方針を決め、今後の活動目標を日本、ドイツ、ポーランド等とし、日本と鬭争するためには支那共產軍を援助することを決議した。東洋方面で既に赤化に侵されてゐるのは外蒙古、新疆があるが、支那における共產軍の活動はこの大會後殊に活潑となり、滿洲國における各地の暗躍もまた甚だしい。帝國政府としては萬古不動の國體を擁護し、東亞の永遠平和を維持するため赤化防衛方針を堅持して來たが、この際防共は一層嚴重なるべきを認めるに至つたので、同じコミンテルンの對象となつてゐるドイツと協力して防衛工作の第一歩とするのであり、このため成るべく多くの國家の参加を希望する。然しこれはコミンテルン防衛の目的以外に何ものも有るのでなく、ソヴェート聯邦その他如何なる特定國をも目標とするものでない。

(3) 成立當時に於ける世界への反響 右の如くこの協定は兩國が相提携して、共產主義襲來の脅威を感じる場合、これに對應する措置を協議しその措置を達成するために緊密な協力を行ふ。然も協定に日、獨に限らず世界の何れの國でも同じくコミンテルンの防衛に志す國は加入を歓迎する、といふのであり、世界を赤化革命の混亂から救はんとするものに他ならない。

然るに世界の反響は芳しからざるものあり、南京政府外交部は十一月廿六日次の如き聲明を發表し

た「今回の防共協定は日獨兩國自身の問題に過ぎない、支那は過去において甚だしく赤禍を被つたが連年の共産匪討伐によつて漸次肅正された。防共工作は内政問題であつて第三國の協力を求むる要なく支那自身の力を以て逆行する」と。

なほ、歐米に於いても冷眼視するもの多く英國の如きは十一月卅日の下院で「反共産プロツクの結成は無用である、イギリスは世界を分裂に導くやうな鬭争には與せず、特にイデオロギーを背景とするものには絶對反對である」と述べてゐる。諸國の内でも最も憤怒の聲をあげたのはソヴェート聯邦であつた。モスコイでは十一月二十五日から第八回ソヴェート大會が開かれたが、その席上リトビエノフ外務委員長は「ソヴェートは自由主義、民主主義の防波堤であるが、未だファシズムに對抗するために國際的プロツクを作つたことはない。しかるにファシズムは今や國際プロツクを作るに至つた日獨の行動はソヴェートを對象とする陰謀である」と叫び、自らコミンテルンとソヴェート政府との同一物であることを證據だてた。しかし帝國としてはソ聯を目標とせるものでなく、單にコミンテルンの防衛であることは聲明によるも明かである。

日獨防共協定に伊國參加

昭和十二年十一月六日ローマに於て日獨伊三國の防共協定が調印された。この新協定は昭和十一年

十一月二十五日日獨間に締結された防共協定にイタリアが原締盟國として加盟したものである。防共協定の目的とするところは日獨協定の成立に當り、我が外務當局の言明した通り、コミンテルンの赤化工作に對し共同防衛に當らんとするものであつて、新協定の成立によつて東西兩大陸に跨る三大強國の大防共陣が完成せられ、また人民戦線派の反日、獨、伊工作に對しても非常な威力を示すものである。

本協定の反響——ベルリン協定第二條に示される所の「締約國は共産インターナショナルの破壊工作によりて國內の安寧を脅かさるゝ第三國に對し、本協定の趣旨による防衛措置を執りまたは本協定に参加せんことを共同に勧誘すべし」と規定されてをり、防共協定の目的は單純且つ開放的であるにも拘らず、新協定が發表されるや歐米諸國に意外の反響を起し、特にソ聯政府の如きは、これを以つて直接同國を目標としてゐるかの如く邪推し、伊國政府に抗議を提出したほどである。又、歐米諸國は本協定に對する論評を發表してゐるが、大體に於てこれを綜合すれば、三國防共協定はファシズムによる國際的プロツク形成であつて、日本も愈々ファシズムの仲間入りをしたものである。國際イデオロギー戦はますます尖鋭化するものと危惧してゐる。しかしながら日獨伊三國の政治形態は三國三様で各々獨特のもので、三國を以つて同一型のイデオロギーと看做のは全く根據なきものといへよう。日本の國體は萬邦無比で外來思想によつて毫も改變せられるものではなく、獨伊兩國にしても獨伊、共にその國獨特の制度を持つておりこれを他國に移植しても實行出來得ない事は明瞭であるから

かゝる事は考へては居ない。殊に日本は國際イデオロギー戰に参加する意志のなき事は政府當局がしばしば聲明した通りである。

伊國の滿洲國承認

日獨伊防共協定の締結によつて從來の日伊親善關係を一層深めたイタリイは、更に一步を進めて日本と不可分關係にある滿洲國を承認すべく、かねて日、滿、伊三國間に折衝を續けてゐたが、一九三七年十一月二十九日イタリイ政府は滿洲國政府に對し、同國を正式に承認する旨を通告すると同時にこれを中外に聲明した。またイタリイ政府は正式承認と共に新京にイタリイ國公使館を新設する旨公的に發表した。滿洲國は日本、サルヴァドル兩國の正式承認のほか事實上承認したのもすでに數ヶ國あり、さきに日本との間に治外法權撤廢に關する條約の締結を見、イタリイの正式承認を得たことはいよいよ同國の自主的獨立國家としての面目を完備するに至つたわけで、現實の事態を無視する傾向ある國際聯盟に對して反省の機會を與へたものともいへよう。

日伊通商條約

日伊通商追加協定は昭和十一年十二月以來兩國政府に交渉中であつたが漸くエチオピアを包含する成案を完整したので、昭和十二年十二月三十日ローマに於て堀田駐伊大使とチアノ伊國外相との間に正式調印を了した。元來我國とイタリイとの通信條約は大正二年六月に締結されたもので本國にのみ適用され、その後起つたイタリイのエチオピア占領に本づく事態は取入られて居なかつた。従つて條約改訂の必要を生じ、それが新通商協定となつて具體化された譯である。我國は昭和十一年十一月エチオピアにおける公使館を廢し、その代りアヂスアベバに領事館を新設したが、これはイタリイのエチオピア併合を事實上承認することを意味するもので、イタリイ政府はエチオピアにおける我國の通商その他に關する權益を尊重し、これに對して特に好意的考慮を加ふる旨言明したので、我國はイタリイ政府に對し新通商條約の締結を提議し順調に妥結を見たものである。

本協約に對して最も注意すべき要點は、

(一) 新協定はイタリイ本國はもとよりエチオピア、リビア、エレクトリア、ソマリランド、多島海諸島の如き伊領植民地及び屬領の全部に有効である。この適用の範圍を擴張したことは、即ちイタリイがその屬領をも本國と同一の條件で我國の通商に向つて開放したことになる。

(二) 現行日伊通商條約は一ヶ月の豫告で何時でも廢棄し得る狀況に在るのを本協定と共にその有效期間を三ヶ年に延長し、なほ爾後一年宛延長し得ることとなつたこと。

(三) 我國が滿洲國に與ふるべき關稅上の待遇を最惠國待遇の除外例として新にイタリイが認め

こと、即ちイタリアは我國が滿洲國に與へる待遇に最惠國條項を楯として均霑すべきことを要求する權利を放棄することを意味するものである。この除外例は政治的意味において更に重要性を加へ、日本と滿洲國とは不可分一體の關係にあることをイタリアが承認するもので、滿洲國は國際法上獨立國であつても我國から離れたものではなく、實にその一部なりと見て居ることを示すものである。

日滿伊通商協定

昭和十三年五月イタリア經濟使節團來朝、日滿伊三國代表間に鋭意交渉を重ね、遂に七月五日、宇垣外相、阮滿洲國大使及び、コンチ伊國使節團長との間に於いて正式調印を終了、東京——新京——ローマを結ぶ歴史的經濟樞軸が確立されたのである。

本協定の目的とする處は、一方において日滿兩國を他方においてイタリア國との間の貿易を一對一の求償の基礎において増進し、かつ均衡を計るに在る。イタリア經濟使節團は極東における短期滞在の期間を割き滿洲國を往訪したるために東京に於て行はれた本件交渉は、一行が東京歸還まで一時持越されたるも交渉當事者の熱意と三國間に存する友好關係に對する相互の深き認識とは終始協調と互讓の精神となつて現れ遂に妥結を見るに至つたのである。

今後本協定の實施により相互の經濟關係はいくよ緊密となり三國親善關係はますます敦厚を加ふ

るものと信じられる。

日獨文化協定

日獨兩國は明治初年以來極めて緊密な文化の交流關係を持ち、わが明治文化はドイツの影響を多分に受けてゐるのであつて、今更文化協定を結ばなくてはならぬほどの兩國の文化的感情が遊離してゐるわけではな。

昭和十三年十一月廿八日帝國及びドイツ國政府は日本文化及びドイツ文化が一方は日本固有の精神を他方はドイツの民族的國民的生活をその神髓とするに鑑み兩國文化關係は茲にその基調を置くべきものなることを嚴肅に認め兩國の各種文化關係を深からしめ、且兩國國民の相互的知識及び理解を増進せしめ、以て既に幸に兩國を結合せる友好及び相互の信頼の關係を益々鞏固ならしめんことを欲し、左の通り協定した。

第一條 締結國は其の文化關係を堅實なる基礎の上に樹立するため努力すべく相互に右に付最も緊密なる協力を爲すべし。

第二條 締約國は前條の目的を達成する爲め學術、美術、音樂、文學、映畫、無線放送、青少年運動、運動競技等の方面に於て兩國の文化關係を組織的に増進すべし。

第三條 前條の規定の實施に必要な細目は締約國の權限ある官憲に於て協議決定せらるべし。

第四條 本協定は署名の日より之を實施すべく締約國の一方は十二月の豫告を以て本協定を廢棄することを得

本協定は始めドイツ政府から交渉開始の申出があり、我政府としては從來の防共盟邦關係を一層強化する側面的役割を文化協定に求むる見解の下にこれを應諾し爾來折衝を續け、妥結を見るに至つたのである。

日ソ關係

ソ聯の對日行動

現在のソ聯の情勢は、恰も往年の日露開戦直前と酷似してゐる。即ち明治三十三年の團匪事件の騒動を奇貨として滿洲を占領し、東洋に於ける不凍港を求め、日本國土を侵略せんとする計畫のもとに先づ極東の軍備を擴充し、滿洲を併呑して朝鮮にまで其の爪牙を伸さんとする底意が明白となつたので、我が日本は國を賭しての戦端を開いたのであつた。

今日、ソ聯に於ける政策の根本が西守東進主義にあることは周知の事であるが、日支事變擴大と共

に極東に莫大の軍隊を送り、保壘を構築し、軍需工場を建設し、黑龍鐵道を復線と爲し、且又北方にバイカル湖より樺太對岸に通ずるバム鐵道を新設するが如き、日ソ開戦の準備を怠らず、一方、佛國と相互援助の條約を結び、東歐諸小國と不可侵條約を結び、又東亞に於ては支那領新疆と共同防衛の密約を締し、外蒙古と公然攻守同盟を締結し、支那國民政府に對して、不可侵條約を締結し尙一步進めて密約を締結したかの如き風評もあり、頻りに蔣政權に對して軍事的の援助をなしてゐる。この間コミンテルンの活動は全世界に向つて活動を續けてゐるが、殊に、極東に於ける彼の目的は、第七回大會に於ける決議を見れば明白である。即ち、

(一) 平和擁護の爲めの鬭争とソ國の防衛

獨逸のファシスト、日本軍國主義者、及び其の他の資本主義國に於ける軍人連、殊にソ國に對して反革命戰爭を企圖するものに對する平和擁護の爲の鬭争と、ソ國防衛に任すべし。

(二) 平和擁護の爲め戦争煽動者に對する廣汎なる國民的統一戦線の構成

本戦線には、苟くも平和を愛好する有ゆる分子を包含しなければならぬ。目下の情勢に於て、主要なる戦争煽動者、即ち獨逸、及び日本に對する爲め全力を集中することは、共產黨の最も重大なる任務である。云々。

とあり、如何にソ聯が終始一貫日本を敵として其の崩壊に努力しつゝあるかが判る。

然らば、ソ聯がいかにして斯の如き方策を取るに至つたかと云ふに、抑々、我國の軟弱外交が、彼

の驕慢を増長せしめて、日清、日露の戦争も誘發させたのである。元來ロシア民族は侵略性に富み且つ、相手の弱體を見てこれにつけ入り壓迫の後武力によつて之を征伏せんとする民族である。殊に、日本に對しては、虎視坦々として開戦の時機をうかゞひ、日支事變勃發以來蔣政權に對する軍事的援助は露骨となり努めて事變の延長を畫策し、引いては日本の國力、軍備の疲弊を待つて一舉に、武力侵入を計らんとしてゐる。

斯の如くソ聯は全力を極東に傾注し、ソ滿國境には日夜増兵防備を盛んにし、一方、我が國の既得權益たる漁業權並に北樺太石油利權に對して横車を押し、益々挑戰的態度に出で、日ソ關係は一觸即發の危機を孕んでゐるのである。

極東に於ける赤化侵略

ソ聯の赤化工作中、歐洲に對する侵略は恰も彼等の祖先が政治的武力的の南侵を阻止せられたと等しく、イタリー、ドイツの防共國によつて阻止せられその發展も思ふ半ばに達し得ないのであつた。

茲に於てか彼等は倍舊の勢力を傾けて東洋方面の赤化に轉じて來たのである。但、是より先既に近東並に中央亞細亞方面は、概ね赤化の渦中に陥り、現に外蒙古、新疆は既に彼等の掌中に墜ちて了つたのである。

そこで彼等は東洋全體を席卷する目的を以て、思想武力の兩方面より計畫を進め、先づ支那の武力革命を援助し、或は抗日聯合を煽動して日本の孤立を計り、一面に於ては日本と開戦の場合を豫想して歐洲諸國と相互條約又は不可侵條約を締結して着々萬一の場合の備へを立てゝゐる。

次に滿洲に於てはロシア及び支那から共產黨が侵入して治安の攪亂を計り赤化しようとしてゐる。併しながらロシアは「世界革命は東洋より」の標語を掲げて、支那を赤化し、之を足場として日本の赤化を最大目標としてゐる。尤も支那の赤化を俟つまでもなく日本に對する宣傳煽動に全力を擧げてゐることは言ふまでもないことである。

即ち日本に對する赤化工作は、ロシア革命後着々その宣傳煽動に努力し、歐洲大戦後の思想混亂に乗じ大いに共產主義の擴張に努め、大正十二年關東大地震の際には一旦萎縮したが、同年十二月には共產黨の爲めに未曾有の大逆事件を巻き起したことは眞に遺憾千萬であつた。其の後も彼等の魔手は休息なく動いて日本の赤化に努め、我の嚴罰的取締を空嘯き、吾に日本の共產黨に資金を供給するばかりでなく、次から次へと新手の逆徒を、軍資金と共に送りその停止する所を知らないといふ實情である。併しながら我國に於ては、近時官民一致協力之れが取締りの宜敷を得て共產主義の如きは殆ど撲滅の状態にありと雖も、なほ戒心の要あるは言ふまでもない。

滿蒙國境に於けるソ聯の大軍備

ソ聯は以上の如く東洋赤化に努めつゝ、一方に於ては益々軍備の充實を謀り昭和十一年初頭の調査に依るソ聯の有する軍隊は、總數は百六十萬と言はれ、其の内譯は正規軍及び民兵軍基幹部が六十五萬、民兵軍交替部六十六萬、ゲベウ軍隊十六萬、護送兵九萬、他に飛行機四千臺、戰車四千輛、裝甲自動車一千輛と云ふ驚くべき數字を示してゐる。尙ほ最近の報道によればソ聯は徴兵適齡を二十一歳より十九歳に切下げたので常備軍は二百萬人に達すると云はれてゐる。

尤も海軍の力は未だ微弱ではあるが、昨年成立した英露海軍縮協定に於て、ソ聯は、東洋に於ては日本に對抗する爲に無制限に擴張する特權を保留して居るが故に、今後も擴張に次ぐ擴張を以てしつゝあらゆる努力を傾倒して居るので將來は頗る恐るべきものとなるであらう。

殊に今日滿洲國境に於けるソ聯の軍備は實に大々的のものであつて、攻撃の據點と見るべき無数のトーチカを築造し、其の軍隊は昭和十一年初頭に於て總兵力二十五萬、戰車九百餘輛、裝甲自動車五百輛以上、飛行機九百餘臺、其の中には優秀なる重爆撃機百臺を有し（これ等は三時間半にして浦鹽東京間を往復し得る）又一方に於てウラジルを改築し、太平洋艦隊の再建に着手し、近時、潜水艦五十隻、砲艦十隻、小型砲艦十五隻を保有する外、黒龍江に大型砲艦八隻、小型砲艦七隻あり、尙ほ各

種施設の擴大強化に努めてゐると云はれてゐる。

外蒙古に於ては革命以來數年間を費して、共產政府を樹立し、軍事施設を充實して現在駐屯露軍五師團の外、外蒙赤軍十五萬に達し飛行機、戰車等を兼備し、其の要部はソ聯軍人悉く之を占有し、其の上兩國間には攻守同盟を結び、外蒙赤軍は事實上ソ聯の指揮下に隸屬し、一令の下に活動をし得るまでに立ち至つてゐる。

之に加ふるに北方に於てはシベリヤ鐵道を改良し其の復線工事は最近浦鹽まで開通する筈である。別にバイカル湖西のタシエートより樺太對岸ソヴガワニに達する鐵道布設に着手し工事を盛んに進めてゐる。

昭和五年に始まつた第一次五ヶ年計畫は、主として重工業の建設に在り、軍備の充實は其の主なる事業に外ならぬのである。而して東方に於て宏大なる鐵工業の地帯を建設し、西シベリヤに、ウラルクゾネツク地帯を建設し、既に巨大なる石炭、鐵工業の根據地を築き上げてゐる。尙ほ第一次五ヶ年計畫より第二次五ヶ年計畫に掛けて「ブレイヤ」建設（石炭、鐵、鐵工業）コムソモリスク建設（各種軍機製造工業）ソヴカワニ建設、アングラ建設（石炭鐵鑛、工業並に水力發電所）ペトロフスキ建設（石炭鐵鑛工業）等に依り、石炭及び鐵鑛の開掘、製煉、製鐵事業、水力發電を創始し中にはコムソモリスク（ハバロフスク下流約九十里の黒龍江畔に在り）の如く、兵器、飛行機、自動車、毒瓦斯、造船等軍需工業を専門としてゐる所がある。其の外浦鹽極東工廠、ニコリスク兵器製造所、ハバ

ロフスキ軍需品工場、イルクーツク兵器廠等を充實整備してゐる。

以上の情勢を以てすれば近き將來に於て、ソ聯は益々強大となり横暴日毎に加り、滿洲國を壓迫し延いて、日本を脅かし、東洋平和の根底に大動搖を來すことであらう。

漁業權益の現状

抑も、漁業條約とは、我等の祖先が血を以て獲得したる日露戰役の既得利權であつて、彼のポーツマス條約により認められたもので、この基本權の行使規定に過ぎず、従つて縱令漁業條約が消滅したと假定しても、帝國の有する漁業權は消滅するものではないのである。即ちポーツマス條約はその第十一條第一項に於て

「露西亞は日本海オホーツク海、及びベーリング海に瀕する露西亞領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せんが爲、日本國と協定をなすべき事を約す」

と、規定されてゐるのである。よつてソ聯はこの行使規定を、日本國と協定すべき義務を負つてゐるのである。而して右漁業條約は、一九二八年モスコフに於て調印され、一九三六年五月滿期となつたが、その滿期前に改訂條約が締結されなかつたので、同年末迄の暫定協定が結ばれ、同年末酒匂カズロフスキー協定の結果、協定の調印をするばかりになつてゐたに關らず、ソ聯側が最後の場面に至つ

て調印を拒否した爲に一ヶ年の暫定協定が締結され、一九三七年に入つて以來改訂交渉は依然繼續せられ、ソ聯側は日本案に對する對案を約しながら、遂に之を持出さず、已むなく第三回の一ヶ年暫定協定の締結を見、昭和十三年末を以て滿期となるので、我政府はこの根本方針を堅持して強硬に改訂條約の調印を要求したのである。

ところが、ソ聯政府は、日獨防共協定問題、宗谷海峡自由航行問題、北鐵代金支拂未完了問題を出し、その條約の締結を廻避的態度に出でてゐる實情である。

そもソ聯領に於ける邦人經營の漁區とは如何なるものか、即ち、一九三二年のモスコフ條約以來、普通契約漁區六十三、契約延長漁區二百七十九、罐詰工場特別漁區四十四、計三百八十六區となつてゐるが右の内、日魯漁業所有の漁區は三百七十五で、昨年は六十四漁區の休業を已むなくされ、實際の着業漁區は三百一となつてゐる。そして現行の條約は不備の點頗る多く、融雪期に於ける河口の移動によつて、漁區を勝手に閉鎖通告することがしつぱあり、既に、ブイムブタ、ケフタ、コンバ、オルスコイ、オコツクの契約延長漁區が延長されてゐる。なほ、右の外に南ウオロフスカヤ、とオコツクの安定漁區が閉鎖の宣言をうけてゐる。

漁業條約に於ける彼の不法行爲は擧げるにいとまなき程であるが、殊に漁獲制限を狙つて、生産罐詰重量中に空罐を包めて重量の條約違反を楯に罰金を課し、昨年中のみで七十萬ルーブルを下らぬといふ有様である。

更に、是れによる罰金ばかりでなく、事毎に難くせをつけて過大の罰金を課する有様で、昨年ソ聯が我方に課した罰金總額は、漁撈關係のみで、百萬ルーブルを超え、その他漁業稅關係一萬ルーブル、勞働關係が二千五百ルーブルに及んでゐる。昭和八年には反則十六件罰金四萬七千ルーブル、同九年には一萬四千ルーブルであり、その當時に比して如何にソ聯官憲が、我方に對して無謀な壓迫を加へ來つたか明白である。

北樺太利權の現状

一方我國がシベリヤ出兵によつて、獲得した北樺太石油利權に對してもソ聯は最近利權の實體たる採油そのものを、不當手段を以つて組織的に防碍し、勞力の不法制限、油井掘鑿の違法禁止、試掘鑿區の防碍等の強壓的手段を講じて居り、昨年十一月中旬カタンダグリー鑛場に於て邦人勞働者の即時退去を要求し、同卅日五十五名の邦人を終航路で引揚げしめ無理矢理に全部日本に送還せしめたのである。これが爲カタンダグリーの今後の採油は殆ど不可能となり、會社に莫大の損害を與へることとなつた。是に引續き昨年十二月二日同鑛場の邦人六十七名の即時引揚げを要求したので、同鑛場は遂に一時的、閉鎖の止むなきに至ることとて、在オハ領事は斯る無謀要求の即時撤退方を嚴重に申し入れたのである。

要するにソ聯最近の態度は、石油利權の實體たる採油を組織的に防碍してゐることが明かである。例へば勞力に大制限を加へてオハ、及びカタンダグリー舊鑛場の採油作業を一層縮少せしめ、或は新優良採掘鑛區たるエハビ第一試掘鑛區への編入を防碍して採油準備さへ不可能ならしめてゐる。かくては日ソ基本條約及び利權契約に依り明白に約定された石油利權自體等の否定と言つても過言ではあるまじ。

以上述べたる如く、ソ聯は先づ思想的に東洋赤化に努むると共に一方軍備を益々充實し、我利權の行使を防碍し、帝國の大陸進出の方針に對立し無氣味な暗雲を漂してゐる。

之に對して日本は確固たる安全保障の途を講ぜねばならない。願くば彼が速かに侵略の方針を改めて正義公道に立歸り、過度の軍備を撤廢して不穩の風雲を一掃し俱に共に東洋の平和と人類の福祉に貢献せんことを熱望して已まないものである。

興 亞 院

設立の理由 日支事變勃發以來一年有餘の間、皇軍の戰果は擴大され我全土の二倍餘の地域を占領し、支那側に於ても次々に親日的有力者の間に治安維持會、新政府等起り、古今未曾有の大破壊の復興再建に當り更生支那の爲に努力しつゝある時、我が政府に於ては之れが對策として長期建設の諸案

が論議されて居たが、結局對支政策の一原化を計るを目的として設立されたのが興亞院である。その新設理由は、日支提携し東亞永遠の平和を確立することが、我國不動の國策であつて、其の目的遂行の爲には、獨り武力の發動に俟つのみでは足りないので、汎ゆる方法と手段とを綜合して支那民衆をして日支提携の必要と其の合理性とを自覺させなければならぬので、その爲めには各般の力を綜合使用し長期に亘つてこれを持續させねばならない。然るに現在機關は他の權限を主とし、力をこの目的の爲めに集中することが出來得ないのみならず、この種對支事務で既存機關によつて處理するに適しないものも亦尠くない。而も事務の内容は廣汎複雑、相互密接に關係があるので、これの統一調理のためには勢ひ單一な系統に屬する機關の新設を必要とするのである。即ち事變中に拘らず、茲に内閣に興亞院を設置し、専ら此の事務に當らしめんとする一機關である。

興亞院の内容 本院は興亞院官制を根幹として、これに興亞委員會、興亞院連絡部官制を附屬せしめ、更に右の成立に伴つて必要とされる外務機構の改革、即ち從來對支文化事業の事務を管掌してゐた外務省文化事業部第一第二課は當然興亞院に吸收されることとなり、第三課（國際文化）は外務省情報部に併合され、又東亞局は現在のまゝとするが興亞院との人事交流の關係上事務官定員の改正をされる。

興亞院官制は第二十條より成る條文の本に政務部、經濟部、文化部に分掌されこれが事務に當り、主として、支那事變に於て處理を要する各般の關係事務に當るのである。

興亞委員官制は、興亞院總裁の諮問に應じその權限に屬する事務中重要事項を調査審議するものでその制案は五ヶ條よりなつてゐる。

興亞院連絡部官制は八條より成り主として支那における興亞院の事務の連絡を掌る。本院の最も重大且つ新なるものに現役軍人登用の途を拓き興亞院の部長若は調査官、又は連絡部の長官若は次官に専任されたるものを現役として扱ふことを明文に規定したことである。

企 畫 院

企畫院設立の理由 滿洲事變勃發を契機として世界各國の情勢は急激に變動し我國に於ても産業經濟其他各方面に於て異常なる混亂を招き時局の收拾は寔に容易ならぬ事態を來し、朝野の輿論は澎湃として起り、此の難局を打開して更に國運の伸張を圖る爲庶政の革新が要望された。斯の如く庶政の革新が急務となり新なる行政機構を創設することが必要となつたのである。

始めこれ等庶政の改革の機構として内閣調査局が新設されたが、その設置以後に於ても内外の非常時局は愈々切實となり、却て其の打開に困難を加ふるに至つたので、之を一層擴大強化する必要から愈々企畫院の設置を見るに至つた。

企畫院の創設 然るに支那事變の發生と共に殆ど企畫院は休業状態に陥つたので、これを適當に改

組して當初の使命たる中央企畫機關に更生せしむべしとの論が次第に強くなり、殊に軍部側に於てはこれを従來の内閣の資源局と合同し、戰時統制および動員の企畫機關たらしめようとの改革案を提唱し、當初あまり熱心でなかつた海軍側もこれに賛意を表するに至つたので、十二年九月二十八日の閣議で近衛首相から新國策機關設置の主旨を説明、各閣僚異議なくこれを承認した。よつて引きつゞき軍部側と折衝の上で立案、その組織要項を決定して十月一日の閣議に於て原案通りこれを承認し、名稱については當初統務院とあつたのを企畫院とし、直ちにその官制を計つて樞密院に御諮詢十月二十日の樞密院本會議で原案通り可決、こゝに當初平時國策のブレーション、トラストとして誕生した調査局企畫廳は一轉して戰時統制機關への轉化を完成した。右官制中の重要な點は次の通りである。

企畫院の内容

第一條 企畫院は内閣總理大臣の管理に屬し、左の事務を掌る。

- (一) 平時における綜合國力の擴充運用に關し案を起草し理由を具へて内閣總理大臣に上申すること。
- (二) 各省大臣より閣議に提出する案件にして平戰時における綜合國力の擴充運用に關し、重要なものゝ大綱を審査し意見を具へて内閣總理大臣を経て内閣に上申すること。
- (三) 平戰時における綜合國力の擴充運用に關する重要事項の豫算の統制に關し、意見を具へて内閣總理大臣を経て内閣に上申すること。

(四) 國家總動員計畫の設定および遂行に關する各廳事務の調整統一を圖ること。

第四條 企畫院に參與を置き院務に參與せしむ、參與は内閣總理大臣の奏請に依り、關係各廳高等官の中より内閣においてこれを命ず。

第五條 企畫院に特別の事項を調査せしむるため委員を置くことを得、委員は内閣總理大臣の奏請に依り學識經驗あるものゝ中より内閣においてこれを命ず。委員は當該特別の事項に關する調査終了したるときは退任す。

かくて、總裁以下各部長その他の人選を決定、十月二十五日官制ならびに職員の發令を見たのである。

尙政府では企畫院新設にあたり企畫廳當時の中央經濟會議と、資源局の資源審議會を併合して、新たに企畫審議會を設置するに決し、昨年二月十九日の官報を以つて同官制を公布施行、同時に總裁、副總裁、幹事長並びに委員、五十名を任命發令した。

内閣參議制度

支那事變の進展ととも近衛内閣の非常時體制化が各方面から要望されるに至り、閣内に於てもその具體化には各人各様の意見が行はれ、その具體化は一時行惱みの苦境に陥つた。しかし近衛首相は

これに屈せず、各方面の意向を打診して慎重に準備を進めた結果、軍部、財界、政黨、外交、各方面の一流人物を網羅した戦時國策審議機關を設置し、もつて戦局に對處する國策の遂行に遺憾なからしむるとともに内閣補強の目的を達成することを決意し、臨時内閣參議制度を決定、十月十三日の樞密院本會議において、多少の論議もあつたが、

- 一、運用上遺憾なきを期すること、
 - 一、參議の人選につき慎重を期すること
- との二項目の希望を付して原案通り可決した。その全文は左の通りである。

臨時内閣參議制

第一條 支那事變に關する重要國務に付内閣籌畫に參しむるため臨時内閣參議若干名を置く。内閣參議はこれを勅命す。

第二條 内閣參議は國務大臣の禮遇を受く。

第三條 内外の事局重大なるを以てこゝに臨時内閣參議を置き臨時内閣の籌畫に參しめんとする内閣參議は内閣々員に非らざるをもつて閣議の一員たることなしと雖も、内閣に於けるその職務に鑑みこれに國務大臣の禮遇を受けしめんとす。

であつて十月十五日官制を公布即日施行し、もつて政局收拾への効果を期することになつたのである。

而して近衛内閣は總辭職し續いて平沼内閣成立したが、依然として内閣參議制は廢せずして、臨時内閣の籌畫に參し、戦時國策審議機關としての機能を發揮し、もつて戦局に對處する國策の遂行に憾なからしめて居る。

傷兵保護院

設立の理由 支那事變が次第に重大化されるにあつて護國の華と散つた幾多の尊き犠牲に對しては、國家として出来るだけ感謝の途を講じ、遺家族の生活に對する保護に萬全を期してゐるがそれと共に同じく君國のために戦つた尊き戦傷病兵に對しても永久的に保護すべきであるとの見地から昭和十二年十二月内務省社會局に傷病軍人保護準備委員會を設け、引續き厚生省の手に移して審議を進め十三年一月二十七日詳細なる具體案を決定答用した。よつて政府は右答申案に基づき厚生省の外局として「傷兵保護院」を設け一切の傷病軍人保護施設を行ふこととなり同四月十八日官制公布とともに初代總裁並にその他の人事を發布したのである。

右傷兵保護院は、今次事變はもとより、日清、日露兩役を始め、青島戰、シベリヤ出兵滿洲事變等の傷兵軍人並にその遺家族を温く抱擁しようといふのである。

傷兵保護院の事業

一、**教養教化に関する事業** 傷兵軍人がその名譽と矜持とを保持しつゝ自らを慎み、自らを戒めて將來、再び起つて皇國に報じようとする意志と心構へとを涵養すると共に一般國民も將來永く傷兵軍人に對して尊敬と感謝の念を持ち続け、それによつて傷兵軍人が安んじて自力更生をなし得るやう指導教化することである。具體的事業としては次の如きものがある。

- (一) 傷兵軍人の教養
- (二) 一般國民の教化
- (三) その他傷兵軍人の名譽を表彰すると共に、各種教化團體を指導助成し傷兵軍人保護事業への側面的協力をなさしめる。

二、**職業保護事業** 傷兵軍人が再び職業に就くことは身體を健康にするのみならず精神の鍊磨にもなるため之が職業の指導斡旋に盡力をする。従つてその事業を大別すれば

- (一) 職業指導専務職員任命
- (二) 職業顧問の依頼
- (三) 傷兵軍人國立職業指導所の施設
- (四) 府縣に於ける傷兵軍人職業補導施設

(五) 職業再教育の爲の學資給與

- (六) 作業設備の改善
- (七) 作業義肢、作業補助員及介護用具等の給與
- (八) 生業に對する助成
- (九) 失明軍人の爲めの特別施設

三、**醫療保護事業** 醫療保護に就ては次の様な施設を講じて其の萬全を期することになつてゐる。

- (一) 傷兵軍人療養所の設置
- (二) 温泉療養所の設備
- (三) (一)(二)の設備に合はざる場合の委託療養
- (四) 輕傷兵軍人への居宅療養

四、**優遇その他に関する事業** 傷兵軍人に對しては官民擧つて感謝の意を表し、凡ゆる優遇の途を研究しなければならぬが、その爲めに却つて弊害を生ずることのない様にとめなければならぬので次の如き機關が設けられてある。

- (一) 傷兵軍人子弟の育英助成
- (二) 大日本傷兵軍人會への補助
- (三) 財團法人の新設

以上のやうな各種の保護事業は一に我國體の本義にもとづき、立案されたものであつて、かゝる廣範圍に亙る事業を圓滑に迅速に的確に實施して行くためには、中央官廳、地方廳その他の各機關が協力一致し全力をあげて、その目的の遂行に努め、一般國民も亦之に支援と協力を惜しまないやうにしなければならぬ。

銃後國民の責務

謂ふ迄もなく、傷痍軍人は我國運の進展に貢献した偉大なる功勞者であるから、全國民の感謝並に優遇保護を受けるは當然であつて、而も之が爲にする施設は、慈善ではなく、正義に基く嚴肅なる國民の責務と言はねばならない。尙我等國民の特に銘記すべきは傷痍軍人に對する感謝尊敬の念が、時の経過と共に薄ぎ「國民の忘恩者である」といふが如き譏を受けぬやう、國民各自の心構へが確立せられ、傷痍軍人をして永久の英雄たらしめることであり、我等國民は今後一層相戒め相勵まし長期戦有終の美を飾るべく銃後の備へを益々強化することが刻下緊切の要務である。

物價對策委員會

政府では物價需給調整の實施に伴ひ、當然豫想される物價昂騰に對しては、極力これを抑制することとなり、商工省に中央物價委員會を設け廣く衆智を集めて適正なる標準最高價額の調査を進め、各専門委員會を設けて慎重なる審議を行つた結果、昨年六月二十三日總會を開き各種品目にわたつての標準最高販賣價額、ならびに一般消費調整の件につき正式決定答申した。直ちに右答申による最高價格を公表し、これに基づき積極的に小賣物價の騰貴抑制に着手することとなり、大要左の如き商務局長通牒を各地方長官宛に發した。

一、中央物價委員會で決定した答申は主として東京における標準價格であり、地方においてはそれぞれ品等品種も異り、また取引事情も特殊の場合が多い、従つてこのまゝ適用するのは適當でないから地方事情に適合するやう修正して實行されたい。

一、今回の標準最高販賣價格は市況に鑑み取敢へず今後これ以上に引上げさせない見地の下に設定したものである、従つて漸次引下げの意圖をもつてゐることを考慮に入れ、また地方によつてはこの標準最高販賣價格より低い價格で取引してゐる場合もあらうが、かうした場合にはその價格を當該地方の標準價格と定められたい。

一、専門委員會で決定した價格に準じて當該地方における標準價格を定め得る物品について廣くこれを定めるやうにされたい。

右の結果地方各府縣でもそれ〴〵物價委員會を設け、各地方に適合する標準最高販賣價格を公定した

のである。

經濟警察制度

一方に於ては政府は物價昂騰に伴ふ、買占め、賣惜み、買溜等に依る必然的に伴ふ、暴利を得やうとする奸商の撲滅を計るため、内務省内に經濟警察制度の完備を圖ることとなつて、經濟警察專任の警察官を配置したが、昨年八月十九、廿日の兩日内務省に全國經濟警察判任官會議を開催、更に同月二十五日及び二十九日にそれ／＼東日本及び西日本兩ブロックに分けて、警察部長會議を開き、内務、商工、司法、拓務、各省の事務當局と、詳細なる打合せを行つて我國最初の經濟警察制度の運用につき遺憾なきを期し、更に全國を四つのブロックに分け、各ブロック別でそれ／＼經濟警察制度に關する協議會を開き、各府縣緊密なる聯絡を圖つて同制度の實効をあげることに協力することとなつた。

斯の如き新制度を設けるに至らしめた事は、生産者、販賣取引者、殊に資本家が時局に對する認識不足から起つた事であるから、是等が眞に國策遂行上多少の得失を超越して、官民一致して最後の目的に邁進することを忘れてはならない。

國民健康保險法

國民健康保險制度は相扶共濟の精神に則つて疾病、負傷、分娩または死亡に關し保險給付をなすを目的としたもので、自治的な保險組合を作り、この組合をして國民の醫藥負擔を解決せしめようとするものである。

國民健康保險組合には、普通國民健康保險組合と特別國民健康組合との二種類があり、前者は原則として市町村の區域によりその區域内の世帯主を以て組織させ、後者は同一の事業又は同様の業務に従事する者を以て組織する。

本法では組合員と被保險者を區別し、組合を構成し組合に對して保險料の支拂その他の義務を負ふ者を組合員とし、傷病、お産、死亡等の場合に組合から所定の給付を受ける者を被保險者と稱してゐる。被保險者となる者は組合員及びその世帯に屬する者で家族は勿論雇人等その世帯に屬する者一切を包含してゐる。

組合員は平素から一定の保險料を組合に收める。通常保險料率は組合員の資力の程度に應じ、資力の多いものは多く負擔し、貧乏人は少く、負擔するやうに差等をつけ、また農村に於ては場合によつては物納の方法をとるとか、收穫時期に比較的多額に納付させるとかの方法を講ずることになつてゐる。

る。更に貧困者には保険料を減免し、またはその徴収を猶豫することも出来る。
保険給付は原則として療養、助産、葬祭の三種とされてゐるが、保険給付の種類、範囲支給期間、支給額等は、各組合實情に應じて自治的に規約を決定させることにしてゐる。

恩給金庫法

恩給金庫法案は第七十三議會で可決され、昭和十三年七月一日から實施された。

恩給金庫とは恩給扶助料や、勳章年金の受給者に對して、これを擔保として出来るだけ低利に簡便に金融をすることを業務とする特殊の法人で、國立の主旨を一口にいへば、從來の高利貸の喰物にされてゐた受給者達を救済し、公正妥當な金融年金給與の眞の目的を達成することにある。

恩給金庫は、東京市、大阪市、名古屋市などの大都市には出張所、全國各地には取次店が設けられてゐる。

庶民金庫法

高利貸に泣かされてゐる中小産業及び勤勞階級のいはゆる庶民に對して、簡易に小金融をなすもの

で、これは對人信用のみで一世帯につき一千圓以下の小口金融が出来て、その借入金の用途は小口産業資金または生計資金に限定されてゐる。償還は三ヶ年以内で月掛月賦、年賦の方法等がある。

商店法

本法は市及主務大臣の指定する町村における物品販賣業または理容業を営む店舗に適用される。本法制定の主旨は上記業者の従業品保護と不必要な同業者間の競争緩和を旨指してゐる。なほ料理店、旅館などは制限が困難なので除外されてゐる。

本法は商店従業員の保護見地から、閉店時刻を午後十時限りとしてゐるが、盛り場其の他の特殊地域に對しては十一時までの延長を認めてゐる。また歳末年始、中元大賣出しなどの繁忙期間には一年を通じて六十日以内の時間の繰延べを認めてゐる。

また店主は毎月少くとも一回の休日を與ふべしと規定し、使用人に朗らかな一日を約束してゐる。また常時五十人以上の使用人を使用する大商店は、店主は十六歳未満の者及び女子には一日の就業時間を十一時間以内とし、六時間、就業したら三十分、十時間就業したら一時間の休憩時間を與へ、休日は毎月少くとも二回以上としてゐる。これにも繁忙期間の例外を認めて居る。なほ本法は使用人の危害の防止、衛生設備に關して保護規定を設けてゐる。

終りに本法は汽車、汽船その他の交通機關内の店舗及び露店には適用されないが、行政官廳は露店物品販賣業には終業時刻の制限規定を出し得ることとしてゐる。

國家總動員法

國家總動員法は支那事變下の第七十三議會に提出されその協賛を経た數多くの法案中、最も畫期的な最も重大な法案である。

尖鋭なる科學兵器の發達した近代戰爭の特質として、戰爭が大規模で長期にわたる結果、戰爭目的遂行のためには、平時に於て巨大なる兵力を整備し、軍用資材の供給を確保しそれに要する工業力を涵養し、一旦緩急の場合には、平時體制から戰時體制へと、國の全力を最も有効に發揮せしめるやう人的および物的資源の總ゆる方面にわたつて統制運用しなければならぬことはいふまでもない。

こゝに於て國家總動員法制定の必要は痛感され、大正七年歐洲大戰中制定せられた軍需工業動員法の不備を補ひ、諸外國の制度施設を研究しわが國情に即するやう立案し、完全なる國家總動員の基本法として制定せられたのである。

右法案の制定に當つては、はじめ衆議員各派の態度は社會、東方其他小會派の一部を除いては、政民共に極めて反對的氣勢強くその成行きを危れて居たが、政府側の極めて鞏固なる決意に對し、政

兩黨も遂に時勢の力には抗し難く、いづれも無修成で可決することとなり、たゞなほ疑點を残す點に於て次の付帶決議を附けて可決したのである。

一、本法の如き廣汎なる委任立法は全く異例に屬す、政府は將來努めてその立法化を計るとともに官吏制度の改革を斷行し、また、これが運用にあつては憲法の精神に悖らざるべきは勿論國民愛國心の自主的發露を基調として苟くも本法を濫用して人心の安定を脅威し産業の發達を阻害せざるやう嚴に戒心すべし。

二、本法の制定とともに政府は進んで世界の平和を實現し文運の進歩に貢獻するため速に外交機能を刷新し對外國策を確立すべし。

かくて本法は四月一日公布、續いて五月三日施行勅令が公布され同月五日からいよいよ内地は勿論朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島の外にも同時に施行せられたのである。

本法は所謂基準法であつて具體的内容は擧げて勅令によつて規定することになつて居る。つまり言ふて見れば勅令を發布するに必要な法律的根據を本法を以つて作つて置く爲の立法である。

而してその構成は第一條から第三條までは總則とも稱すべきもので、本法に謂ふ國家總動員の定義を與へ、その性質を明かにし更に本法が發動する物質界の領域即ち總動員物資とは何を指すかを明かにし、また本法の言ふ業務を列舉して、本法發動の限界を明示したものである。

第四條より第二十條までは戰時規定とも言ふべきもので、戰時に際し總動員體制に基き人的及び物

的資源の統制運用を期する爲、諸方策を規定したものである。勞務動員として臣民徵用、團體の参加協力、勞務の需給調整、勞働條件の適正、勞働爭議防止に關する處置を規定し、貿易對策としては輸出入の制限統制、資金工作として投資の統制、金融機關の統御、會社の利益制限等を示した。之に續いて、總動員業務に屬する工場、船舶の管理使用又は收用し得ることを明かにし、また收用したものと拂下げ等に關する事項を定め、最後に新聞紙出版の發賣禁止、差押等の規定を挿入してゐる。

第二十一條より第三十一條までは平時規定で、戰時の總動員體制を圓滑ならしむる爲に、平時より諸般の調査、工場能力の維持擴張、從業者の養生、科學研究の獎勵等を定め之に伴ふ補助金、補償金制度を樹立する必要あり之を規定したものである。

第三十二條より第四十九條までは全くの罰則で、第五十條では本法が具體策をあげて勅令に委せて居るに鑑み、之の勅令案その他につき諮問する爲に國家總動員審議會を設けることを明示したものである。

尙國家總動員審議會は、本法施行に關する重要事項（軍機に關するものを除く）に付政府の諮問に應ずる爲の機關である。

右總動員法案施行せらるゝと同時に當面の必要に應じ、本法第十三條に基づき勅令として工場事業場管理令が同じく五月三日公布、五日より實施されたが、これは從來の軍需工業動員法第二條による「工場事業場管理令」に代つたもので、國家總動員法がはじめて適用された勅令である。

なほ同法の施行に關する重要事項につき政府の諮問に應ずる「國家總動員審議會」の構成については、委員數を五十名とし議會との口約によつて、そのうち三十名を貴衆兩院議員をもつて充てることとし、残り二十名を關係各官廳高等官および學識經驗者から選ぶこととし、その官制を五月三日發表したが、直ちにその委員の人選に着手、六月卅日詔發令されたのである。

なほ、國家總動員第三回審議會に於て、左の如く國民能力關係勅令案を可決し之れが實施の運びとなつた。

- 一、一般國民の職業能力に關する勅令
- 一、船員の職業能力に關する勅令
- 一、船舶運航技能者の養成に關する勅令
- 一、從業者雇人制限に關する勅令

本勅令の實施理由は、時局のため軍需品生産の擴充を緊急の要務とするにあつた。軍需品工場を生産を擴充しこれに伴ふ勞働者を適正且迅速に充足することが刻下の急務である。しかしてこれに對處する勞務對策の實施上、職業能力等現在の勞務の配置状況を明確にする必要があるのである。最近熟練工等技術者の工場相互間に於ける引拔爭奪の現象は益々激甚となりこれがため生産に支障を及ぼすこと少からず、雇傭者の自制を以てしては爭奪防止を達すること能はざる事態にあるのであつて、一定職種の勞働者の雇入れに付規則を加へる必要があるからである。

資源愛護と國民生活の實際

資源を愛護せよ

支那事變勃發以來我國は、國を擧げて、戦前に銃後に、國策遂行の爲め汎ゆる艱難と努力とを惜まず國民一致協力してこの非常國家興隆の爲めに力を注いで居る事は寔に國家の爲めに祝福すべきことである。然し乍ら銃後國民の安定なくしては長期建設に對して永續に堪へ得るものではない。

古諺に曰く「倉廩滿ちて榮辱を知り、衣食足りて禮節を知る」とあるが、今更ながら國防の充實と食糧の自給と、戦争に伴ふ軍需必需品の自給自足にとが最大なる急務である。

先づ眞先に感ずるものは戦争必勝の爲め費される軍需資材であつて、これが大部分が、海外よりの輸入に依つて需給されるのであるから、我々國民は、先づ國際收支の適合を圖り國內工業を振興せしめる爲に國産品を愛用し、資源愛護の意味に於ては、廢品の回収に努ねばならぬ。

國內に於ける資源を活す爲めには、農産、漁獲の増進を圖ると共に、鑛産物の増産に對しては、凡ゆる犠牲を拂つても其の増産を目指して、資源開發に努めなければならぬ。従つて國內に於ける現有資源を生し、復活使用の目的の爲めには國民等しく、物の使用に當つて無駄を生じないやう心掛く

るは當然の義務である。即ち銃後にある國民が舉國一致熱誠溢るゝ聲援を送り、凡ゆる資源を國民が各々其の分に應じ全智全能を傾けて綜合運営し、以つて龐大なる軍需資材の補給に萬全を期することを忘れてはならない。

この重大時機に當つては、直接間接に軍需資材の供給を潤澤にするは勿論であるが、亦一方に於ても國産の振興を忘れてはならない。國産振興は國産愛用と相俟つて國際收支の改善を目的とするもので、國防産業の維持發展即ち所謂生産力の擴充である。然るに我國は此の生産に伴ふ資源に甚だ乏いのである。従つて此處に起るもの資源愛護の聲でなければならぬ。

近代戦は兵力と經濟力の戦

近代戦は兵力の戦であると共に、經濟力の戦であつて、此の經濟戦に打克つ爲には國民が國の經濟政策を好く理解し、一致協力して之を實行して行かねばならないのである。かの歐洲大戰に於て精銳無比の軍隊を擁した獨逸が、幾度か聯合軍を撃破しながらも如何に物資の不足に苦しんだか、而も遂に之を解決し得ずして一敗地に塗れたことを考へると、如何に物的資源が國防上の重要なかを諒解し得るのである。

然らば國防上重要な資源とは何を指すか。石炭、鐵、石油、銅、ゴム、棉花等の重要なものは云ふ

までもなく、近時に於ける戰鬪形態の複雑化、戰爭と經濟の結合は國防資源の範圍をあらゆる方面に押し進めるに至つて、其の品目は枚擧に遑がないのである。従つて現代に於て此の多種多様の國防資源を一國內に於て充分に領有すると言ふが如きことは、如何なる國と雖も不可能であつて、我國も亦國防資源の自給に付いては未だ完全なる域に達して居らないのである。此の意味に於て生産力の擴充を圖ると共に國民全般が、各種資源の消費を節約し、或は既に使用したるものであつても之が有效なる更生利用を圖り、或は代用品の使用に努める等長期經濟戰に堪ふる様國力を涵養すべきである。

資源の不足も敢て恐るゝに足らず

昔、或る禪寺の僧が行水を使つた水を其の儘捨てた所、忽ち住職の一喝を喰つたと云ふ話がある。只一回の行水で捨てられた水は永久に利用の道を失つたが、之を庭に撒けば埃を鎮め又は草木の枯渴を防ぐに益する。茲に資源愛護の眞意を包蔵する。物は一寸した注意で二重の効果を擧げ僅かの工夫で數倍の利用を計ることが出来る。

一桶の水も斯くしてよく十荷の役を果し得る。九千萬の國民が等しく此の心を以て對處したならば資源の不足も敢て恐るゝに足らない。浪費を戒め、工夫して活用に努め、廢物と雖も忽せにしない心掛けこそは、我々日常生活を充實する絶對の要件である。例へば一着の洋服も平常の手入、修繕、裏返し等に依つて二年の壽命を五年に延長し、後に子供用パンツに改造すればこれは用途の擴張であり消費の節約となる。更に改造服地の斷屑、パンツのボロを賣拂へば其等は貴重な原料となり再生され立派な羅紗となり毛布となる。其の賣拂代金は新たな必需品を買入れる一助ともなり、他方に於て重要資源を回收し得る方途を開きたることとなる。

世間には不必要な家具、什器、ボロ、屑物等を徒に貯藏し、何等利用の道を講じてゐない家庭も少くないであらう。斯る不用品、廢物は宜しく整理し、整頓して、内には生活改善の實を擧げ、外に對しては原料を供給して生産力の擴充に貢獻するの心掛が必要である。

資源愛護は先づ家庭から

即ち資源愛護は、先づ家庭から始まらねばならない。それには何よりも先に物が廢品とならぬ様に心掛く可きである。衣類の虫喰ひは大丈夫か、洗濯を怠り物の壽命を縮めては居ないか、修理を厭つて益々破損を大きくしては居ないか、食料品の貯藏、調理、廢棄に當り無駄はないか、手近な所から御互に今一度考へて見る必要がある。

物の利用の途が愈々絶えて、家庭内では全く廢品となつたときでも、唯之を地上に投げ棄てたり、物置や戸棚の隅に死藏して置くことなく、成るべく原形を保ち居る中に古物屋、屑屋等に引渡し之に

更生流通の機會を與へるべきである。是等廢品は、他所で何等かの方法で新たな生命が吹き込まれ、再び利用の過程に導かれ得るのである。斯くの如き廢品處理は、即ち用途の合理的轉換に外ならざるものであつて、不用處分と云ふ消極感に惑はされ、其の積極的意義を見逃す事なき様御互に留意すべきである。

以上の場合一家の生計費を助けることは云ふ迄もなきことながら、電氣、水道等と異り、家計の上に直接現はれざる爲、同様の重要性を持ち乍ら屢々氣付かれずに居るのではあるまいか？

消費節約と廢品處理とは、取りも直さず資源愛護精神の發露にして、其の利する所は、單に一家庭のみに止まらず。此の資源愛護に依り、其の生産に要したる原料、材料、動力、勞力等が節約せられ此の餘力は、現に最も必要とせらるゝ部門に對し「生産力の擴充」を實現し得ることになる。特にこれ等原料や材料が外國品なる場合には、其の節約に依り輸入數量を減じ「國際貸借の均衡維持」に寄與する結果となる。又生産力と輸入力とに一定限度のある以上「物資需給の適合化」を圖る爲にも、是非共、現在所持する物の効用を十二分に發揮せしめて、不要、不急の購入を慎み、之に依つて國家の緊切なる需要を充足し得る餘地を造る可きである。斯の如く家庭内の資源愛護は、唯其の一家庭の爲のみでなく、社會の爲であり、國家の爲である。

近代國防に於て必要とする資源は、單に直接、兵器、彈藥等に用ひらるゝものゝみでない。其の範圍は殆ど一切の物資に互つて居り、國防に役立つ資源なしとも云ひ得る。然も家庭用品を製造す

る爲に要する原材料は、何れも極めて重要な國防資源である。此の際、此の一事に思ひ到れば家庭に於ける資源愛護は、我々が先づ以て爲し得る國防力への参加であり、又必ず爲す可き銃後の務である。殊に家庭婦人は留意す可きである。

國產愛用の意義

我國が國產の製造を奨勵し、其の國內の普及、海外に於ける販路の擴張に努力することになつたのは遠く大正三年のことであつた。

歐洲大戰前及其の當初に於ては我國の貿易は依然輸入超過を續け、國民の間には舶來品崇拜の陋習は根強く急激に止み難いものがあつたので、發展の軌道にある我國の工業の確立を圖る爲めに國產愛用運動が開始されたのである。その後凡ゆる改善と努力に依つて我が國產品は世界市場到る處に進出し、強大なる進出力を持つに至つたが、各國は我國の海外市場に於ける異狀なる發展をおそれこれが對策とし、關稅引上げ、輸入制限等の重壓を加へ來たのである。依つて是れに伴ふ我が國の生産力に必要な資源を外國よりの供給に俟つ外なき重要品目が、或ひは輸出を禁止し、或は制限されるに及んで、直接に資材の不足を來したのである。

茲に政府は、輸入制限に依つて配給不足を感じる物資で國內に於て是れに代用し得る品目を舉げて

國産の奨励につとめ、國民の不滿を省みず斷然この措置に出たのが、即ち國産代用品の奨励並にその官制である。

國産代用品 輸入外國品に代用し得べき國産品の中には代用原料品と代用製品の別がある。勿論この區別は嚴格なものではないが、前者は例へば天樹脂の代用として人造樹脂を用ひ、生ゴムの代りに人造ゴム、再生ゴム、ミルク、カイゼンに代るに大豆粕よりのカイゼンがあり、木材パルプ代用の薬パルプがある。然し之等は一般消費者に直接には關係はないものであつて、この原料から製品を作る事業家の研究に俟つべきであるが、直接消費者の手に觸れる代用製品の主なるものは次の如き物である。

ステープルファイバー製品 羊毛綿花からの製品代用品としてステープルファイバー製品は代用品中の花形で、羊毛は殆ど全部を外國から輸入し輸入總額の七・三%に當り假りに四割の輸入節約をする時は八千萬圓の輸入減となり、この輸入制限を爲す爲めには日常生活に於ける一般の使用を禁止節約を必要とする。我國民の衣類中、最も需要の多い綿織物の原料たる棉花も亦其の大部分を海外から輸入し、輸入總額の三〇%即ち（八億五千萬圓）を占めて居るから其の二割を節約すれば一億七千萬圓の輸入減少となるのである。

羊毛、棉花は氣候風土の關係で我國に於ける生産は殆ど不可能である。故に専ら輸入を俟つ外ないので、輸入困難となつた現在之れを原料とする工業は衰微し、軍需品としても、國民必需品としても

缺くべからざる衣類の供給が斷たれんとしてゐる。依つてその對應策として棉花、羊毛、輸入の制限を受けたる今日その使用を制限し、ステープルファイバー等の代用品の奨励をする所謂である。ステープルファイバーの製品としては、洋服、和服の衣類、毛布、足袋、靴下、襦袢、敷布、ハンカチ、タオル、手拭に至る迄凡ゆる製品の分野に亘り、オール・ステープル製品とし或は混用品として現れ技術の進歩に依り毛織、綿織に比して孫色ない程度になつて居る。

絹製品及び人絹製品 生糸及絹織物が我國輸出品の太宗なることは周知の事實であつて輸出總額の一六%即ち四億七千萬圓に達して居る。而して絹織物は固より独自の性能を有して居るのであつて、代用品ではないが之が純然たる國産たる意味に於て之を使用する事は即ち棉花、羊毛の消費を節約し得るわけである。特に特殊加工を加へ羊毛と混織すれば羊毛代用品が出来ることになる。

人絹工業は最近十數年の間に異常なる發展を示し、その製産高は長年世界第一を誇つた米國を凌ぐに至つたのである。人絹は、ステープルファイバーと同じくパルプを原料とするもので、其の製法も大體同様であり、ス、フと共に有力なる代用品である。

水棲動物皮革製品 靴、鞆、トランク、家具、馬具、機械用品、軍需用品等皮革の利用される範圍は廣く、殊に軍需方面の需要は今後益々増加されることであらう。然るに我國に於ては牧畜は地勢風土の關係から捗しからず皮革の原料も大部分は海外からの輸入に俟たなければならぬ。

然るに一方我國は四方海に圍れ水産物に富んで居るから、之の皮を利用すれば皮革の海外輸入を節

約し得るのである。鮫皮、鮭皮で作つた靴、ハンドバック等體裁も美しく、皮質も強靱であり、鯨皮と共に大いに愛用せられるわけである。

擬革、ヴァルカナイズトファイバー製品 前述の如き皮革の代表と共に之等製品も大いに愛用されなければならぬ。擬革は綿布に塗料を塗つたもので、後者は紙質のものであるが、外見は眞の皮革と殆ど差異なく、トランク、靴、家具等として立派なものが出来てゐる。

人造石油 石油が國防上如何に重要であるかは今更言を要しない所であるが、我國の石油資源は貧弱であつて石油總需要量の九割以上は海外からの輸入に依存して居る状態である。此處に燃料國策の緊要性があるのであつて、政府に於ても早くからその解決に苦心して來たのである。而して液體燃料自給策として先づ考へられるのは内外石油資源の開發であるが、既に世界の主要なる石油資源が英米資本に依り獨占され居る現状を考へ又國內油田の過去の實績に顧みる時は、今後益々増加すべき石油の需要量を天然石油のみに頼る事は實際上不可能であると謂はざるを得ないのである。茲に於て政府に於ては天然石油に代るべき代用燃料問題を解決することを決意し、アルコールの混用を強制すべく其の實施準備を進めると共に人造石油事業の確立に邁進してゐる。然らば人造石油とは如何なるものであるかと言ふと、其の製造方法は種々あるが、要するに石炭を原料として人工的に製造した石油である。現在製造方法としては、低温乾餾法、合成法及素添加法の三種が多く行はれてゐる。幸にしてその原料たる石炭は友邦滿洲國を通じて相當多量に存するから、本事業の將來は充分見るべきものがある。

ると期待し得るのである。

藁パルプ 製紙業、人絹工業、ステープルファイバー工業の發達に伴ひ原料パルプの需要は莫大なるものである。パルプの原料たる木材は北海道、樺太に多量の産出があるが、國內の資源にも自ら制限があるから輸入パルプを以て需要の不足を補はねばならぬ現状に在る。我國には多量の藁が生産せらる點に着目し、最近その藁から洋紙、和紙抄造用のパルプを作るに至つたが色相良好で輸入パルプの防遏に貢獻する所甚だ大きい。

人造樹脂 松脂、コパルガム、琥珀とかの天然樹脂は塗料印刷インキ、リノリウム等化學工業には缺くべからざる原料で、又電気絶縁材料、美術裝飾品材料として重要なものである。之等の工業が最近我國に發達して以來需要は年々増加する一方であるが、其の供給の大部分は海外からの輸入に仰いでゐる状態である。我國は氣候風土の關係上天然樹脂はその生産極めて少く、又松脂の如く我國に生産あり且つ其の増産の奨励されてゐるものでも多くを望む事は出來ず、又無限に發達する化學工業に對して天然産は自ら制限があるから、遂に化學的合成法に依つて同性質の代用品を作り出すに至つたのである。最近我國では製鐵、石炭液化、瓦斯事業に於ける副産物たるコールタールを利用して製出することに成功し、爾來此種工業は漸次發展せんとする機運にあり、既に市場に製品を出して大いに販路を擴げてゐる。

人造ゴム 天然ゴムは熱帯に生育する樹木より採取したものであつて、自動車、自轉車、飛行機の